

平成15年度研究報告書

ドイツ・フランスの
児童虐待防止制度の視察報告書

Ⅱ フランス共和国編

研究代表者 松井 一郎 子どもの虹情報研修センター
共同研究者 才村 純 日本子ども家庭総合研究所

社会福祉法人 横浜博明会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

フランス共和国の子ども保護(虐待防止)制度の視察報告書

まえがき

筆者らは平成15年7月の1週間、フランスのパリを中心とした地域で「子ども虐待」に関連する機関、施設の視察・見学をする機会をえた。本報告書は、視察で瞥見した「フランスの虐待対応の諸機関」の活動を帰国後、系統的に整理し、フランスの虐待防止制度の概略と、それらの活動を支える「フランスの子ども保護(虐待防止)制度」を中心にまとめたものである。

現地視察調査では通訳を介しての質問、応答を行い、多くの資料の提供を受けた。訪問機関の記録整理と帰国後の録音テープ再生、文献(日、仏)参照などから報告書の作成に取りかかった。しかし、筆者らの専門が、医学と社会福祉学であることから、フランスの虐待防止制度の細部・詳細の理解には至らなかった。特に法制度の咀嚼は容易ではなく、加えて、この国固有の法律用語と制度の難解さに戸惑った。また、多数の頭字語(acronyme)が機関名や専門用語として用いられている点も妨げとなった。仏語を読めない語学の非力さは最後まで障壁として立ちふさがったが、即席の仏語学習と仏人の翻訳指導で形を整えることができた。不備な点は今後の研究者の調査と研究に期待したい。

筆者らは過去に英、米、豪、独、その他の短期間の児童虐待視察を行ったことがある。これらの経験に比較してみると、フランスの虐待対応は効果的な成果を挙げており、その根拠は極めてユニークな制度、特に徹底した児童保護のシステムと、司法の関わりの広さ、深さに支えられていると考えられた。

今回の調査の大枠は、我が国の児童虐待制度の改善に役立つ資料として調査企画されたものであった。これまで情報入手の少なかった非・英語圏のフランスで、虐待の一次、二次、三次の各段階の対応を国家統一的に実践している実態と、高いレベルまで進めてきた法制度、行政対応、民間協力、ひいては基盤となるフランスの国民性や権利意識、論理性と文化に感心させられた。少なからぬ点が我が国の制度改善に役立つと考えている。

松井 一郎：子どもの虹情報研修センター・研究主幹

才村 純：日本子ども家庭総合研究所・ソーシャルワーク研究担当部長

目 次

まえがき	I
略語（頭字語：acronyme）と法律用語	VI
ボックス図表等の一覧表	IX
I. 本報告の目的と骨格	1
II. フランスにおける現在の児童保護制度（虐待防止制度）	5
A. 概要と特徴	5
B. 現行のフランス子ども保護（虐待防止）制度の骨格	7
1. フランスの現行制度の根幹をなす法律	7
2. 1989年「児童保護法」の具体的内容	8
3. フランスにおける虐待対応の全体像（模式図）	8
4. フランスの保護システムでの国／県の分担	10
III. 被虐待児、リスクのある児、危険な状態にある児（要保護児童）の統計	12
A. O D A S の活動：被虐待児の定義、把握の困難さと年次統計の扱い	12
1. フランス国家統計：被虐待児、リスクのある児、危険な状態にある児の区分	12
2. フランス国家統計による被虐待児、リスク児、危険な状態にある児の年次推移	13
3. フランス国家統計による被虐待児：虐待4類型の年次推移	15
B. O D A S 統計の基礎となる個人ファイル（観察記録）の最低記載事項	16
C. O D A S の要保護児童（Enfants en danger）観測統計の方法論ガイド	17
IV. フランス児童保護制度の歴史と“子どもの権利条約”批准および以降の展開	20
A. 制度変遷の概略	20
1. 第二次大戦以前の法律	20
2. 第二次大戦以降の法律	21
B. 親権に関する法律、親権の新しい定義	22
1. 1970年6月4日の親権に関する法律	22
2. 1987年7月22日の親権の行使に関する法律	23
3. 1993年1月8日の「身分（証書）、家族、子どもの権利に関して民法典を改正し、 家族事件裁判官を創設する法律第22号」	23
C. 子どもの権利条約とフランスの児童福祉	24
1. 子どもの権利条約に対するフランスの態度	24
2. 条約の批准を目指してとられた法律の整備	25
3. 条約批准を目指してとられた施策	26
4. 条約批准後にとられた施策	26

5. 1993年1月8日の「身分（証書）、家族、子どもの権利に関して民法典を改正し、 家族事件裁判官を創設する法律第22号」	26
V. 被虐待児の保護システムの具体的状況	27
A. 虐待の通報義務	27
1. 通報の定義と範囲	27
2. 通報義務者	27
3. 通告義務違反の法的責任	28
4. 通報制度の実態：パリ県の通報状況	30
5. パリ県の「通報と緊急事態取扱窓口：T S U」の通報実態	32
B. 「もしもし、虐待？」被虐待児の電話相談・国家サービス（S N A T E M）	33
1. 電話相談国家統一サービスの発足	33
2. 運用の実態	33
3. 年間経費	34
4. S N A T E Mと他機関の協力関係	34
C. 児童司法保護機関（P J J）、とくに少年（子ども）判事の制度	35
1. 通報事例の司法・裁判所移行	35
2. 刑法に関する手続き	35
3. 虐待行為と刑法の関わり	37
4. 警察の役割	40
5. 児童司法保護機関：P J Jと少年（子ども）判事	40
6. 一時保護、子どもの一時的受け入れ施設	41
D. 育成養育扶助（援助）のながれ	42
E. 行政上の保護	45
VI. フランスにおける虐待防止の民間活動	47
A. アソシアシオンの活動	47
B. アソシアシオンの性虐待対応事例	47
VII. 虐待予防における母子保健活動（P M I）の協力	50
1. 母子保健法による保健所活動	50
2. P M Iの虐待予防活動の主要点	50
3. P M Iの共同活動	50
VIII. 虐待とくに性虐待への対応と治療の展開	52
1. 法律による性的犯罪の抑制	52
2. 虐待、性虐待への治療機関の整備	52
3. Lille 大学病院センター：E S P E D（C A V A S E M Dijon）	56

IX. 米・仏・英・独・日の虐待対応制度の比較と考察	57
1. I S P C A N発行の「児童虐待の世界展望」	57
2. 米、英、仏、独、日の制度比較	57
X. フランスの施設見学と帰国後の整理から学んだこと	62
1. 児童保護（虐待防止）制度で感心した点	62
2. 行政サービスで感心した点	63
3. 福祉を支える基盤で感心した点	64
4. 保護対象児と被虐待児の情報管理と統計作成で感心した点	65
5. 民間活動が極めて盛んで、フランスには100万のアソシアシオンがあること	65
6. 「もしもし、子ども虐待」SNATEM：が全国統一119番であること	65
7. 虐待（児童保護）対応の段階的施策（対応）で感心した点	66
XI. 旅程および見学施設概要	67
A. 訪問国及び訪問調査期間および訪問者	67
B. フランス訪問機関の概要	67
1. 地域社会活動の国家観測機関 O D A S（児童保護および虐待の統計専門機関）	67
2. 児童虐待の情報・研究フランス協会 A F I R E M （国際児童虐待防止協会フランス支部）	70
3. アンファン・ブルー（児童虐待治療機関、アソシアシオン）	71
4. 市庁舎：児童福祉部 A S E（セヌエサンドー県オルネー市・スポア街）	74
5. 性虐待および児童虐待治療センター C A V A S E M Dijon （ディジョン、国立病院メディカルセンター内）	77
6. 被虐待児の電話相談国家サービス S N A T E M「もしもし、子ども虐待？ 119番」	79
後書き	82
文 献	84
調査に関連した資料	86
資料1 フランスの国土・社会統計の概要	86
資料2 フランスの行政体系と地方行政の仕組み	88
資料3 Gaby Taub：「フランスの児童保護」I S P C A N年次大会講演（2001年）	89
資料4 観察対象となる個人ファイルの最低記載事項（O D A S：統一通報の様式）	97
資料5 各年次の国家統計・再掲カード（O D A S：統一通報様式：要保護児童、県別）	104
資料6 国際児童虐待防止協会フランス支部：A F I R E M との会議記録	106
資料7 国際協会フランス支部：A F I R E M との出発前連絡	115
資料8 I S P C A Nニューズレター“THE LINK”に掲載された「日仏交流計画」	125
資料9 被虐待児の電話相談・国家サービス（S N A T E M）のポスター、組織、 概要パンフレット	126

略語（頭字語：acronyme）と法律用語

略語（頭字語：acronyme）

◆ A E M O

Action educative en milieu ouvert (dans le milieu naturel de vie l'enfant)

育成養育扶助：【菊池⁴⁾】、直訳は「公共の場（開かれた環境）における育成養育活動（子どもの生活の場として）」

◆ A F I R E M

Association fraicaise d'information et de recherche sur l'enfance maltraitee

児童虐待の情報と研究のフランス協会、国際児童虐待防止協会：I S P C A Nのフランス支部が置かれている。

我が国の J a S P C A Nに相当する組織

◆ A S E

Aide sociale a l'enfance

県が提供する「児童社会福祉扶助（援助）」（機関）

◆ C A M S P

Centre d'action medico-sociale precoce

思春期医療社会活動センター

◆ C A V A S E M

Centre d'Accueil des Victimes d'Abus Sexuels et des Enfants Maltraitees

性虐待および児童虐待被害者の受入れセンター

◆ C . H . U .

Centre Hospitalier Universitaire

大学病院センター

◆ I S P C A N

International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect

国際児童虐待防止協会（米国：デンバーに本部がある）

◆ O M O

Observation en milieu ouvert

保護観察、直訳は公共の場（開かれた環境）での観察

我が国では「保護観察」は犯罪児・者の自発的な改善更正を図る制度として位置づけられているが、フランスの場合は観察・相談として緩やかな枠組みのようである。

◆ O D A S

Observatoire nationale de l'action sociale decentralisee

社会福祉統計機関、直訳は 地域社会活動の国家観測（機関）

社会福祉に関する国家および地域統計の専門機関

◆ O P P

Ordonnance de placement provisoire

一時保護（臨時収容）の命令

◆ P J J

Protection judiciaire de la jeunesse

児童司法的保護（機関）

◆ P M I

Protection maternelle et infantile

県が提供する「母子保健による保護」（機関）、我が国の「保健所」に相当する機関

◆ S E A T

Service éducatif auprès du tribunal

裁判判決後に提供する育成養育サービス

◆ S N A T E M

Service nationale d'accueil téléphonique de l'enfance maltraitée

被虐待児の電話相談・国家サービス（機関）

◆ S S

Service sociaux

県が提供する「社会福祉サービス」

◆ T S U

Traitement des Signalements et de l'urgence

県の ASE 内に設置された「通報と緊急事態取り扱い窓口」

★フランスに限らないが、専門領域では数多くの略語が用いられる。専門家には使い慣れた、理解に問題のない用語であっても一般用語としては馴染めないものが多い。

★フランスでは、この略語の使用が極めて多く、会話や内容理解に大きな妨げとなる。単語の最初のアルファベットを連結する **頭字語 acronyme** が随所に用いられる。ユネスコ、WHO、など一般化した用語の他に、児童福祉の領域で実に多くの頭字語が頻用されており、本報告書に用いた用語を以上にまとめた。

★頭字語の日本語対応は、幾つかの論文^{1)~4)}を参考にしたが、これらの用語が統一されていない。

また、不適切と思われるものもあった。フランスと日本では国家・行政制度が異なるから対応する組織が存在しない場合も多い。仮の訳語と考えて頂きたい。また、誤りがあればご教示頂きたい。

★作業の能率化のために、本報告書では仏語固有の「つづり字記号」は全て省略した。

法律用語

◆オルドナンス Ordonances

【法令】政府の委任立法権限に基づく法規：国会が法律をもって本来規律すべき特定の事項について、政府の要請に応じて授權法律（loi D'habilitation）によって授權がなされた場合には、政府はオルドナンスのかたちで法規を制定しうる。公布の日より発効し、授權期間を定めて制定されるもので、満了前に追認の法律案を国会に提出しない限り期間満了により失効する。オルドナンスは形式は行政立法のため、行政裁判所は適法性の統制を及ぼしうる。国会が否決した場合は、廃止の意思表示になるため効力を失う。

◆デクレ Decrets

【（主権者の）命令】首相が制定する法規はデクレの形式をとる。白紙委任立法権限の憲法上の容認であるオルドナンスと異なり、従来から命令を制定する権限は執行権に認められていたものであるが、第五共和制憲法典では、命令事項が法規の存在形式としては原則となり、命令制定権の重要性が飛躍的に増大した。

◆アレテ Arrete

【委任命令、施行命令、布告】オルドナンスやデクレの範囲内で、大臣や知事が制定する委任命令や施行命令の形式。

◆シルクレール Circulaires

【通達】行政の所管機関が所管の機関等に発する指示の通知。

★フランスの代表的児童虐待教科書【Manciaux 他】⁵⁾の巻末に関連法が列挙されているが、それらに用いられている専門用語（フランス独特の法律制定の形式）の解説を加えた。

★児童福祉や児童虐待の対応に関わる法律、子どもを保護しまもる法律は、三つのレベルがある⁹⁾。

第1は、**民法典 Code civil**で、子どもに対する父母の権利と責任を一義的に規定する。

第2は子どもの保護を社会が講じるもので、**行政的保護 la protection administrative**と**司法的保護 la protection judiciaire**の内容を多くの関連法で規定する。これらはフランス固有の制度で、**二重の保護制度 un double systeme de protection**と言う¹²⁾。フランスの多くの虐待教科書で解説がなされている。

第3は、子ども虐待行為に対する**刑法典 Code penal**の適用である。

これらの国内法の骨格に加えて、フランスでは、1990年の「**子どもの権利条約**」批准に対する関連国内法の整備が進んでいる。

★フランスの「子どもの権利や保護」に関する法体系は煩雑であって、我々の訪問調査に対応してくれたフランスの児童福祉・虐待防止の関係者も分りづらいという。特に外国人、かつ法律の専門職でない我々にとって理解が難しかったが、**虐待防止システムの中心部分はその国の法制度にある**と考え挑戦してみた。不適切な法律用語の使用が多いと思うが、ご教示をお願いしたい。

ボックス図表等の一覧表

【本文】

◆フランスにおける虐待対応の全体像（模式図） フランスの虐待防止の特徴と流れ図【ボックスⅡ-B-3】	9
◆フランス児童保護制度の分担【ボックスⅡ-B-4】	10
◆三つの虐待関連定義【ボックスⅢ-A-1】	13
◆フランス国家統計にみる被虐待児、リスク児、危険な状態にある児 【ボックスⅢ-A-2】	14
◆フランス国家統計にみる被虐待児、4類型の推移【ボックスⅢ-A-3】	14
◆ODAS統計の流れと理論模式図【ボックスⅢ-C】	18
◆職業上の守秘義務、犯罪非告発、未成年に対する虐待の非告発と 根拠条文、処罰対象、例外、罰則の対応表【ボックスⅤ-A-3】	29
◆パリ県の通報件数の推移と内容分析【ボックスⅤ-A-4】	31
◆パリ県の「通報と緊急事態取扱窓口：TSU」【ボックスⅤ-A-5】	32
◆フランス国家統計：通報の裁判所移行比率【ボックスⅤ-B-1】	35
◆虐待関連の刑事事件の手続き【ボックスⅤ-B-2】	36
◆未成年に対する犯罪行為の刑法典対応【ボックスⅤ-B-3】	38
◆少年判事と育成扶助手続き【ボックスⅤ-C】	43
◆虐待、性虐待への治療機関CAVASEM Dijonの実態と緊急度、機関連携 【ボックスⅧ-2】	55
◆主要先進国の児童虐待・国際比較（1）、（2）、（3）【ボックスⅨ-2】	59

【資料】

◆ドイツとフランスの基礎的事項【ボックス 資料1】	87
◆フランスの行政骨格図【ボックス 資料2】	88
◆ODAS統計〔個人カード記載事項：入人口調査〕	97
◆ODAS統計〔個人カード記載事項：出口調査〕	101
◆ODAS統計〔個人カード記載事項：県別再掲調査カード〕	104
◆児童虐待情報研究フランス協会（ISPCANフランス支部）への質問項目（添付ファイル）	117
◆ISPCANニューズレターの日仏交流記事【ボックス 資料8】	125
◆「もしもし、子ども虐待？119番：SNATEM」のポスター【ボックス 資料9-1】	126
◆「もしもし、子ども虐待？119番：SNATEM」の組織【ボックス 資料9-2】	127
◆「もしもし、子ども虐待？119番：SNATEM」受信状況【ボックス 資料9-3】	128
◆「もしもし、子ども虐待？119番：SNATEM」対応マニュアル 【ボックス 資料9-4】	129

I. 本報告の目的と骨格

フランスの児童虐待の対応制度を知る目的で現地の調査を行ったが、限られた期間の施設訪問ではその全容を把握する事は不可能であって、「木を見て森を見ず」「群盲像を撫でる」の感を免れない。そこで、現地調査で得た資料とA F I R E M（国際児童虐待防止協会フランス支部）に依頼購入した虐待関連の主要著書、既に国内で報告された文献をもとに、フランス児童虐待の現状、統計、対応の制度、その変遷、基軸となる組織と機関、関連事項をまとめた。制度の骨格を知ってはじめて訪問機関の役割や機能を正しく理解できると考えたからである。

総括的な理解を深める事を目的として作業を進めた。調査出発前に現地の担当者に聞きたいこと、質問事項等を整理し、フランスの虐待専門家と連絡をとったが【資料7】、基本事項は本報告でまとめることが出来たとおもう。

フランスの虐待対応の諸活動は、後述のように世界のトップクラスにあると言われる【57頁】。フランスの虐待防止（子ども保護）は、司法的保護と行政的保護の二者を両輪としており、我が国の児童福祉政策（児童福祉法、虐待防止法、関連法）の考え方とは根本的に異なる。フランスでは年間数万の**要保護児童（危険状態にある児）**の約60%が裁判に移行し、必要な保護が決定される。司法による保護では、当然国家によって管理されるが、同時に県および自発的な組織（アソシアシオン）の援助を受ける。それは少年判事が決定する社会介入の全てを含むもので、「**少年（子ども）判事**」が大活躍をする。これに行政的保護が付随する。加えて、これらの保護活動には民間活動（アソシアシオン）が連動するわけである。

また、子ども保護に関する政策も「**生れながらの権利**」「**子どもに相応しい尊厳**」に重点を置き、家庭の中の「子ども」を最大限維持するための保護サービスが展開されている。米国の親子分離主義とは全く異なる国家思想である。この発展は子どもの権利条約批准や民法改正で整合性がとられてきた。

フランスの子ども保護制度・虐待防止施策は複合的であり、根幹となる法律体系、政府や公共団体（自治体）の役割分担、そして民間団体（アソシアシオン）などが複雑な共同活動を行っている。以下の順に記述した。

1. まず、現行のフランス児童保護（虐待防止）制度の骨格、特に1989年の児童保護法を中心にその特徴とすべき点を記述し、関連機関の協力関係を図示した。その体系は、司法、行政、民間機関（アソシアシオン）などが緊密に連携し合う有機的な組織体と思われた。連邦制国家とは異なり、「子ど

も保護」の法律はフランス全土、フランス全国民について同一の法律で維持されている（資料3：89頁～）。

2. 次いで、**国家統一の統計**から、被虐待児、リスク児、危険状態にある児の年次推移をみた。いづれも保護を必要とする要保護児童の統計であるが、それぞれの用語の定義をそえた。虐待の年次発生は減少傾向にあった。多くの国々の虐待統計は、児童福祉の現場から中央に寄せられるラフカウントを国家（あるいは地域）統計としているが、フランスのそれは極めて緻密なものであった。

統計原票は児童保護の中心的機関である「児童社会福祉扶助機関：A S E」で作成されるが、現在使用している**電算機用の個人カード**を参考資料【資料4、5】として添えた。**民間の社会福祉統計機関ODAS**：アソシアシオンが諸統計の集計・分析を行い、その結果は関係機関の随所で利用されていた。

3. フランス児童保護制度、虐待防止制度の変遷を**主要法律の時系列的に**まとめた。形骸化した親権から子どもを救済し、親に代わる子どもの保護を直接・間接に公的関与のもとで育成扶助として行う改正がなされ（1970年）、1989年の「児童保護法」で子どもの保護に関する複合的体系が完成された。それまでは刑法典のみで認識されていた子どもの虐待の概念が初めて家族社会扶助法典に導入され、未成年の保護と危険予防のために行うべき活動の範囲が拡大された。「**子どもの権利条約**」に対するフランスの態度は極めて積極的で最初の署名国に名を連ねた。批准を目指して法律の整備や施策が進められた。

4. 以下の順で**被虐待児の保護システムの具体的記述**を行った。

5. **通報の必要性**：①子どもが危険な状態にある、②明白な虐待もしくは虐待が推定される場合、③状況判断が不可能もしくは家族がサービスの受け入れを拒否、の場合。守秘義務を負っていない人は司法当局または行政当局に**通報の義務**があり、**通報義務を果たさない人は法的責任を問われうる**。**通報しないという行為**は危険状態にある人を援助しないという不作為に対して、一般的に定められた刑法典に従って刑罰を科されうる。

6. 「**もしもし、子ども虐待**」S N A T E M：全国統一119番の電話相談が緊急窓口として、あるいは通報や関連相談窓口として役立っている。一日約**6,000件**の受信があり、悪戯通話も少なくないが、必要・重要な通報は**即時に専門家相談**に引き継がれる。このシステムでは過去の資料に基づき**膨大なデータベース**が作成されており、相談にあたる**専門家はネットワークを通じてオンライン**で情報を入

手できる。相談内容から必要な場合には相談者の了解を得て、それぞれの地域「児童社会福祉扶助サービス」：A S Eを紹介することができる。了解を得て警察に情報を伝達することもある。

7. 虐待防止・子ども保護の中核は司法の関わりである。ここではフランス独特の制度の発展がある。危険状態にある児の保護（要保護児童）は年間約8万数千人であるが、保護の内容は、司法的保護と行政的保護であり、これら要保護児童の約60%が裁判に移行する。欧米諸国では一般的かも知れないが、フランスでも司法関与の度合いは大きい。特に、児童司法保護 P J J の制度はフランス特有のものである。司法による保護では、当然国家によって管理されるが、同時に県および自発的な組織（アソシアション）の援助を受ける。それは少年判事が決定する社会介入の全てを含むもので、「少年（子ども）判事」が大活躍をする。このフランス独特の司法的保護を詳述した。少年判事が刑事事件相当と考える場合は予審判事へ、そして刑法の手続に従って最終的には判決、有罪・無罪の決定がなされる。行政的保護も重要で、各県の社会福祉扶助局を中心に、多方面の行政上の保護、援助を行う。
8. 警察の関与は、虐待に関しては通報を受け、児童司法保護機関：P J J に伝達する役割と、調査・事情聴取を受け持つことが多い。もちろん、明白な犯罪に関する出動は本来の任務である。
9. フランスはアソシアション（民間組織）の活動が盛んな国で、その数100万といわれる。自然科学、文化、歴史、社会の研究支援や振興を担っている。保護活動においても重要な位置を占める。上記した社会福祉統計機関：O D A S や、電話相談国家サービス：S N A T E M などの様な大きな組織から少人数のものまで、保護活動の半数以上はアソシアションといわれている。活動事例を紹介した。
10. 母子保健活動 P M I は虐待予防で大きな役割を占めている。伝統的な母性保護、乳幼児保健の外にフランスでは、ソーシャルワーカーや多くの職種との協働活動がある。セクターを単位とする新しい共同活動が進行している。
11. 性虐待は有効な法整備が重要で、フランスでは、司法的予後追跡のシステムを導入し成果を挙げつつある。虐待・性虐待の治療機関整備もフランス全土に展開する途上にある。フランスの病院制度は公立の大病院、大学病院センターが中心であるが、そこに付属した虐待・性虐待治療機関の設立経過や現状を紹介した。また、これとは別途の病院活動もある。
12. 考察としてフランスの虐待防止制度の位置づけを、国際児童虐待防止協会：I S P C A N 発行の単行書籍「児童虐待の世界展望：World perspective on child abuse」³¹⁾ を参考に考えてみた。この書

は防止制度や活動活動の資源調査であるが、フランスのそれは、世界のトップスリーに位置し、今回の短期間調査の印象と一致し、本報告の各章、各節に示した内容はこれに符合すると考えられた。

13. 考察の第2点として、この機会に米、英、仏、独、日の**虐待防止制度の比較表を作成**してみた。それぞれの国で、歴史や統治形態、法制度や人権意識など様々であり、比較がどれだけの意味を持つかわからない。これまで、欧米の虐待先進国の情報（英語圏の情報）が我が国の防止対策にお手本になったと思う。

欧米では、40年50年の苦闘と制度試行のすえ現行の虐待対策となっており、その改善は今もなお続けられている。その国の制度や社会、人権意識と考え方に基盤を置いた対策であった。こうした虐待先進国の対応策は学ぶべき点も多く、多くの紹介がとくに米国を中心として進められてきた。しかし、対応技術の接ぎ木をするにはその国の社会や制度を理解すること、つまり、樹木で言えば樹種やその特性を知り、接ぎ木が活着可能か否かを十分に検討する必要がある。そのためには、**国際情報を広く収集・分析する事は必修の手段である**と考えられる。さらに、フランスの児童保護対応の根幹が、司法的保護と行政的保護を二輪の車とした安定した制度で効果を挙げている現実をみると、我が国の虐待対策、児童保護制度を、根幹から考え直す必要があると思われた。

14. 今回のフランス視察調査と帰国後の系統的整理の結果を箇条書きにまとめた。
15. 現地訪問記録を詳細に再現し付した。また、提供された資料を帰国後に整理し、必要部分を追加した。
16. フランス訪問と帰国後の整理に用いたなかで重要なものを資料として添付した。

Ⅱ. フランスにおける現在の児童保護制度（虐待防止制度）

A. 概要と特徴

児童虐待防止制度に関する英語圏の情報は極めて多く、著書、報告書、視察記録、学会発表、その他インターネットを通じても多く得る事ができる。しかし、非英語圏の実態については全くの闇であって、少数の専門家の数少ない日本語論文や、国際誌の簡単な紹介を瞥見するのみであって、全体像は不明であった。今回の視察調査でえた経験と資料から、フランスの虐待防止制度の概要と特徴を略記すると次の様にまとめる事ができる。

なお、福祉施策は、その国の国情、社会背景、歴史や文化、人権意識など大きく依存するので、フランスの国土、社会統計、第二次大戦後の略史、行政体系などを【資料1、2】にまとめ添付した。

(1) フランス共和国では、米国その他の連邦制の国家と異なり、「子どもの保護」「子ども虐待防止」に関するシステムは、フランス全土、フランス全国民について同一の法律によって維持されている。

連邦制国家では、連邦政府と州政府の役割分担に従って、前者の共通施策と、後者の独自施策により対策が進められ、必ずしも整合性が執れているとは限らない。例えば、虐待統計ひとつをとっても、米国の「クリアリングハウス」ホームページに多くの虐待情報があるが、諸施策にみる州の格差が大きく、国家統一統計にまで至っていない。通報義務など諸規定についても州の間の格差は区々である。虐待対応の諸施策についても同様である。ドイツ連邦共和国、大英連合王国など、いづれも限られた地域の地方統計はあるものの国家統一の虐待統計は存在しない。

これらの点を考えると、フランス共和国の児童保護、虐待防止諸施策の「国家統一性」は特記すべき点である。「フランスの児童保護」【資料3：89頁～】に詳述されているので参考にされたい。

(2) 子ども保護（虐待防止）の制度と活動は、当然の事ながら中央政府、地方公共団体、民間などの役割が法規で定められている。これらの活動が統一的、アクティブに進められている。

国家の政府構造・行政形態と密接に関連するのであるが、フランスでは中央政府→地方公共団体（および民間機関）への伝達・実施が効果的に進められている。この事は、訪問先の説明担当者の説明内容や態度から容易に推察できた。地方や末端機関の説明を担当者から聞くと、説明資料、マニュアルが国家統一のものが多く、また説明内容が明快である。「共和国政府が決めた」「共和国検事のしごと」「共和国少年判事が判断する」「共和国統計はODASで」……いわば“共和国漬け”である。虐待防止システムが、「フランス全土、フランス全国民について同一の法律」によって維持されている実感と法規運用への信頼が感じ取れた。

連邦制国家、米国などの先進的活動（多くは地域的な試み）が我が国に多く紹介されているが、また、国際誌への英文論文投稿も多いが、国家政策と、これと連動する各州の実態を調査した報告はない。各州政府の施策が成功しているか否かも不明である。大きな人口と国土、多民族国家の宿命かも知れない。米国の先進性は理解できるものの、この国は桁外れの被虐待児童を抱え、世界最大の虐待産生国である点を忘れてはならない。

- (3) フランスの児童福祉や児童虐待の対応制度は、**司法関与が大きい**。この点は、虐待防止の単独法をもつ米国も同様であるが、我が国の制度と大きく異なる点である。

フランスにおける児童福祉に関わる法律、子どもを保護し、まもる法律は、筆者らの理解では三つのレベルがある。第1は、**民法典 Code civil** で、子どもに対する父母の権利と責任を一義的に規定する。第2は**子どもの保護を社会が講じるもので、行政的保護と司法的保護**の内容を多くの関連法で規定する。第3は、子ども虐待行為に対する**刑法典 Code penal** の適用である。

司法関与の深さを示す指標として、市民や関係者からの虐待通報の受諾機関として「**警察**」が種々の場面で活動するよう位置づけられている点と、要保護児童の措置の過半が「**少年判事**」の判定に委ねられる点である。また、虐待行為で刑法相当の犯罪は少年判事と少年検事の協議が行われ、少年検事が担当する刑事事件として裁判に付される。虐待の解説書に虐待行為と相当する刑法典の条項が作表されている⁹⁾【37～39頁】。

後述のように「危険な状態にある子ども」（我が国の要保護児童）の通報後、約60%が裁判所に移行、「**少年（子ども）判事**」の判断による司法的保護と行政的保護の何れか、もしくは双方を措置される。フランスでは「危険な状態にある子ども」は年間約8～8.5万人（うち虐待数は2万人弱）で、この数値が年間の司法関与の可否を検討する対象となる。フランスの少年判事は我が国では家庭裁判所判事に相当するが、我が国では児童相談所が扱う虐待件数凡そ2万4千のうち家庭裁判所の判断にまで進む例は、年間100余件と聞いている。このほか警察が虐待を刑事事件として扱う件数もあるが、両国の司法の枠組み・根幹の差異は大きい。

- (4) フランスの特徴的な点は、**司法による子ども保護で、国家により管理されるが、同時に県および自発的な組織の援助も受ける**。それは、少年（子ども）判事が決定する社会介入の全てを含むものである。少年判事は二重の司法権を持ち、年少犯罪者に関しては刑事上の判事であり、親権乱用・子ども虐待・ネグレクトなどによる明確な危険が存在し、子ども保護を必要とする場合に関しては民法的な判事として活動する。少年（子ども）判事は判事資格に加えて**家族援助等の福祉実践の経験**をもち、**福祉関連法令に精通し、公的権力から独立しており、彼らの役割は行政を担う判事**である¹²⁾。少年判事はフランス全土139ヶ所の少年裁判所で、343名が活躍している⁴⁾。

- (5) 上記の内容と関連して、AFIREM 会長（国際児童虐待防止協会フランス支部長）Gaby Taub 女史が国際児童虐待防止協会：サンディエゴ大会：2001 年で講演した「フランスの児童保護」の全文を【資料 3】として添付した。フランスの虐待対応の骨格が示されている。

B. 現行のフランス子ども保護（虐待防止）制度の骨格

フランスでは、100 余年にわたり児童虐待防止（子ども保護）の制度が築きあげられてきた。度重なる法律の制定、変更などで、かつ、この国の法制定の過程が複雑であるために、虐待防止制度の理解は容易ではない。そこで、先ず現行制度の骨格となる **1989 年児童保護法**を中心に、その内容と制度の全体像を筆者の理解の範囲でまとめてみた。

なお、フランスの虐待防止制度には多くの特徴があるが、法律の制定による**制度の策定・変更・維持**が時代に合わせて柔軟に行われてきた、また、行われている点が強く印象づけられた。それは、第二次大戦後の「フランス現代史」¹⁶⁾を通読して得られるものと共通の印象であった。第二次大戦下のパリ占領からの解放、疲弊した経済の立て直し、植民地解放運動への対処、アルジェリア紛争、多くの難題を乗り越えてきた、フランスの歴史、国民性、文化と人権意識などこの国固有の特徴を見たように思う。

1. フランスの現行制度の根幹をなす法律

中核をなす法律は、1989 年 7 月 10 日の「**未成年者に対する劣悪な待遇の予防および児童保護に関する法律**」【以後：**1989 年児童保護法**】である。満場一致で可決されたこの法律によって、子どもの保護に関する複合的体系が完成された。この法律は家族・社会扶助法典および刑事訴訟法典の数条の規定を修正し、あらたに数条を追加するかたちをとっている。

それまでは刑法典でのみ認識されてきた虐待される子どもの概念が、初めて家族・社会扶助法典に導入され、未成年者の保護と危険予防のために行うべき活動の範囲が拡大された画期的な法律である。加藤¹⁾が詳しく解説しているので引用しておく。

◆この法律の意義として、

- ①子どもへの虐待に関して、「県の重要な役割」を明確に規定した。
- ②異なった機関の協働と連携を容易にした。
- ③虐待に関する電話相談を創設し、フランス全土から 24 時間、無料のサービスとなっている。このサービスはそれぞれの県社会福祉扶助機関や傘下のサービス機関の職員（病院医師、法律家、カウンセラーなど）と電話で連動できるネットワークシステムに発展した。
- ④専門家、および国民全体の責任を明らかにした。など。

2. 1989年児童保護法の具体的内容：【加藤¹⁾】

◆県会議長の任務として

- ①予防活動として児童虐待に関する情報の提供と市民および関係職員への啓発。
- ②虐待または虐待が推定される未成年者に関する情報収集を組織的に行うこと。
- ③集められた情報の正確性を追求し、子どもの保護を確保すること。
- ④通告者に事後報告をする事。など。

◆児童虐待予防活動は、県会議長の下に組織された「県」の社会保健総合局におかれた**児童社会福祉扶助局：A S E**の仕事とした。A S Eは、とくに、**母子保護局：P M I**との連携を強化する。

◆さらに、A S Eは、国の機関である社会保健局、病院、学校教育機関、裁判所、警察などと連携をはかる。広報活動と啓蒙活動への協力を呼びかける。

◆虐待された児童に関する情報収集：パリ県では、A S Eの中に「**通報と緊急事態取り扱いの窓口**」：**T S U**を設置し、24時間通報を受け付けている。県会議長の責任で対応し、必要な場合は遅滞なく**司法保護機関当局：P J J**に伝え、すでに訴えを申し立てた事を報告する。

◆**全国電話無料相談サービス：S N A T E M**【詳細は33頁～、および79頁～、126頁～】。

◆利用者のプライバシー保護規定を定める。

◆関係する**各種職員の研修**をはかる。

◆政策の評価：家族担当大臣は3年ごとに被虐待児童に関する調査結果を国会に報告する。報告には、各種統計のほか、各省庁の行った政策と評価をのせる。

3. フランスにおける虐待対応の全体像（模式図）

フランスの現行制度の骨格部分を模式図で描いてみた【ボックスⅡ-B-3】。

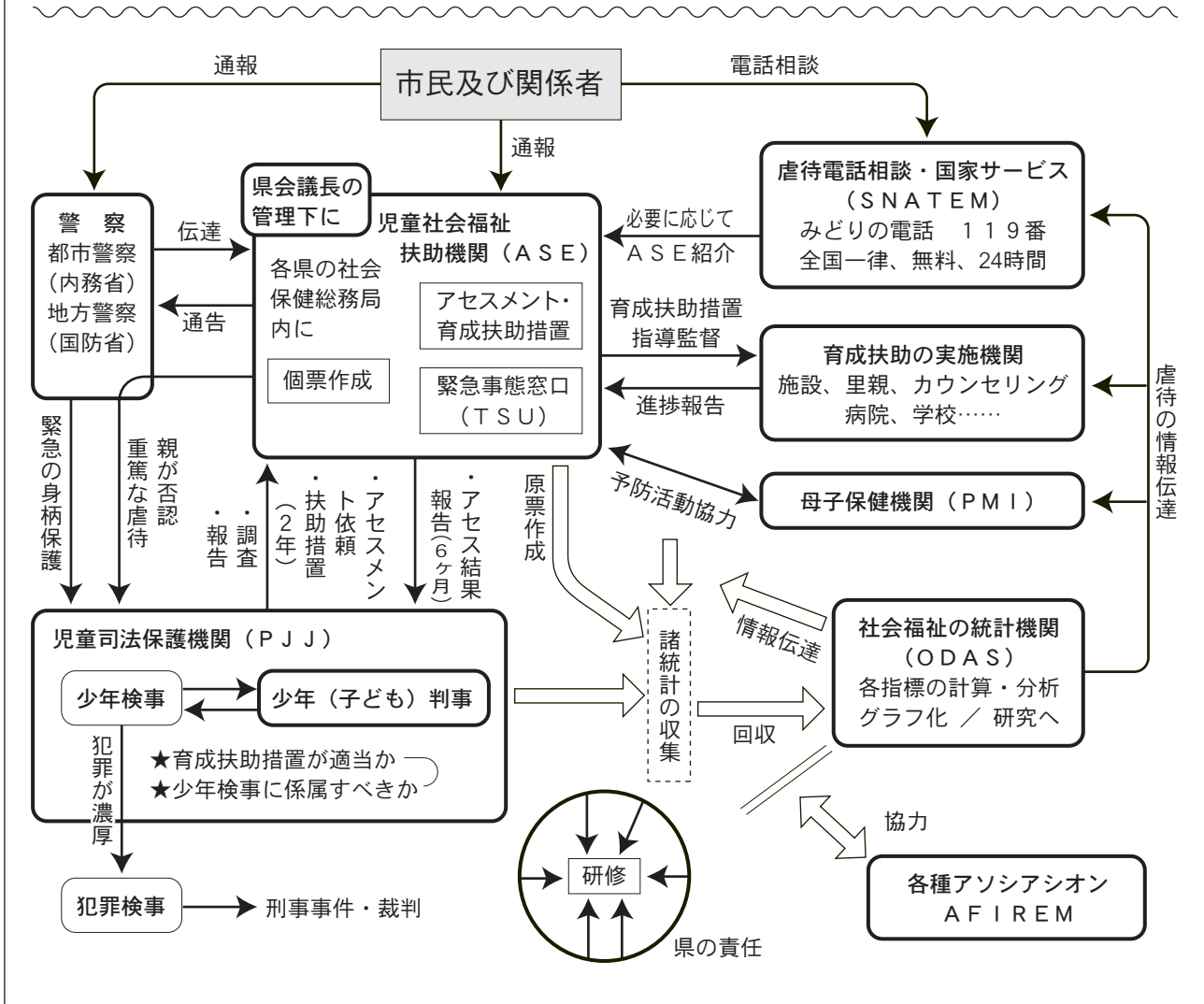
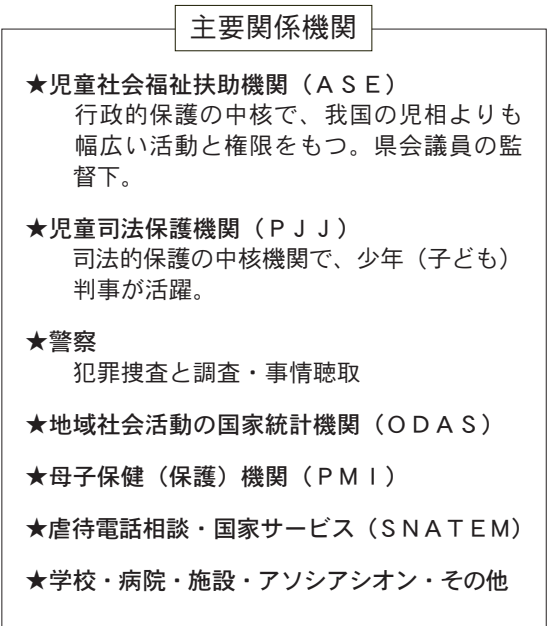
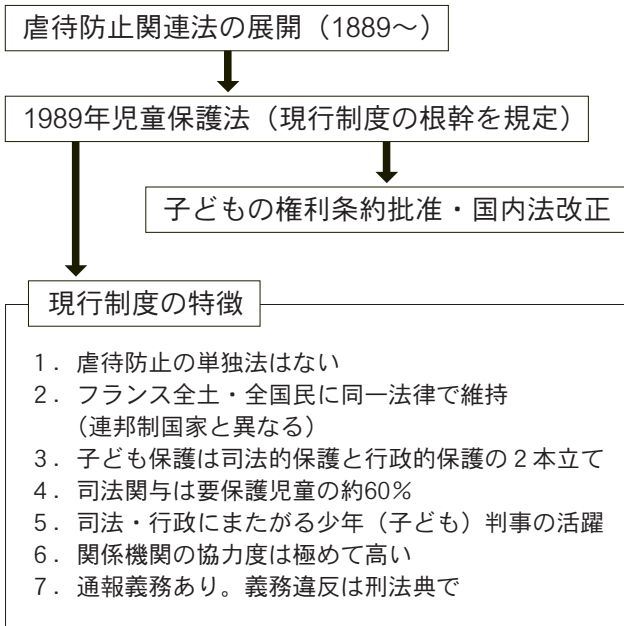
これらの機関のうち中心となるのは、県が提供する「**児童社会福祉扶助（援助）**」（機関）**A S E**：Aide sociale a l'enfance と、**児童司法保護機関 P J J**：Protection judiciaire de la jeunesse の2機関であるが、随所で説明されるので記憶に留めて頂きたい。A S Eは、調査対象児の個票の作成から、アセスメント（およびその依頼）、扶助措置や扶助機関などの監督や指示など責任が重い。P J Jは、本来は司法機関であるが、フランスシステムを特徴づける「**少年（子ども）判事**」の活躍の場である。A S EとP J Jに次いで**警察の関与**も大きい。

これらに、**母子保健機関P M I**が特に虐待予防の面（母性保護、新生児・障害児の養育・療育・揺さぶり症候群予防など）で密接な協力活動を行う。P M Iは、我が国のかつての「保健所」とほぼ同じ機能を持っている。

特筆すべきは、**虐待電話相談国家サービス S N A T E M**と、**社会福祉の国家統計機関 O D A S**

フランスにおける虐待対応の全体像

フランスの虐待防止の特徴と流れ図



である。前者S N A T E Mは、24時間、全国统一（119番：みどりの電話、無料で通話）の国家サービスであり、全ての公共施設にポスター掲示があり、全ての学校生徒にテレホンカードサイズの周知札が渡されている。後者O D A Sは、本来は地域の社会福祉に関する諸活動を国家統一的に観察する民間の統計機関であるが、児童福祉や児童虐待の諸統計が含まれる。**要保護児童の全ての対象が、A S Eにおいて個票作成される。**観察対象となった最初の時点で、[入り口調査票]が作成され、終了時点で、[出口調査表]が記入される【資料4参照】。この個票：入り口調査表は**司法関与の可能性が高い場合には、A S EからP J J（あるいは警察）に伝達され、**所定の手続きで司法調査・少年検事の対象となる。

その他、**学校、施設、多くの民間団体（アソシアシオン）**が虐待対応システムに位置づけられている。**A F I R E M**は、虐待専門家集団のアソシアシオンで、国際児童虐待防止協会I S P C A Nに所属し、我が国のJ a S P C A Nと同等の立場にある。

これらのフランスの防止システムに関わる諸機関は、法的に位置づけられ、各機関の連携活動が密な点は驚くべきであった。

4. フランスの保護システムでの国／県の分担

別の視点から眺めて見てみよう。

ボックスⅡ-B-4 フランス児童保護制度の分担【Manciaux ほか⁵⁾より引用】

実施監督機関	サービス機関	内容
政 府	精神医学専門職、およびその連携にあたる専門職 裁判所 警察（市警察と地方警察）	精神医学／医療・保健 審判 調査と取り締まり
県	母子保健による保護：P M I 児童福祉援助（県会議長）：A S E 社会サービス：S S 開かれた環境：Milieu ouvert： （＝公共社会のこと） O M O、A E M O（N P Oなど）	医学的/社会的保護 社会的、育成養育的、管理的 社会的、育成養育的 育成養育的、一部精神医学的
主要都市	病院	医学的対応

フランスの行政体系の骨格は【資料2：88頁】を参照されたい。この作成には滝沢¹⁵⁾、網野²¹⁾を参考にした。

国は1989年児童保護法を中心とした一連の立法政策によって、また社会福祉の介入の最低条件を決定する政策を法制化し、県は県会議長の責任に於いて上記の諸活動が組織化され実行が進められた。国と県議会、地方公共団体に次いで、子ども保護の第三のパートナーは有資格の民間団体（アソシエーションなど）のネットワークである。民間部門は国や県議会の認可を得て公共サービスの重要な部分を担っている。

【Manciaux ほか⁵⁾】が基本の行政分担を表しているので原表のままを示した。

社会的保護（行政的保護）は、民間団体と県・市の援助を得て県議会が担っている。県の児童社会福祉援助：A S E、県の社会福祉サービス：S S、県の母子保護サービス：P M I、の三つである。

司法的保護は、国(裁判所)によって行われ、県議会によって財政が担われる。子ども判事の決定に基づいて、この保護はさらに、「保護観察」OMO：直訳＝「公共の場における観察」：、「育成扶助」：A E M O直訳＝「公共の場における養育活動」の二つの対応がなされる【後述：44頁】。milieu ouvertの用語は直訳すれば「開かれた環境」で、意味が通じないが、家庭とか学校など閉鎖的環境であるから、「公共社会」とでも訳すべきであろうか、辞書には出ていない。フランス特有の用語（概念）であろう。

これらは、筆者らが視察調査で担当者と通訳をとおして理解した内容を、帰国後に資料や文献を通読し構築したものであるが、法律・行政の専門家などによる詳細調査が必要と考えている。

なお、病院に対して「被虐待児の病院への受け入れに関する通達」があり（1985年：54頁）、医療および医療補助部門全体に虐待を予防し、診断し、対応する事を要請している。

Ⅲ. 被虐待児、リスクのある児、 危険な状態にある児（要保護児童）の統計

A. O D A Sの活動：被虐待児の定義、把握の困難さと年次統計の扱い

虐待実態調査に関わる統計は、「地域社会活動の国家観測」：O D A Sが担当している。

頭字語の解釈では各地方における社会活動を国家レベルで観測する機関であるが、この国家統計は、全体としては社会活動、およびそれに必要な基礎統計を含んでいる。

それらは、人口、青少年（0～19歳）、高齢者（75歳もしくは以上）、障害者、その他の統計を扱っており、今回課題とした児童虐待関係の統計はこれに含まれる。それぞれに必要な定義と用語集、計数処理法が示されており^{10, 14)}、地方機関と県、中央機関O D A Sの連携が密であると感じられた。

なお、O D A Sは、「アソシアシオン契約に関する1901年7月1日法」に基づき、政府、県、市が出資するN P O法人【O D A S職員の説明】で、極めて長い歴史を有し地域社会に深い連携をもつ組織と推定された。視察過程で数字の質問をすると、O D A S以外のどの機関においても必ずといっていいほど「統計はO D A Sで…」の返事が返ってくる。驚きである。

幾つかのフランスの虐待教科書を参照すると虐待の基本区分（定義）は、世界共通の4区分、すなわち①身体的暴行、②ネグレクト、③性的虐待、④心理的虐待、を採用しており、我が国も同様である。

一般に子どもの虐待はどこからを虐待とするか、虐待としつけをどう区別するか、など曖昧なものである。法律で「虐待」を定義しても明確な線引きは出来ない。従って、虐待の国家統計を取らない国々（イギリス、ドイツ、…）、虐待を定義し虐待通告件数から非・虐待事例を差し引いて虐待件数とする国々（アメリカ、日本、…）の2つの考えや扱いがあるが、後者の場合も非・虐待事例をどこで線引きするかは任意の選択であって、的確な統計とはなり得ない。O D A Sは「危険な状態にある児：要保護児童」の用語で、中心部分の区別を提言し、根拠のある行政的、或いは司法的介入の全ての事態の再編成を行った。統計はこれらをもとに作成されている。以下のごとく特徴的な扱いを行い、ユニークな統計となっている。

1. フランス国家統計：被虐待児、リスクのある児、危険な状態にある児の区分¹⁰⁾

フランスでは、「被虐待児」、「リスクのある児」、「危険な状態にある児」を区分・定義し、どの教科書、解説書でも一括引用している。それぞれの定義は以下である。

三つの虐待関連定義

◆被虐待児（マルトリートメント、Enfant maltraite）

身体虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの結果として、身体的もしくは精神的発達に重篤な結果をもたらした子ども。

◆リスクのある児（Enfant en risque）

危険な状態にある子どものうち被虐待でないものをリスク児と定義する。

リスク児は、健康上、安全上、道徳上、教育やしつけの点から或いは扶養の点から、危険にさらされた状況が存在する場合。

◆危険な状態にある児（Enfant en danger）

危険状態にある児は、18歳以下の未成年と、18～21歳の青年(若年成人が対象となる点についてはV-C参照)で、県が提供する「児童社会福祉扶助」：A S Eの予防や保護の介入が必要なもの、および裁判中のもの全ても含まれる。

対象とする児は一人ずつ正確に確定する。「観察中の児や家族」と混同してはならない。

◆危険な状態にある児（Enfant en danger）とリスクのある児（Enfant en risque）の区別は必ずしも明確でない。前者は行政や司法の介入が必要で、措置や援助が行われる対象児で、我が国の児童福祉法で規定される「要保護児童」（第25条 [要保護児童発見者の通告義務]）に近い概念であろうか。この条文では、「保護者のない児童又は保護者に監護させる事が不相当であると認める児童」と規定されているから、フランスの「危険な状態にある児」の定義と比較すると我が国の場合は、後者に較べて明らかに限定的である。「リスクのある児」も対象範囲が曖昧であって、被虐待児を除いた行政・司法の介入対象児と定義されている。

◆フランスは、虐待防止の単独法を持たないから、法律で定義された虐待数を集計する事は不可能である。被虐待児は当然の事ながら、多くの保護を受けるから、保護が必要な広い範囲の対象児を設定し、その中から、被虐待児を区別する。A S E：児童扶助局で個票を作成する段階で「虐待」が確定されるが、少年判事も関与する（19頁）。被虐待児統計も重要であるが、保護を必要とする子どもの範囲と深さを表示することの重要性を示している。

2. フランスの国家統計による被虐待児、リスク児、危険な状態にある児の年次推移

ODASによるフランスの統一国家統計は、どの虐待関連機関を訪問しても示された。

被虐待児、リスクのある児、危険な状態にある児、の3つの集計区分（児童社会扶助局A S Eのサービス取り扱い報告の分割表）、最近6年間の推移は以下である。

ボックスⅢ-A-2 フランス国家統計にみる被虐待児、リスク児、危険な状態にある児

虐待の区分	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
被虐待児 Enfants maltraités	21,000	21,000	19,000	18,500	18,300	18,000
リスクのある児 Enfants en risque	53,000	61,000	64,000	65,000	65,500	67,500
危険な状態にある児（合計） Total enfants en danger	74,000	82,000	83,000	83,500	83,800	85,500

社会援助局 A S E の扶助サービスの取り扱い報告の分割区分であるから、扶助合計：「危険な状態にある児」は6年間で16%増、毎年の増加傾向を示しており、「被虐待児」が減少傾向にあるから、「リスクのある児」の増加：6年間で約27%増によることとなる。

ボックスⅢ-A-3 フランス国家統計にみる被虐待児、4 類型の年次推移

虐待の種類	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
身体的虐待 Violences physiques	7,500	7,000	7,000	6,500	6,600	5,800
性的虐待 Abus sexuels	6,500	6,800	5,000	4,800	5,500	5,900
ネグレクト Negligences lourdes	7,000	5,400	5,300	5,400	4,800	4,700
心理的虐待 Violences psychologiques	1,700	1,800	1,400	1,800	1,400	1,600
虐待合計 Total enfants maltraités	21,000	21,000	19,000	18,500	18,300	18,000

3. フランスの国家統計による被虐待児：虐待4類型の年次推移

フランスにおける虐待総数および4類型の推移を示した【ボックスⅢ-A-3】。

◆虐待総数は、この6年間で14%の減少をみているが、性的虐待と心理的虐待はほぼ不変で、主たる減少は身体的虐待とネグレクトによる事が分る。虐待数の計数単位は、100の単位で表示しており、その理由は、このODAS方式：すなわちフランス全土を対象とし、約100ヶ所の県・児童社会福祉扶助機関ASEが記載した個票を毎年ODASに送付し集計する作業の煩雑さを想像すると、100以下の数値を計算表示するよりも、100人単位の概数計算の方が実践的だと判断した為であろう。

◆児童虐待の比較には、本来は児童（18歳未満）1,000人当りの頻度数値を用いることが必要である。ODASでは、定時あるいは不定期の小冊子（ニュースレター・レポート）を発行しており、上記の数表はそれらを引用したものであるが、手もとのレポートでは頻度数値は示されていない。医学・保健学領域では人口100,000とか、出生1,000、あるいは15歳以下の小児人口1,000などの母集団に対する「頻度」の動向で判断するのが常識であるが、福祉の領域では、フランスも我が国も、国際的にみても頻度計算を行っていないところが圧倒的に多い。経済社会指標、人口動態指標などでは国際比較が可能な国際基準が設けられ、実際面で活用されているが、福祉の領域ではそこまで至っていない。

なお、ODASニュースレターには時々話題について、数表やグラフ表示で解説を行っているが今回は省略する。

◆我が国とフランスについて大凡の比較を行ってみよう。

フランスの人口は我が国のそのほぼ1/2である。また、ユニセフの諸指標も類似の数値を示している【資料1】。合計特殊出生率、年間出生数（率換算で）、乳児死亡率・5歳未満の小児死亡率もほぼ同じ数値に近いから、つまり、子どもの人口静態・動態はほぼ類似と考えられるから、虐待母数となる18歳未満の児童人口も大差はないと想像してみよう。

平成12,13年度厚生科学研究：児童虐待全国実態調査（主任研究者：小林登）では、我が国の児童虐待の年間発生数（推定値）は3万5千人となっている。2001年のフランス年間発生1万8千人のほぼ2倍の数値であるから年間の発生頻度はほぼ同等と考えて良からう。人口比で虐待発生をみた場合、フランスと我が国がほぼ同じという事は興味深い。

我が国の虐待種別では（小林班）、身体虐待：42%、ネグレクト：38%、身体+ネグレクト：8%、心理的虐待：8%、性的虐待：4%であった。フランスの2001年統計の相対頻度では、身体虐待：32%、ネグレクト：26%、心理的虐待：9%、性虐待：33%となっている。

なお、性虐待の推移については「未成年の性虐待に対する新しい制度」により予防的取り組みが開始された1998年以降は明らかな減少を示している【Ⅷ-1：52頁～参照】。

両国の差は、日本が身体虐待＋ネグレクト＝84%、フランスのそれは＝58%であり、この差は大きい。また、性虐待は、フランス33%で圧倒的に多い。1960年代から米国、そして欧州で虐待対策が次第に進展したころ、頻度の高い身体虐待と死亡がまず減少し、次第に性虐待に置き換わっていった経緯がある。つまり、死亡や重症型の身体的虐待あるいは極端なネグレクトが対策整備の早い時期から減少し始め、安定後に性虐待が増加して現在に至っている。フランスの現状は先進国にみられる典型的なパターンと考えられる。我が国で身体虐待・ネグレクトが高頻度を示している点、同時に年間の虐待死が180という高値（小林班推定）を示している点は、虐待防止法制定と本格的な防止策を採り始めてから3年と年数も浅く、十分な効果をみるに至っていない為であろう。我が国で適切な対策をとる事により年間の虐待数を現状以下におさえ、重症例数を減らすことが可能だが、性虐待は増加すると考えられる。

- ◆フランスで過去6年間の虐待数減少は約14%であった。次章で述べるようにフランス社会は虐待防止と子ども保護の諸施策に多くの法律を制定し、投資を行ってきた。最近の不況の時代では「費用対効果」が広く叫ばれているが、数値で効果測定をする事は必須であろう。それらの基礎となる情報システム：ODAS活動は極めて重要と考えられた。

B. ODAS統計の基礎となる個人ファイル（観察記録）の最低記載事項

個人ファイルは、子どもを観察対象とする場合の最初の判断資料であり、この情報は対象児のその後の処遇（観察対象から除外、行政的援助対象、虐待対応、検察官対応への移行、その他）の基礎となるもので、対象児・家族の特徴を統一通報 signalement の様式で記載している。

基本的には県政府の提供する児童社会福祉扶助機関ASEがサービス援助目的で作成する。しかし、極端な緊急事態では、ASEが作成・判断した原因や動機等の全資料が複写の形式で共和国検事に伝達される。

このような福祉機関と検察局との即時的な連携は、我が国においては全く考えられないシステムである【後述：28頁ほか】。フランスに於いては、1992年からの計画と提言に従って、福祉と司法の両者（ASE et PJJ）の協力対応が逐次的に進められてきた。この様式は両機関共同で作成されたものである。

この個人ファイルには、観察対象とする最初の様式（入り口調査：97頁）と、行政的または司法的援助の終了時点の状況様式（出口調査：101頁）があり、【資料4】に添付した。また、各年次の要保護児童、県別の再掲カード（要約）も提出される【資料5：105頁～】。

この資料はODASに送られ、ファイル作成、集計、分析から国家統一統計が算出される。方法論は次節に従う。

個人ファイルは最低記載事項として項目数を絞っているために記載が簡単であり、電算化されている。

様式はチェックリスト形式である。米国と比較しても大きく進んだシステムである。

【参考】1997年、米国の会計監査院は、カリフォルニア、フロリダ、ミズーリ、ニューヨークの4州の保護サービス部門の調査を行った結果、ケース管理の電算化が行われておらず、紙の資料に大きく依存しているという問題点が明らかになった。報告書によると、管理者は「ケースの現状・履歴を知るのに5×8インチの手書きのケースカードに頼っていた。ケース管理の書庫から記録を出したり、ファイルを別の事務所に移したりするのに何週間もかかり、その間に紛失する事もあったという【クラーク他：子ども虐待問題百科事典、明石書店、2002年より】。情報化の進んだ米国においては想像できない現実であるが、会計監査院の報告であるから間違いないと思う。現実の福祉機関でのケース管理や統計処理機能は平均的に低く、地域の格差が極めて大きいと推定できる。

C. O D A S の要保護児童 (Enfants en danger) 観測統計の方法論ガイド

O D A S では、子ども保護に関する個票を電算統計処理している。実質数万の有効個票すなわち「危険な状態にある児」とその分割構成数が最終の統計表表示となるが、その前段階では、集計されない無効票、雑音的な情報、修正を必要とする不正確な情報など膨大な数が対象となる。それは個票作成にあたる各県の福祉部局 (A S E) を中心に進められるが処理手順が定められている。

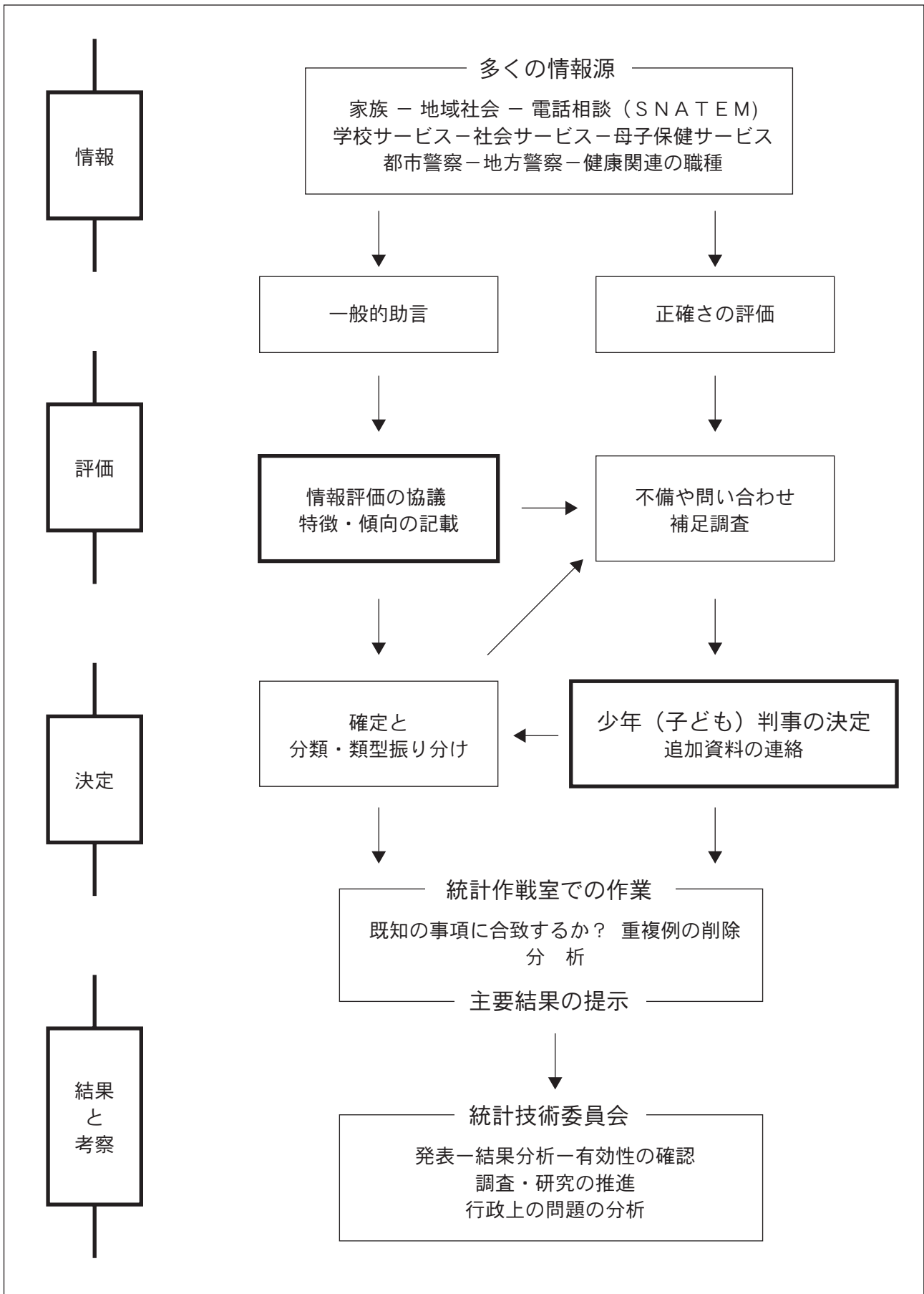
以下は、統計処理の流れと O D A S 実態部局分室の観測統計の理論模式図で、O D A S 発行のマニュアル¹⁰⁾に記載されているので紹介する。情報源から統計表作成、分析・研究にいたる総合的なシステムが示されている。【ボックスⅢ-C】

今回の私達のフランス調査で O D A S 訪問は初日の2～3時間のみであったから、統計作成の細部について十分な聞き取りはできていない。提供された資料を帰国後に翻訳しフランスの保護システムを頭に描きながら、再構築した点も多い。この図もそのひとつで、細線、太線の枠は筆者が入れたものである。フランスの著書は図表がずさんな事が多く、苦勞させられる。

左側の太線枠：「情報－評価－決定－結果と考察」の流れのうち、最初の3段階は現場の仕事であるから A S E の仕事であり、最終段階の統計作業室と統計技術委員会が O D A S の分担となる。このような情報システムを設定し、措置や保護の作業結果が集計分析され、年次の国家統計として発表されることは驚嘆にあたいする。

個票【資料4】の決定にいたるまでの現場作業の中心は、県の社会福祉局：A S E と少年(子ども)判事である。A S E は福祉部局であるから関係情報が集中する場所であり、情報の評価、特徴、問い合わせ、補足調査などが日常業務のひとつであり、中心部分である事は当然である。筆者が驚いたのは、個

ODAS統計の流れと理論模式図



票の評価決定にあたって少年判事が責任を持つ点である。少年判事は基本的には年少犯罪者に対する刑事上の判事として、また、親権乱用など子どもの保護が必要な時は民事上の判事として、**司法上二重の司法権をもつが、加えて司法と行政双方の連携の「かなめ」に位置づけられている**査証であろう。このことはフランスの子ども保護が、司法的保護と行政的保護の両輪から成り立っており、その中核としての「少年判事」が【資料3：89頁～】に記載された具体的な機能を遂行しているからこそ個票記載の指揮と決定においても中心たりうるのである。

フランスの「危険な状態にある児」の総計は引用した6年間統計では最終年2001年に約16%増加し年間85,500件となっている。フランスにおける少年判事数は約350人であり、判事ひとり当たり年間250件弱である。国際児童虐待防止協会フランス支部：AFIREM会員との会議でひとりの少年判事に種々ご発言頂いたが、彼女が扱う書類の数は年間約400件程度で、2／3が子どもの保護の仕事、1／3が少年非行という事であった【資料6：110頁～】。判事資格に加えて、児童福祉や関連領域の研修を終え、児童保護の専門知識をもった「少年（子ども）判事」を中心としたフランスの制度は極めてユニークなものであろう。児童保護の専門職種、関連領域の専門家もこの制度と、制度を作ったフランス共和国を「誇り」としている。

IV. フランス児童保護制度の歴史と

“子どもの権利条約” 批准および以降の展開

A. 制度変遷の概略

フランスの児童保護の法的取り組みは100年以上の歴史があり、その中で重要なステップとなった法律および法令の主たるものは以下である。菊池緑⁴⁾の整理に従って引用・記述した。この国の児童保護（虐待防止）の制度の特徴は、危険状態にある子どもを定義し、その保護について司法的保護と行政的保護を車の両輪とする二重のシステムを作りあげた点にある。

1. 第二次大戦以前の法律

1) 1889年の「虐待された児童または精神的に遺棄された児童の保護に関する法律」

この法律は、親の虐待または劣悪な環境から子どもを保護するために最初に作られた児童保護法で、当時の民法典に欠けていた親権の失権、一部剥奪を定めている。

すなわち一定の犯罪に有罪判決を受けた親権者の全ての子どもに対する全面的な親の権能の失権（1条）、および一定の有罪判決、常習酩酊、公知の不行跡および子の健康・安全・精神を害する劣悪な待遇を理由として子のうちの一人または数人に対する失権または部分的権限の剥奪（2条）とを定めた。

2) 1936年の「児童保護の誤った概念を排除するための法律」

この法律は、前述の1889年の法律に1条を加えて、「児童の健康、安全または精神が父母の行為によって害されるときまたは不十分にしか保護されないとき、〈育成的監督〉をとることが出来る」という規定において、子どもとその家族に対する育成的援助を措置のひとつに加えて、親権失権の行き過ぎた適用を是正する措置がとられた。

3) 1945年の2月2日の「少年非行に関するオルドナンス」

この法令は、非行のある少年が処罰的待遇だけでなく、育成的援助または再教育を受ける権利を持つことを明確にし、育成と処罰の方針を選択した後も、前者を後者より優先できるとして柔軟かつ多様な形態の措置をつくり、育成的援助を専門的に決定する新しいタイプの《少年判事、子ども判事：le juge des enfants》を設置した。また、少年判事の決定を受けて、それを育成的援助の枠内で実行する公的および民間の社会育成機関を認可する制度を整備した。

2. 第二次大戦以降の法律

4) 1958年の「危険な状態にある児童と青少年の保護に関するオルドナンス」

1935年から司法機関に取り入れられた育成的援助を**新たな、かつ明確な概念の育成扶助（援助）：assistance educative**で定義し、その対象を犯罪や非行と関係のない「**危険な状態にある児童**」：**enfants en danger** および青少年とその家族に拡大した。つまり虐待を受けた子どもやその恐れのある子どもとその家族にも育成援助を行うことが定められた。この結果虐待を受けた子どもの**社会的援助は司法の介入のもとで行われることが明確にされた。**

育成援助は「可能ならば、未成年者を現在の環境に常に維持しなければならない」という原則を定め、子どもの現在の環境維持を重視することから、育成活動を行うサービス機関に広く活動の場を与え、少年判事は「**開かれた環境（＝公共社会）における育成援助**」：**A E M O**と呼ばれる社会・育成団体のひとつを指定して、子どもと家庭に対する育成活動の実行を委ねた。この事は**施設入所に大きく依存してきた従来の児童保護体制を基本的に変化させる可能性を与え、また親権の失権と一部剥奪を減少させた。**

5) 1970年6月4日の親権に関する法律

この法律は、上記1958年の「危険な状態にある児童と青少年の保護に関するオルドナンス」に定められた親権の失権・剥奪、育成援助等の児童保護規定を修正して民法に取り入れ、親権法を体系化したものである【後述：22頁】。

6) 1986年1月6日の法律（家族と社会扶助法典第40条）

この法律は、1983年の地方分権化法で社会福祉一般に関する国の権限が県に移行された後、**児童社会福祉扶助 l'aide sociale a l'enfance（A S E）局**の任務と供給交付される援助（給付）に関する規程を定めたものである。

児童社会福祉扶助とは、一般的な在宅支援では未成年者の育成問題を解決できないとき、それを補足するために様々な形態の援助がA S E当局から提案され、合意が得られたときに、県会議長の承認により与えられるものである。この法律は、児童社会福祉扶助局を県会議長の権限下に設置して、困難な状況にある家族と子どもおよび若年成人への援助と、社会的不適応にある子どもと家族への予防的援助について任務を定めた。

7) 1989年7月10日の「未成年者に対する劣悪な待遇の予防および児童保護に関する法律」

この法律は、すでに【**Ⅱ-B 現行のフランスの子ども保護（虐待防止）制度の骨格**】の項で概略を記した。現行制度の根幹となる法律で7頁以下を参照されたい。

8) 1993年1月8日の民法改正「身分(証書)、家族、子どもの権利に関して民法典を改正し、**家族事件裁判官 Juge aux affaires familiales**を創設する」法律第22号

「**子どもの権利条約**」の批准に積極的であったフランスは、法を社会の実態に一致させるべく、また条約の規定に適合させるべく、子どもの権利や家族に関わる規程を数多く改正している。おもな改正点は、氏名の変更に関するもの、親子関係に関するもの、親権の行使に関するもの、および家族事件裁判官の創設に関するものなどである。

9) 1998年6月17日の「**性的犯罪の抑制と予防および未成年者の保護に関する法律**」

この法律は、未成年者への性的侵害の増加に対して、国が行動を起こして投票で採択。性的侵害を犯した者のために、社会・司法的予後追跡 le suivi socio-judiciaire の措置を導入し、被害者の保護を図った。そのため多くの手続制度が改正された【後述：52頁～】。

B. 親権に関する法律、親権の新しい定義

1. 1970年6月4日の親権に関する法律

前述の1970年6月4日の**親権に関する法律【A-5】**は、1958年の「危険な状態にある児童と青少年の保護に関するオルドナンス」【A-4】に定められた親権の失権・剥奪、育成援助等の児童保護規定を修正して民法に取り入れ、親権法を体系化したものであるが、画期的な内容を示している。

◆まず、育成扶助は形骸化した親権から子どもを救済し、親に代る子どもの保護を直接・間接に公的関与のもとで行えるようにしたことで、**親の懲戒権における「父への服従の確保」という私的側面を否定し、「公的サービスによる子どもの保護」という公的側面を育成扶助に吸収して懲戒権の法律上の存在意義を失わせたもの**と評価されている。

1970年法は、親権の制度的目的を「子どもの保護にあるとし、その手段として父母の子どもに対する権利と義務を民法371条の2に次のように規定した。

◆『①親権は、子どもの安全、その健康およびその精神において、保護するために父母に帰属する。②父母は、子どもに対して**監護、監督および育成の権利および義務を有する**』

この規程のごとく、親権は子どもの権利に基づく養育機能として明確化された。親権は、当事者の意志を越えた公共の秩序に法律的任務であるとしたことから、父母が保護者として任務を果たせないときには、行政が援助しあるいは司法が介入して、その育成に欠けているものを補うことを法律が許可していると理解されている。②項の「監護」は、子どもを身上的に監護すること、親子が共同で生活することが監護の一要素と考え、それ故に、親には子どもを指導し、監督し、育成する義務があり、子どもの保護を親から求める権利もあると受け止められている。

2. 1987年7月22日の親権の行使に関する法律

1990年フランスは、**子どもの権利条約（国連1989年採択）の最初の批准署名国**に名を連ねたが、事前に批准の実現に向けての施策準備や、批准後「子どもの権利条約」に適合させるべく、数多くの規定改正を行っている。親権、民法関係の改正の要点は以下である。

◆ 1987年7月22日の親権の行使に関する法律

子どもが出来うる限り両親に育てられる権利、および自分に関係する問題について自分の意見を表明する権利を子どもに認め、以下を改正した。①「監護権」という概念を「親権」という概念に変えたこと、嫡出家族では、子どもが同居していなくても各親は親権を保持し、未成年の子どもの生活と教育を共同で監督する権利を持つこととなった。②自然子の両親に裁判官の面前で共同の宣言をする事を認め、自然家族においても親権の共同行使を容易にした。③離婚手続に子どもの気持ちを考慮し、13歳以上の子どもは原則としてその意見を聴聞されることとなった。

3. 1993年1月8日の「身分（証書）、家族、子どもの権利に関して民法典を改正し、家族事件裁判官を創設する法律第22号」

◆【背景】フランスでは、ここ20～30年間に**家族構造が急激に変化**し、離婚件数の増加と婚姻件数の減少傾向が明らかであった（最近ではほぼ横ばい）。また、非婚カップルは増加し続け、1996年の婚姻外出生子は30%以上にのぼっている。これらの現実は、婚姻が男女の結合の唯一の形態ではなくなってきたこと、また家族が婚姻した男女とその子、すなわち嫡出子から構成されるとは限らなくなってきたことを物語っている。こうした**家族構造の変化は必然的に親子関係の変化をもたらし、社会の実態に合わせた法規定の改正が要請**された。他方、生命科学、医学の発達**は体外受精・人工授精などの人為的妊娠・出産が可能となり、生物学的親子と法律上の親子との齟齬の問題が生じていた**。この観点から、とくに子どもの権利の保護に主眼をおいた親子法の改正の必要性が高まっていた。

また、1990年9月6日権利条約の効力がフランス国内で発生し、この条約に抵触する法律規定は改正しなければならなかった。この事が、かねてより必要性が要請されていた民法改正の実現を早めた。

◆93年法は、**法を社会の実態に一致させるべく、また「子どもの権利条約」の規定に適合させるべく、子どもの権利や家族に係わる規定を数多く改正**している。

◆**主な改正点は**：名（prenom）や姓（mon）の変更に関するもの、親子関係に関するもの、親権の行使に関するもの、家族事件裁判官の創設に関するもの、など（詳細は省略）。これらの改正の根本を貫くものは「**子どもの権利の保護**」であり、その主眼とした点は婚姻、非婚、別居、

離婚のそれぞれの家族の子どもの間に来る限り差を設けないこと、親権は原則として共同で行使することである。加藤の論文²⁾ に詳しく紹介されており、以下はその要約である。

C. 子どもの権利条約とフランスの児童福祉

我が国、日本が「子どもの権利条約」を批准したのは1994年4月22日で、世界で158番目の遅さであったが、1ヶ月後にこの条約が日本国内でも効力を発した。2年後の1996年に日本政府は条約の実施状況を国連子どもの権利委員会に報告書を提出したが、日本政府は「この条約の批准に当たっては、現行国内法令の改正または新たな国内法措置は行っていない」と報告している。現行法規で子どもの権利が充分守られているとの認識である。多く職場や組織に見られる差別問題、学校や施設における体罰問題、児童福祉施設の最低基準の不完全さ、……枚挙にいとまのない現実を正視しない様である【景山²³⁾】。

米国、英国、豪州、その他の国々の研修視察などで、児童虐待対応策の内容を聞いてみるとしばしば登場するのが「子どもの権利条約」への言及である。フランス調査の際も然りで、われわれの現地訪問調査で訪問先の説明員からしばしば聞かされた。フランスの考えと対応の概要は以下である。

1. 子どもの権利条約に対するフランスの態度

◆「子どもの権利条約」は1989年11月20日、第44回国連総会で全会一致で採択され、この条約を批准した締約国に対して法的な拘束力を持つ点で、30年前に採択された「子どもの権利宣言」とは性格も意義も異なる。条約の最大の注目点は、それまでは大人が守るべきもの・保護すべきものと考えられてきた子どもが、大人と同じように人権を教授し・行使する主体として位置づけられたことである。保護の対象から権利主体へと子ども観の大転換がなされ、この事は歴史的に大きな意義を持つ。

◆フランスはこの条約の批准に積極的であった。1989年6月10日の家族協会国民連合の総会においてミッテラン大統領は以下のような演説を行った。

「私は、フランスがこの条約の最初の署名国のひとつであること、そしてこの条約の国内法への適用の作業が順調に進むことを望む。……あらゆる伝統と思想を具現している自国の法律を新しい国際法に適合させるのはしばしば困難を伴う。しかし、いかに困難であろうともそれを成し遂げねばならない。……子どもの法律上の地位について考え直さねばならない。……子どもは子どもとして尊敬されなければならない。……自由を愛するものは誰でもそれを夢に見、宇宙に自由が輝くのを見ることを望む者は誰でも、子どもが一人の人間であり、個人団体を問わず、誰からもゆがめられたり服従させられたりしてはならないという確固たる思想から始まるということを知っている。……」

◆ミッテランの公約どおりフランスは1990年条約に署名し、最初の署名国のなかに名を連ねた。同年圧倒的多数の賛成で条約が議会で可決され、批准された。フランスがなぜ権利条約の批准にかくも熱心であったかについて、幾つかの事情が考えられる。

①フランスには人権の国としての自負がある。フランス革命（1789年）を経験し、人権宣言を世界に向かって高らかにうたったその記念すべき200周年に、今度は子どもの権利条約を採択して、新しい人権の展開にも積極的な役割を果たしたということ自他ともに認め、認めさせたいという願望があったことは確かであろう。

②子どもを取り巻く社会環境の変化、身近な変化として家族構造の変化が著しくなった。離婚、非婚、再婚家族、非嫡出子の増加に伴い、子どもの保護に関して法律や制度を実態に合わせる必要性や新たな問題も出てきた。児童虐待、少年非行、麻薬問題などの深刻化、さらに失業も大人ばかりでなく青少年にとっても深刻な問題となり、こうした現実をフランス政府は深刻に受け止め、条約批准にあわせて国内法を整備しさまざまな施策をとることによって事態を改善したいという強い意欲があったと思われる。

③民間の働きも大きかった。とりわけアソシアシオンといわれる民間団体は、家族、教育、スポーツ、医療、福祉、その他あらゆる分野で活動しており、フランスの制度、政策を考えるうえでアソシアシオン活動を抜きにしては考えられない。このアソシアシオンが条約批准を後押しし、あるいは先導さえした。

2. 条約の批准を目指してとられた法律の整備

◆1987年7月22日の親権の行使に関する法律【上述B-3：23頁】

◆1987年12月30日の一時的拘留または法的コントロールに関する法律、および1989年7月6日の一時的拘留の可能性と機関制限を制限する法律

たとえ一時的なものであっても、子どもを拘留するなど子どもの自由を奪う場合は、法律に従い、かつ最後の手段とすべきであるという権利条約の精神に従って、法律で子どもの一時的拘留を制限するものである。拘留に代わる教育的処置については、教育サービス機関によって検察官に提示される。

◆1989年7月10日の「未成年者に対する劣悪な待遇の予防および児童保護に関する法律」【I-Bに詳述：7頁～】

◆1989年7月10日の教育に関する方向性を示す法律

教育を国の最優先課題とし、学生を教育計画調査に参加させるよう規定した法律。

◆1989年12月18日の健康・家族および子どもの保護と向上に関する法律

1945年および1970年に開始された母親となる者と6歳以下の子どもの保護体制を強化した

法律。

3. 条約批准を目指してとられた施策

- ◆1989年以來15ほどの弁護士会が公権力の支援を得て、裁判において子どもを守るための組織を作り、裁判に関する知識や情報などを子どもやその家族に提供している。
- ◆心身障害の子どもおよび青少年のための施設やサービスに関して、国は施策の再検討を開始した。この検討によってなされた改革は権利条約23条の意味における教育実践や統合的活動を深める働きをしている。
- ◆1989年5月連帯・健康および社会保護省が、12歳と13歳（小学5、6年生）を対象に自分たちの基本的な権利についてどう考えているかの意識調査を行い公表した。

4. 条約批准後にとられた施策

- ◆条約批准後も子どもの権利保護、あるいはその為に不可欠な母親（母性）の保護、さらには家庭責任を負った男女労働者の保護のための施策がとり続けられている。
- ◆1992年7月12日の「母親の支援に関する法律」、日中あるいは常時委託されている子どもの受入れ状態と保育内容の向上。
- ◆1993年8月6日の2つのデクレは、家族計画センター、結婚前と出産前後の検査の義務化および妊産婦・幼児保護サービスについて。
- ◆その他
労働法妊婦保護規定の強化、……など。
- ◆意見表明権の保証
中・高校生の表現の意見表明権の保証、学校新聞は事前検閲なし、高校生が「国民教育最高会議」のメンバーに、……など。

5. 1993年1月8日の「身分（証書）、家族、子どもの権利に関して民法典を改正し、家族事件裁判官を創設する法律第22号」（既に記述）

加藤²⁾の論文に詳しく記述されている。

V. 被虐待児の保護システムの具体的状況

被虐待児は「危険状態にある児」集合の部分集合であり、その保護はまず「危険状態にある児」に対する保護システムが基本となる。米国のように虐待を特化し対策システムを組む進め方ではなく、英国その他が行っている様に「要保護児童」の保護システムを根幹においている。虐待として特化される部分は、緊急保護措置や治療面での性虐待などに特色があるように感じられる。保護の第一歩は保護対象の「発見」であり、通報義務、通報システムからはじまる。なお、本報告では「通報」と「通告」を区別せず、任意に用いたので了承されたい。

A. 虐待の通報義務

加藤¹⁾は以下のごとく纏めているので以下に概略を引用した。

1. 通報の定義と範囲

◆法律上に通報を定義した条項はないが、専門用語としての「通報」：signalment は、司法当局への通報として用いられる。通報は司法当局（共和国検事）に伝達され、検事が通報に対する決定を下す。一般的には以下の場合に通報される。

- ①子どもが危険な状態にある、(危険は事実概念で一般的には、明確に現実のもの、少なくとも緊急なものでなくてはならない)
- ②虐待が推定される場合、または明白な虐待が存在する場合
- ③状況を判断することが不可能、あるいは家族がサービスの受け入れを拒否する。

◆法的根拠：【民法典】第375条：後見に付されている未成年の健康、安全あるいは品行が危険な状態にあり、あるいは養育状態が重大に犯されている場合には、養育援助の方策が裁判所によって命じられる。それを請求できるのは父母の双方か一方、子どもが委ねられている人あるいはサービス機関、後見人、子ども自身および検察官である。

【家族・社会扶助法典】第69条：未成年者が虐待の被害者であるか、またはそれが疑われかつ状況を判断することが不可能であり、あるいは家族がA S Eのサービス受け入れを明白に拒絶する場合、県議会議長は遅滞なく司法当局へ通報し、場合によっては当該未成年とその家族に対して既になした行為について知らせる。

2. 通報義務者

上記のごとく共和国検事への虐待通報は県議会議長が使命を負っているが、一般にどの様な場合

に誰が通報義務を負うのか、以下に示す。

◆個人が司法当局に通報する義務を負う場合

- ①特別な規定によってあるいは仕事上の理由により守秘義務を負っていない人は、15歳未満の未成年が犠牲者となる虐待や権利剥奪について、司法当局（検事、判事、警察）または行政当局（県議会議長または県議会の職員）へ通報する義務がある。

……教員、自由業の心理学者、保育ママなど

- ②自由業として働くが職業上の守秘義務を負った人は、援助するという条件で通報できるが義務ではない。もし、援助するための唯一の方法が守秘義務に違反する事であるならば、そうしなければならない。

……医師、保健従事者、など

- ③A S Eまたは、養育・教育援助機関で働き職業上の守秘義務を負った人は、県議会議長または県議会の職員に【家族社会扶助法典第80条】、あるいは子ども担当判事に【1997年10月8日の通達】に通報する義務がある。これは刑法典第223-14条の意味において、「法が秘密を開示することを認める、あるいは課する場合」に相当する。

◆A S Eが司法当局に通報する義務を負う場合

- ①「未成年者が虐待の被害者であるかまたはそれが疑われ、かつ状況を判断することが不可能であり、あるいは家族がA S Eのサービスを受け入れることを明白に拒絶する場合」【家族・社会扶助法典第69条】

- ②これは県議会議長についての義務であり、ソーシャルワーカーに対する義務ではない。ソーシャルワーカーがA S Eの仕事をする場合（A S Eサービス、施設サービス、委託された施設サービス、PMIサービス、社会サービスなど）には、県議会議長に通報し、県議会議長が司法当局へ知らせる。法が開示を課しているから職業上の守秘義務は問題とならない。

- ③子どもが虐待されていて家族がA S Eサービスの介入を受けるのなら、司法当局への通知は法的には義務づけられない。義務となるのは保護をすることである。

3. 通告義務違反の法的責任

通報義務を果たさない人の法的責任については、1) 刑罰的責任、2) 行政的責任、3) 民事的責任、4) 倫理的責任の4側面がある。加藤¹⁾が詳述しているので引用した。

◆刑罰的責任

刑法の規定に違反した人に対して、公共の利益の名において刑罰を言い渡す事ができる。

通報しないという行為は、危険状態にある人を援助しないという不作為に対して一般的に定められた刑法典第223-6条に従って、刑罰を科されうる。

職業上の守秘義務、犯罪非告発、未成年に対する虐待の非告発と 根拠条文、処罰対象、例外、罰則の対応表【加藤¹⁾より引用】

違反	根拠条文	処罰対象	例外	罰則
守秘義務違反	新刑法典 226-13条 226-14条 (旧刑法典 378条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密を知りえたすべての人 <ul style="list-style-type: none"> － 国によって － 職務あるいは一時的な使命のため ・ 具体的職業 <ul style="list-style-type: none"> － 医師 － 保健従事者 － 福祉関係者、ソーシャルワーカー － ASE、PMI、幼稚園の職員、COTOREP※のメンバー、社会福祉委員会 － 国家公務員、地方公務員 － 弁護士、牧師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の場合には守秘義務が免除される <ul style="list-style-type: none"> － 法が秘密開示を認め、あるいは要求するとき － 医師が行政または司法当局へ15歳未満の未成年あるいは自分の身を守ることでできない人に対する虐待や侵害を通知する場合 ・ 医師が検察官に明白な、あるいは性暴力を推定させる虐待を知らせるとき ・ 医師が予防上、ある病気を開示するとき 	1年以下の禁固 または 10万フラン以下の罰金
犯罪の非告発 (結果の回避 または制限の 可能性のある 場合、犯罪の 再犯の危険性 がある場合)	新刑法典 434-1条 434-3条 (旧刑法典 62条1項)	知った人すべては行政または司法当局へ通報しなければならない	告発義務のない人 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪者またはその共犯者の直系の親族（その配偶者）、兄弟姉妹（その配偶者）（15歳未満の未成年への犯罪を除く） ・ 犯罪者またはその共犯者の配偶者または同棲者（15歳未満の未成年への犯罪を除く） ・ 職業上の守秘義務を負った人（226-13条） 	3年以下の禁固 または 30万フラン以下の罰金
15歳未満の未成年に対する虐待の非告発	新刑法典 434-3条 (旧刑法典 62条2項)	15歳未満の未成年または自らの身を守ることができない者に対する虐待または侵害を知ったすべての人は、司法または行政当局へ通報しなければならない	職業上の守秘義務を負った人は法の規程のある場合を除いて虐待を告発する義務を負わない	3年以下の禁固 または 30万フラン以下の罰金

※COTOREP : Commission technique d'orientation et de reclassement professionnel
職業指導・職業再配置専門委員会

出典 : Pierre Strauss et Michel Manciaux, "L'enfant maltraité", Edition Fleurus psycho-pédagogue, 1993, p.27より抜粋

◆行政的責任

行政官によって被った損害は、サービスの欠如がその損害であれば「行政責任」となりうる。「通報しない」という行為は、その組織内の不十分さに結びついたサービスの欠陥となりうるし、行政裁判所は民事裁判に固有の原則に基づいて被害者の損害賠償に発展するような判決を出す管轄権を有する。

◆民事的責任

他人に対して与えた全ての損害（物質的、身体的、道徳的）は、与えた人の過失がその損害の原因になっている場合には賠償する義務がある。「通報を果たさない人」も、その為に司法的サービスの介入がなく、その結果損害が発生したという事実に基づいた損害賠償の見地から、民事責任の対象となりうる。民事判事は損害賠償とサービスの提供を要求する判決を下しうる。

◆倫理的（懲戒的）責任

すべての人は、使用者に対して自分に与えられた仕事をする責任がある。「制裁」は、最も軽い失敗に対する叱責から、最も重い解雇までである。子どもの保護にあたるすべての人は、「通報」を怠った懲戒的制裁を受けることがある。すべての医師は医師の倫理法典によって倫理上の責任がある。

4. 通報制度の実態：パリ県の通報状況

加藤¹⁾ はパリ県、1990年における通報の実態を紹介しているので引用した。通報は「関係機関からの通報」と「緊急通報取扱窓口：T S Uからの通報」で集計している。通報段階では、虐待か、リスク状態かは不明であるから、両者を合計した「リスク状態の児」の数であろう。文中、「共和国検事へ寄せられた数」とあるから、首都圏では特殊な対応をしており、加藤は以下のように説明している。

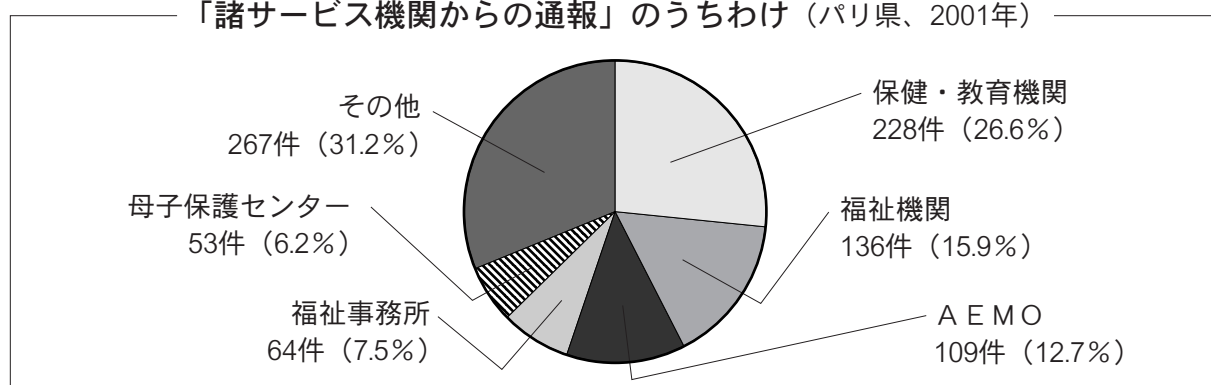
パリ県では、国のみどりの電話「もしもし、子ども虐待」：S N A T E M【次章参照：33頁】の交信相手の役割を果たす「緊急通報取扱窓口：T S U」1994年11月に創設した。この窓口は、ソーシャルワーカー、教員、母子保護センター等々からの通報を分析し、検事へ伝達する役割を担う。検事の決定はT S Uに受入れられ、そこからの通報を分析し、検事伝達する役目を担う。検事の決定はT S Uに受入れられ、そこからこの決定が異なったサービス機関へ伝達される。最終的には、T S Uは：A S Eを補って、あるいはA S Eに代わって、少年（子ども）判事や社会サービスによって緊急時に要請される未成年の受け入れを保障する役割を果たす。筆者の理解では国で統一的に実施されるシステムを統合的に発展させた、ひとつの首都圏バリエーションと思われる。

加藤が紹介した図表から、子どもと関わる多くの機関が「通報」している実態が読み取れる。

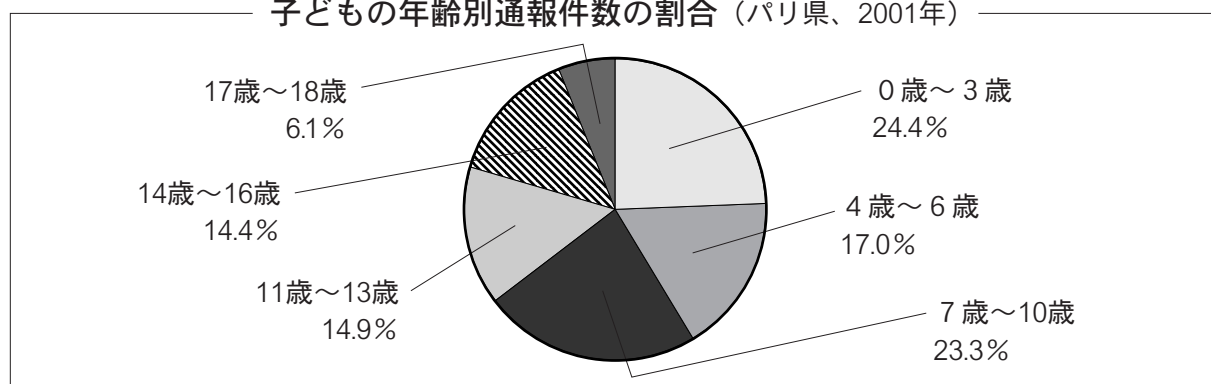
通報件数の推移（パリ県）

	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001
T S Uからの通報	24	85	82	68	139	172	105
諸サービス機関からの通報	238	759	919	952	717	781	857
合 計	262	844	1001	1020	856	953	962

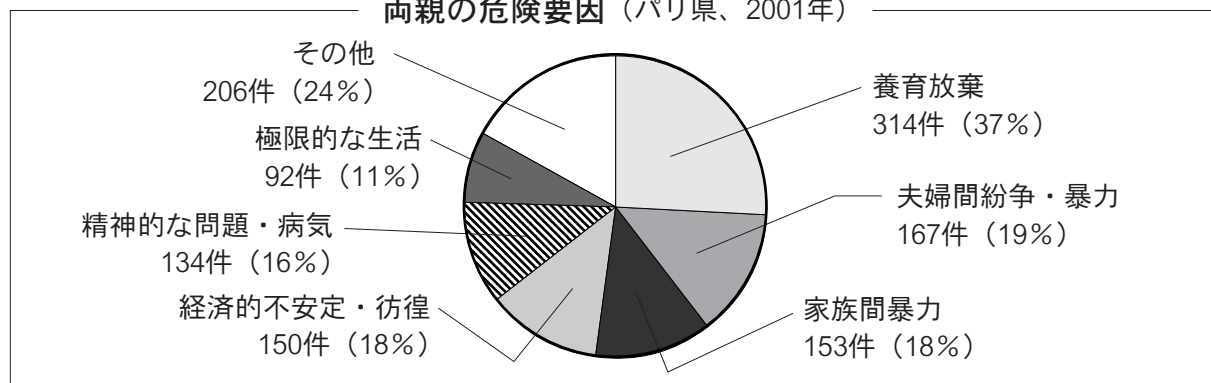
「諸サービス機関からの通報」のうちわけ（パリ県、2001年）



子どもの年齢別通報件数の割合（パリ県、2001年）



両親の危険要因（パリ県、2001年）



出典：Département de Paris, L'aide sociale à l'enfance à Paris, Rapport d'activité 2001

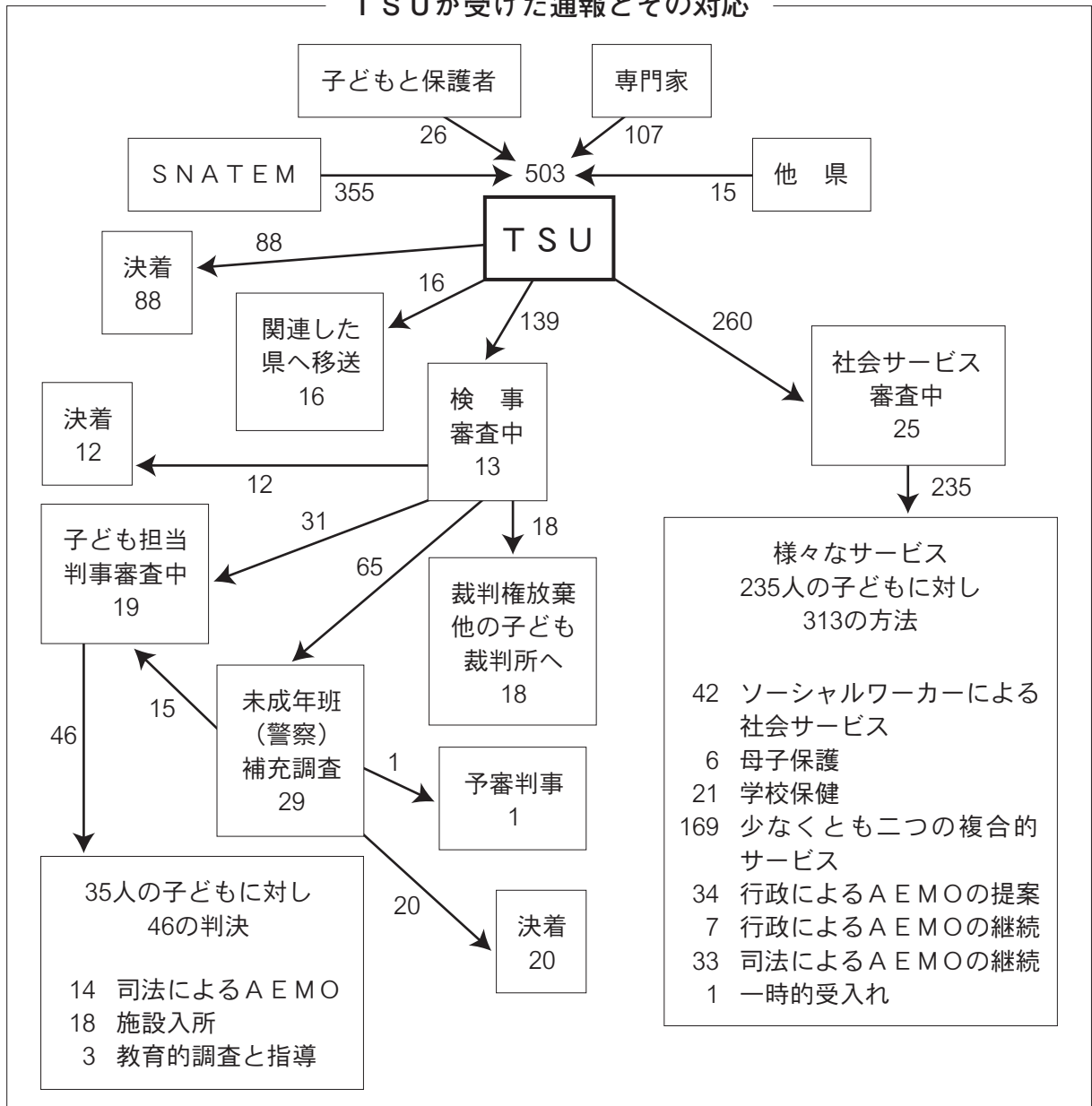
5. パリ県の「通報と緊急事態取扱窓口：TSU」の通報実態

ボックスV-A-5 通報と緊急事態取扱窓口：TSU【加藤¹⁾より引用】

TSUが受けた通報件数とその内容の推移

	1995	1996	1997	1998	1999
総 数	283	284	388	384	503
調 査 中	21	19	32	28	25
善意の間違い	67	30	101	95	105
不明な通報	14	15	28	26	31
悪意の通報	14	31	55	47	47
虐待が判明したもの	167	189	172	188	295

TSUが受けた通報とその対応



パリの緊急窓口：T S Uが受けた通報件数とその内容を見ると興味深い。1999年の「善意の間違い」が約20%、「悪意の通報」が約10%もある。後者は、家主や元配偶者や近隣などで、その家族に対して軽侮や憎悪の感情から執拗に電話をしてくるものである。いずれも調等査により確認を必要とするが、その数が30%に及んでいる事は確認作業が大変であろう。フランスでは犯罪の非告発、15歳未満の未成年に対する虐待の非告発は、刑法上の罪と位置づけられている【前述：V-A-3：28頁】。こうした刑法規定や社会背景から通報の「雑音情報」も増えていると推定できる。

我が国では通報は義務づけられているが、罰則規定はない。

B. 「もしもし、虐待？」被虐待児の電話相談・国家サービス（S N A T E M）

電話サービスの正式名称は「S N A T E M : Service National d'Accueil Telephonique pour l'Enfance Maltraitee」である。「もしもし、子ども虐待」Allo Enfant Maltraitee と副表題が付されている事が多い。我が国でも児童虐待や子どもの養育問題、教育相談などでボランティアによるサービスが展開されている。しかし、フランスのシステムは全土で「119通報」が「もしもし、虐待？」と周知されており、我が国の警察通報：110番、消防署通報：119番と同じ扱いなのである。2002年度で、1,962,525件の受信があった。虐待や児童保護の必要な通報は、発信者のプライバシーを尊重しながら、必要な機関や相談チームに伝達される。前記した児童社会福祉扶助局ASEに伝達され、通告に繋がる例も多い。【79頁～、および資料9：126頁～参照】概要は以下である。

1. 電話相談国家統一サービスの発足

1989年児童保護法により設置された。アソシアシオン（NPO）により運営されている。

1997年3月から単純な番号：119が容認され、未成年達が集まる場所にパンフレットの掲示が義務付けられた。

2. 運用の実態

以下はS N A T E M本部訪問と提供された資料からまとめたものである。

◆周知の方法：子どもに関わる全ての学校、保育園、保健機関などでポスター表示が法律で義務づけられている。電話番号は全国統一の「119」と分り易い。ポスターのほかに、子ども達には、例えば学校では全児童に電話番号を記した小さなカードが配布されている。

◆フランス全土からの無料通報を受ける。1日5,000～6,000件、年間200万件の通報を受ける。電話の受付は24時間体制、8h00～22h00の時間帯は職員（4時間パート）、時間外は留守電としている。受付職員は相談を、臨床心理士、法律家、医師、教員、ソーシャルワーカー等に振

り分ける。これらの職員もパート勤務である。

◆相談の進め方は

①コンピュータ・データベースをフルに活用

②受付職員は子どもの氏名、住所、相談内容等を聞き、画面フォーマットを見ながら入力、当該住所を管轄するA S Eや担当者、付近の社会資源のリスト、過去の取り扱い歴等も表示される。

③受付職員が入力した情報は、別室の専門相談員にオンラインで提供。

相談は県会議長管下のA S E：児童福祉サービスの関係機関などを紹介する。

犯罪性の強い場合は共和国検事に情報が伝達される。

④紹介や情報の伝達にあたっては、**全て本人の了解**をとる。

⑤S N A T E Mは法律で守秘義務が課せられている。

⑥月2回、2時間のスーパービジョン会議の開催、ケースの見立て、対応法を討議している。

3. 年間経費は1800フラン（3億6千万円）、国＝1／2、県＝1／2負担

4. S N A T E Mと他機関の協力関係

県会議長（A S E）や共和国検事に通告された場合は、機関はアセスメント内容や対応法等を3か月以内に当団体に報告する義務がある。

なお、福祉統計機関：O D A Sと電話相談：S N A T E M、いずれもアソシアシオンであるが、近い将来統合する計画が進んでいるとの事であった。

◆電話相談：S N A T E Mのシステムは我が国で稼働している様な独立の、閉鎖系のシステムではない。**子ども保護、虐待防止の主要機関に繋がり連動する機能**として位置づけられている。

◆この立場からフランスの児童保護システムを情報面から鳥瞰すると、電話相談：S N A T E Mは情報入手と相談サービスのユニット、県の児童社会福祉扶助局：A S Eは情報入手（通報）と援助サービスのユニット、児童司法保護機関：P J Jは司法判断と司法的保護サービスを統括するユニット、社会福祉統計機関：O D A Sはフランス全土の要保護児童の情報を収集分析する情報ユニットであり、**これらが一体として協働する機能体**とみることができる。

◆ユニット間の情報伝達は、法令・通達で手順が決められており、手順に従った行政活動であるが、その根底にコンピュータデータベースの高度活用がある。我が国でも行政での電算機使用は一般的となっているが、これらは中級程度であって、フランス児童福祉行政の高度利用に較べると雲泥の差がある。フランスで何故この様なシステムを作り上げたか、それを可能とした条件は何か、など学ぶべき点が多い。

C. 児童司法保護機関（P J J）、とくに少年（子ども）判事の制度

司法的保護の中心となる活動主体は、共和国検事、予審判事、警察、そして「少年（子ども）判事」であり、保護は少年判事を中心として「育成養育扶助」の手順に従い、受け入れの決定を行う。【Manciaux 他⁵⁾】。これら全ての流れが司法の関与下に、すなわち司法的保護として行われるが、数万の「危険状態にある児（要保護児童）」の約6割が裁判所移行となっている。

1. 通報事例の司法・裁判所移行

我が国では殆どの通告が児童相談所（一部福祉事務所）で受理され、一時保護を含めた「行政的措置」が児童相談所を中心に行われている。そして、司法と関わりを持つ例、すなわち、「家庭裁判所送致」とか「家庭裁判所家事審判請求」を行う例は例外的であった。一時保護も司法審判によらず、行政処分として行っている。

通報されて保護を必要とする「危険な状態にある児」について、フランスの裁判所移行率をボックスV-B-1に示した。約60%弱である。我が国では虐待防止法が施行され、家庭裁判所の審判を受ける例が急増しているとはいえ、年間100にも達せず虐待総数の1%にも満たない。もちろん、子どもの保護制度、虐待対応制度の骨格が異なるから、比較対象にはならないが、これで良いのか？という疑問は残る。

ボックスV-B-1

フランス国家統計：通報の裁判所移行比率

年次	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年
裁判所移行 Transmissions judiciaires	42,000	49,500	49,000	47,500	47,500	
行政的措置 Mesures administratives	32,000	32,500	34,000	36,000	36,300	
危険な状態にある児（合計） Total enfants en danger	74,000	82,000	83,000	83,500	83,800	85,500
通報の裁判所移行率 Judiciarisation de signalements	57%	60%	59%	57%	57%	

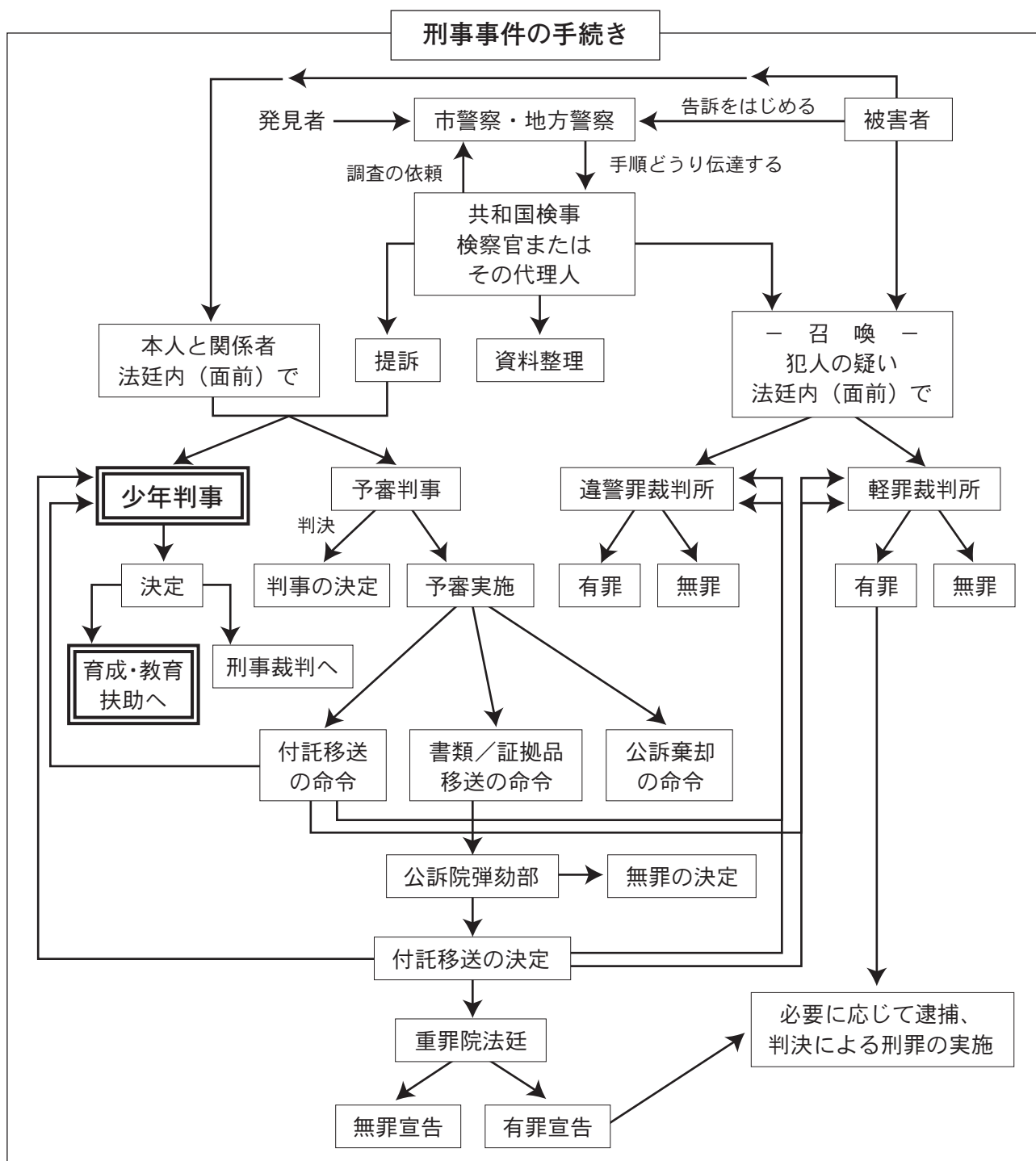
2. 刑法に関する手続き

虐待など発見者、関係者、被害者から警察・行政機関に寄せられた情報は、共和国検事・検察官またはその代理人に伝達される。刑事犯罪にいたる流れを Marmorat.V（前少年判事）¹¹⁾ が作図しているので引用した。基本は、検事（検察官、その代理人）が提訴の判断をし、提訴の場合は「少

年判事」もしくは予審判事に送致する。少年判事に送られた場合は「育成・養育扶助」が適当か、犯罪性が強い場合には刑事裁判への決定を行う。刑事犯罪の方向に進む場合は、ボックスに示されたように煩雑な流れとなっている。

いずれにせよ、早期の段階で、保護措置か、刑事犯罪か、の判断を少年判事が行い、前者の場合は、司法的保護措置の指示と各種の行政的援助をASEと協力して行う事になる。

ボックスV-B-2 虐待関連の刑事事件の手続き【Marmorat.V「児童虐待と司法介入」より引用】



3. 虐待行為と刑法の関わり

我が国とフランスを比較すると児童虐待に対する司法介入のあり方は全く異なっている。

日弁連（子どもの権利委員会）³⁰⁾のマニュアルは「いうまでもなく子どもへの虐待は、多くは犯罪である。身体虐待であれば暴行、傷害（致死）、あるいは監禁（致死）であり、ネグレクトであれば保護責任者遺棄（致死）であり、性的虐待であれば13歳未満の子なら暴行脅迫がなくとも強姦、強制猥褻である」と一般的な表現で記載している。しかし、**我が国では虐待の加害者を刑法上の違反者と扱うことに逡巡がある。**

これまで児童虐待に関して子どもの福祉の観点から、通告制度、警察機関の介入、親権問題への法的介入など「**法は家庭に入らず**」という原則があった。しかし現在は「刑法典に児童虐待処罰規定は必要か」を考える時代にはいつている。福祉機関が介入していながら親からの虐待を防止できず、子どもが虐待死する事例が頻発し、刑罰的措置を望む声が高まっている²⁵⁾。

しかし、現場では我が国の警察、司法が児童虐待に対して、フランスとは全く異なり、介入に極めて消極的である点は明らかである。林²⁶⁾は、身体的虐待、性的虐待の現行法適用による刑事制裁を詳述している。「……われわれ一人一人の意識の中に児童虐待は、児童の人格破壊をも誘起する重大な犯罪なのであるとの共通認識が形成されることこそが児童虐待防止の第一歩である。これらの共通認識が、社会の中に形成された時、児童虐待に対する刑事制裁の必要性が理解されるのである。児童の尊厳と人権尊重を基底におきながら児童虐待に対する刑事制裁の基本理念を考える時、それが身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトであると性的虐待であるとを問わず虐待行為に対応する均衡のとれた刑罰を設定することが罪刑法定主義の要請する「罪刑の均衡」にもかなうところでもある」と論じ、幾つかの提言を行っている。法学の素養に乏しい筆者には概略の理解しかできないが、フランスにおいては、児童の尊厳と人権尊重を基底におき、一方では児童の保護（司法的保護措置、行政的保護、……）に遺漏のない対策を実施し、他方では司法介入による刑罰制裁（刑法適用、……）も重点を置いている点に感心した。なお、我国の法制上の問題点については多くの識者^{22、24～27、29)}が指摘を行なっている。我国でこれらの是正が何故なされないか、筆者には理解できない。

フランスの刑事事件としての流れは、前記のボックスにしめしたが、虐待行為と刑法典適用の対応表をLalire⁹⁾引用した。

彼女は刑法典で定義される虐待関連の犯罪を5つのカテゴリーでまとめている。

- (1) 個人の身体の損傷
- (2) 個人を危険状態に導く行為
- (3) 個人の自由の侵害

(4) 個人の尊厳の侵害

(5) 未成年および家族への侵害

ボックスV-B-3 未成年に対する犯罪行為の刑法典対応

犯罪の種類	犯罪行為	程 度 犯 罪 軽犯罪	刑法典 該 当 条 文	加重犯罪 犠 牲 者 血 族 15歳↓	コメント
個人の身体 の損傷	蛮行により苦痛を与える	○	222-1 222-3		幼児に対する 未遂も刑罰
	常習的暴力行為	○	222-7	○	
	殺人	○	222-14	○	
	多発性の障害 廃人状態		222-22	○	
	性暴力 強姦 他の性的侵害	○	222-23 222-27	○ ○ ○ ○	
個人を危険 状態に導く 行為	他人による危険の行為		223-1		死亡の場合は 犯罪相当
	個人自身で身を護れない状態にする	○	222-3		
	援助または自助の方法を妨害する		223-5		
個人の自由 の侵害	誘拐と監禁	○	224-1 224-5	○	
個人の尊厳 の侵害	売春行為		225-5 225-7	○ ○	
	個人の尊厳を損なう 宿泊施設での労働	○	225-13		
未成年およ び家族への 侵害	15歳以下の年少者 へのネグレクト		227-1		年少者の安全 健康が確保さ れるなら →罪なし 刑罰 禁固20年 刑事罰 禁固30年
	その結果として… －損傷、身体障害	○			
	－年少者の死亡	○			

犯罪の種類	犯罪行為	程 度 犯 罪 軽犯罪	刑法典 該 当 条 文	加重犯罪 犠 牲 者 血 族 15歳↓	コメント
未成年および家族への侵害	家族からの遺棄…				
	親権行使による損傷・毀損	○	227-3 227-11		
	親子関係の侵害	○	227-12 227-14		
	年少者への脅威… ケアや食物を与えない	○ ○	227-15 227-16 227-17	もし犠牲者の死が準備されたものならば →重罪	
	両親の法的義務を履行しない (児の健康、安全、 養育、教育)	○	227-18		
	麻薬の不法使用の教唆	○	227-19	○	
	習慣性喫煙と 過度のアルコール飲料の摂取	○ ○	227-20 227-21	○ ○	
	常習的な犯罪・軽犯罪を犯すとき	○	227-22	○	
	買収の教唆・扇動	○	227-23	○	
	年少者のポルノ映像の放映、取決め、録音・録画と配布	○	227-25		○
成人が15才以下の年少者に性的期待を 実行する (強制、暴力、脅迫、 拘束を伴わない)					

4. 警察の役割

フランスの警察機構は我が国のそれとは異なっている。フランス警察：police は「内務省」の所管に属し、都市部の治安維持を担当している。地方ではこの役割は「国防省」に属する gendamerie 憲兵隊が担当しているが、実際には「地方警察」の意である。論文を読んでいて、子ども保護に何故憲兵隊がかかわるのか？と驚かされるのであるが、長年植民地をもち、現在でも海外県を有するフランスの事情であろう。

警察は児童保護、虐待に関して3つの場合に出動できる。①明白な犯罪にに関して、②予備的調査を行う場合、③依頼命令に従う場合、である。虐待に関しては、予防活動はほとんどなく、虐待発生後の、あるいは虐待が疑われる行為が問題となった後に関わる事が殆どである。

加藤¹⁾の紹介は以下である。

1) 警察の介入

警察の未成年者担当が対応する。

情報源は、被害者自身（稀）、保護者（少ない）、匿名の手紙など、警察の他の部署から、医師、教師、ソーシャルワーカー、その他である。警察と他の社会的パートナーとの協働は重要であるが、現実には難しい側面がある。警察の行動に対して批判もある。

批判がある事から、警察介入は必然的に遅く、子どもの生命と健康を守る事が出来ない場合もある。司法警察官は、刑法によって確認した侵害行為を検事に伝える役割を負っている。

2) 調査

虐待、ネグレクトでは、子どもの生命と安全に係っているから迅速に保護できるよう高度の義務が課せられている。証拠の収集、事情聴取、証言補強の物的証拠、一連の行動をおこなう。

年少者や性犯罪が疑われる場合はカウンセラーによる聴取や、女性警察官による聴取が望ましいとされている。

1989年児童保護法（69条）では、「未成年者が虐待の被害者であるかまたはそれが疑われる場合」で、状況を判断する事が不可能か、或いはA S Eの介入を家族が拒否する場合には、県議会議長は遅滞なく司法当局へ通知し、未成年者と家族について既になした行動を司法当局へ知らせなければならない。虐待事例が裁判所に通報されるのが遅れるという危険を避ける事を目的としている。警察と司法当局の関与の重大性が増している。通報のあと裁判に移行した高い件数で示されている。

5. 児童司法保護機関：P J Jと少年（子ども）判事

菊池⁴⁾の解説が理解しやすいので概要を以下に引用した。

児童司法保護機関 la Protection Judiciaire de la Jeunesse (P J J) は、1945年に創設され、発展し、現在の児童司法保護機関の機能をもつに至った。

この機関は、法務省から独立して組織されたもので、中央行政組織と広域地区および県にそれぞれの組織を持ち、その傘下に民間公益法人と公法によるサービス機関を置いている。児童司法保護機関の中心的存在は少年判事と未成年検事である。

少年判事は、元々、各県に設置されている大審裁判所に所属する司法官であるが、児童問題に係わる特別な関心によって3年を任期として指名され、育成扶助の措置を専属的に管轄する。少年判事は、国立の法律学校で特別教育を受け、さらに、在任中に、継続的研修を受けることが義務づけられている。少年判事は、現在、343人が全国139ヶ所の少年裁判所 le tribunal pour enfants に配置されている(虐待された児童に関する国会報告書、50頁)。少年裁判所では、1人の児童判事と2人の参審官が少年裁判を行う。

参審官とは、司法官以外の者で、少年問題を熟知した男女の成人から指名される。

また未成年検事 parquet mineur は、検事正 le Procureur de la Republique を代理する検事代理 substitut であるが、申立や緊急通告を受けて、それを検討し、少年判事が取扱うべきものと、他の判事に係属すべきもの、あるいは不受理とするものを選び分ける。虐待ケースには、親権を取上げる場合、親権の委譲が求められる場合、あるいは子どもに対する犯罪を刑法で裁く場合などがある様である。検事は、申立を完全な書類にして、その意見に付して子ども判事に送致する。また法廷では、その意見を述べる。このように児童問題専任の検事が設置されている。未成年検事は、現在、関係機関から来る大量の緊急通告を受けてそれに対応している。

児童司法保護機関の傘下にある民間公益法人と公的サービスは、県における国の代表である知事 prefet によって認可されるが、県の児童社会扶助機関の下にある公共のサービス機関は県によって認可される。司法機関の下にある公共のサービス機関の割合は、民間公益法人(アソシエーション)の方がやや多いのが現状である。

このように、フランスでは、虐待を受けた子の保護に関しては、司法的介入に係わる法制度が整備された。

6. 一時保護、子どもの一時的受け入れ施設

行政的保護あるいは司法的保護の場合であれ、施設収容または家族(祖父母が多い)による保護の場合であれ、子どもを分離して保護することは、時には避けられない。

分離は危険状態が存在する時に決定される。子どもが両親から身体的あるいは心理的な危険に曝された時のみならず、危機の期間に子どもと家族を援助する目的で治療的手段のひとつとして、分離が決定される⁵⁾。

分離の目的は、“悪い”家族から、“良い”家族や施設に置き換えることではなくて、子どもと両親のあいだに介在する病的原因を減少させるための共同作業を行うことである。子どもを一時保護によって、子どもに必要な身体的あるいは精神的ケアを受け、種々の感情変化、両親の恐ろしい、迫害恐怖イメージを和らげる利点がある。

一時保護（親子分離）は、原則として親もしくは養育者の同意のもとで行われ、少年判事はA S Eの援助措置を受けることに対する親の同意を取りつけるよう働きかける。親が同意すれば、援助措置に関して命令決定を行う。親が同意しない場合は、少年判事の判断で、親子分離等の措置命令を行うことができる⁵⁾。

親が同意せず、かつ緊急保護が必要な場合は、少年判事が命令を発し、警察（少年課）が子どもの身柄を確保し、施設に一時保護することができる。警察は令状に基づき、部屋の鍵を破壊し、調査や子どもの安全確認、保護を行うことができる。親の意に反する身柄保護等の強制執行も可能である。

分離または一時保護で利用される施設の種類は以下がある⁵⁾。

- ①託児所 pouponniere 3歳未満が対象で最近では長期の治療施設として利用される。
- ②緊急事例の観察とサービスの宿泊施設 foyer d'observation et services d'accueil en urgence：民間のアソシアシオンによる施設、または児童司法保護機関P J J所属の施設がある。
- ③問題をもつ児童の小規模ホーム：これらの施設はこどものための対応プログラムをもつ。
- ④県が提供する少年宿泊施設、県の児童福祉局A S Eが専用利用。国内全県に設置が義務づけられている。
- ⑤「子どもの村」village d'enfants

このような法的手段（強制執行による一時保護）があるものの、親子分離は最終的手段のひとつと考えられている。本来親子は一体として生活すべきもので、分離すべき原因があれば、その除去を多くの保護措置でとり除き、親子の共同生活を可能とするよう社会が援助するという「子ども保護」の哲学が流れている。家族から子どもを分離する必要があるとき、その処遇は常に最終目的として、子どもが家族への復帰を目指す一時的措置と考えている。米国と大きく異なる点である。

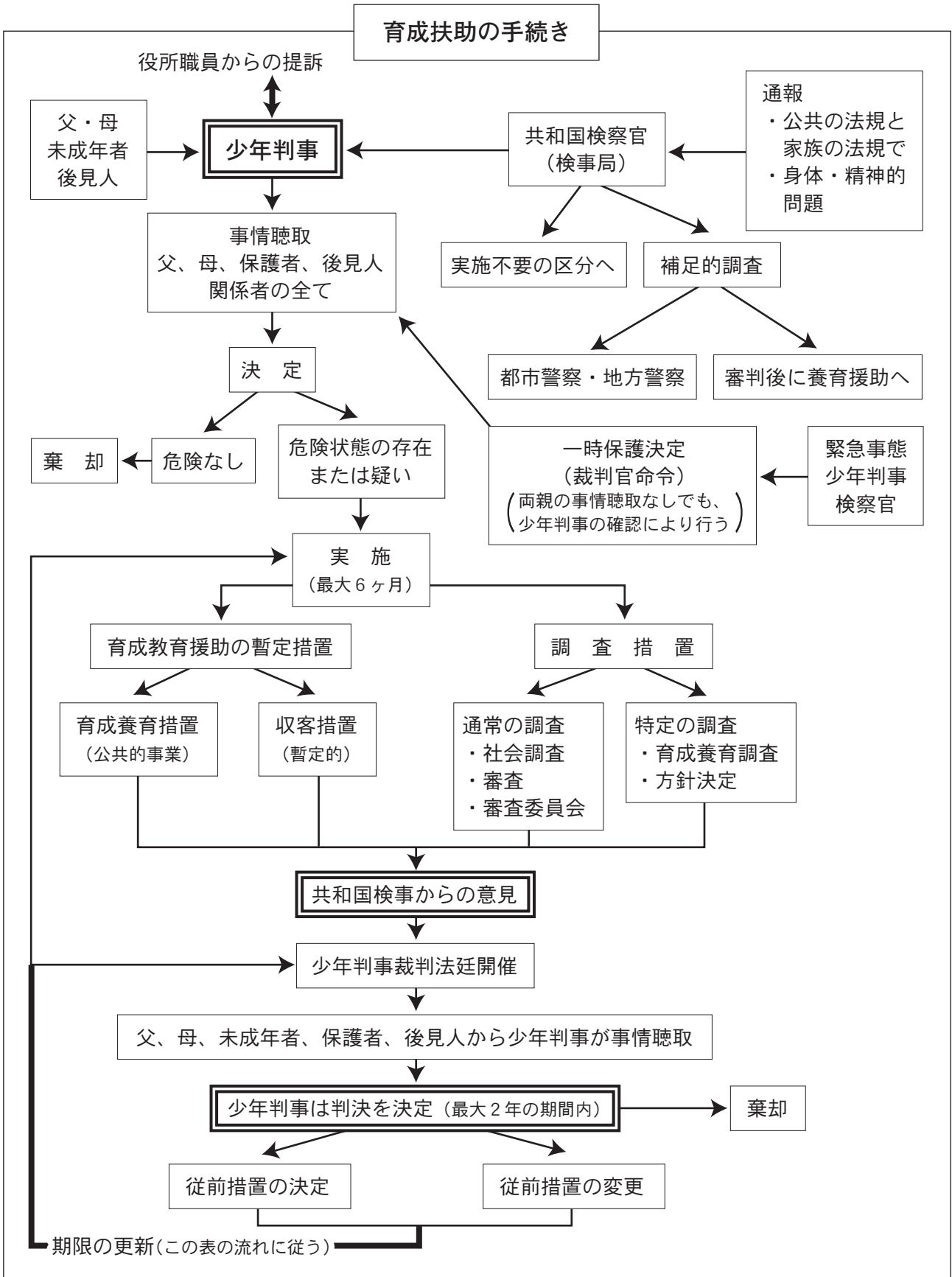
D. 育成養育扶助（援助）のながれ

以下は、司法が介入する援助についての流れ図で、司法的保護の骨格であり、通報から少年判事に送致された場合に少年判事が果たすべき役割が示されている。

判事は関係者すべての事情聴取を行い、「危険な状態」の有無を判断する。「なし」ならば棄却、「あ

少年判事と育成扶助手続き

【Marmorat.V¹¹ 「児童虐待と司法介入」より引用】



り、もしくは疑いあり」ならば最大6ヶ月の期間の実施に入る。実施内容は、育成教育援助の暫定措置か調査措置の何れかである。以下流れ図に従っての決められた手順がある。措置の継続や変更も手順どおりに行われる。

緊急事態については、両親の事情聴取なしでも、少年判事の確認により、一時保護を決定できる。

以上のように「少年判事」は子ども保護の中心的役割を担っている。

育成養育扶助の内容や仕組みは分かりづらい。菊池⁴⁾が平易に紹介しているので要約引用すると以下である。

◆目的

育成養育扶助：AEMOは、親権を剥奪せず、それを調整する点にある、すなわち**親の代替えを確保する事ではなく、逆に現在の環境を維持し親による子どもの育成養育を援助すること**に目的がある。それが不可能な時には、親権を行使していなかったもう一方の親に、AEMOを扶助して、あるいは扶助せずに子どもの養育をさせる。あるいは、第三者や司法監督下にある施設や里親に、あるいは県の児童社会援助機関が監督する里親委託あるいは施設に、親子を分利して託置することになる。

◆要件と対象となる者

親権から解放されていない、すなわち**未成年の健康、安全、精神が危機にある時、あるいはその育成養育が深刻に損なわれている時に適用され**、このことは、虐待をうけた子どもたち、その恐れのある子ども達を意味している。また、成人年齢の低下に伴って生じた21歳以下の若年成人が、合意がある場合に同様に保護されることも認められた（1975年2月18日デクレ）。

◆手続

申立は原則として**父母の双方または一方、子どもの養育を委ねられている個人またはサービス機関、または後見人、未成年者自身または検事**が行う。裁判所においては、父母または未成年者は、自分の選んだ弁護士または職権でつけられる弁護士をもつことが出来る。また、県がすでに扶助措置を講じていた場合は、県会議長はその家族の情報とすでにとられてきた措置に関する意見を報告する義務がある。

◆審判

「少年判事」は、少年裁判所において「育成養育扶助」を措置するか否かを決定する。あるいは、**補足的調査**を育成養育サービスの機関に委任することができる。この調査には、社会調査、子どもの状態についての診断調査、育成養育指導の調査、あるいは緊急の総合的調査が含まれる。

育成養育扶助を宣告するときは、**どの様なかたちの援助を行うのか方針を定めて宣告する**。育成養育扶助が1機関または1施設で行われるときは、**措置期限は2年を越えない限度で定められるが**、正

当な理由があれば更新が可能である。

少年判事の審判で子どもの育成養育措置が県の児童社会福祉扶助当局：A S E に委任される場合には、里親か施設かを決定せず、行政当局に処遇を一任し、費用は県が負担する。

- ◆児童司法保護機関：P J J の傘下にあるサービスに委任するときは、育成養育上の監督を伴う里親委託サービス、外部の学校・職業訓練校に通学できる児童ホーム、学校・職業訓練校の寮などに子どもや若年成人を委託する。これらの受け皿には法に基づく機関と民間の非営利公益法人（アソシエーション）があり、後者のほうが数が多く活動度も高い。
- ◆少年判事は措置についての家族合意を得る努力を常にしなければならないと定められているが、合意が得られないときは強制的措置を決定できる権限がある。
- ◆A E M O Action educative en milieu ouvert（dans le milieu naturel de vie l'enfant）直訳は「公共の場（開かれた環境）における教育活動（子どもの生活の場として）」となるが、一応「育成養育扶助」とした。

E . 行政上の保護

1983年の地方分権化の法律で、社会福祉一般に関する国の権限が県に移行した後、児童社会福祉扶助（局）の任務と援助が規定された⁴⁾。

「児童社会福祉扶助（局）」A S E : l'Aide sociale a l'enfance および県の各種社会活動サービスが担当する。これらの部門は、親、保護者、または子どもの健康、健全育成、教育の専門家達の要請を支援することから行政上の保護を行う。基本的な部門の責任は以下である¹²⁾。

- ◆子どもと家庭が直面する社会問題が「両者の均衡を決定的に損なう」危険に対して、子どもと家庭を財政面から、教育面から、そして心理学的な面から援助をする。
- ◆集中的な活動を組織し、影響力の小さい活動は避け、子どもと家庭の社会統合を促進すること。
- ◆緊急援助を実施する。
- ◆家族の要請に基づいて社会サービス機関でケアされている子どものニーズに応じる。
- ◆子供の虐待、ネグレクトを防止する施策をとること。

Taub¹²⁾【資料3：94頁】は以下の3要素の説明を行っているが、虐待対応策に特化しない一般的児童保護施策が中心である。

①ソーシャルサービス部門

構成は、一般的ソーシャルワーカーを主体とし約5000人の居住者が住む地域に関して責任をもつ。これらは、「一般開業医」との社会活動区域と合致する。

②児童福祉部門

構成は、ケースワーカー、グループワーカー、心理学者、母親へのヘルパー、及び、家庭訪問者とする。全員が専門職として、予防活動サービス、保護活動のサービスに従事し活動する。「リスクにある児」に対しては子どものシェルター配備を含む。また、若い母親の出生前から出生後に至るケアが含まれる。若い母親は社会的な問題によく遭遇するし、捨て子へのケア、行政サービスに乗らない子ども達、養子に出される子ども達、などへのケアも含まれる。

③母子ケアサービス

妊婦、母親と6歳の以下の子どものための公衆衛生サービスである。その目的とするところは、家族の困難な状況を支援し、そして、子どもの虐待、ネグレクトを防止することである。それは、小児科医、助産婦と医師の監視下で働く赤ちゃん看護婦から成りたっている。家庭訪問は、母児サービスの重要な構成要素である。

これらの様々な形の行政上の保護は、子どもの保護にあたる専門家からみて大きな葛藤がない家族との間で自主的に、契約関係に基づいて、適切な援助として提供するものである。司法による保護が要請されるのは、子どもに明白で差し迫った危険があり、同時に家族の側で契約関係に進むことを拒絶する場合である。そのような場合、更に高いレベルの権威措置に頼ることで、義務的保護対策を課す事が可能になる。

Ⅵ. フランスにおける虐待防止の民間活動

A. アソシアシオンの活動

フランスはアソシアシオン（民間組織）の活動が極めて盛んな国である。さきに紹介した「地域社会活動の国家観測（ODAS）や被虐待児の電話相談・国家サービス（SNATEM）もアソシアシオンである。これらは膨大な国の予算の支援を受けており、こうした大型のアソシアシオンも極めて一般的であって、自然科学、文化、歴史、社会などの研究領域でも多くのアソシアシオンが活躍している。

アソシアシオンは、1901年に法的に認められた。この法律は、「アソシアシオンは2人以上の者が、利益分配以外の目的をもって永続的形態で、知識や活動を共同にするという合意である。その有効性については、契約や法的義務に適用される一般的原則に従う」と規定している。非告示アソシアシオン、告示アソシアシオン、および公益認可アソシアシオンに分類され、法的資格、設立手続、定款、認められる資格などに差がある。加藤³⁾の論文に詳しい。

このようにフランスでは、大小様々なアソシアシオンが存在・活動し、その数およそ100万に達する。そのうち家族や子どもに関するものは約3%である。その中には、児童司法保護機関の傘下にある民間公益法人（司法当局の許可や要請を受ける）で、虐待する家族に介入するものがある。

B. アソシアシオンの性虐待対応事例

私達の訪問先のひとつに、アンファン・ブルー【見学施設概要：71頁～】があり、児童虐待、性虐待治療機関として活動していた。アンファン・ブルーは「青あざの子ども達」の意味であろうか。概要は後述の訪問先記録を参照されたいが（頁71～）、まだ少人数で運営しているアソシアシオンであった。

虐待や性虐待は特に治療面で行政直轄の機関では対応しづらい面が多い。加藤が性虐待介入を中心としたアソシアシオン活動例を詳しく紹介しているので、引用した。

アソシアシオン・イブ・ル・フェブル（l'Association Yves Le Febvre）は虐待や近親姦が行われている家族への介入や相談の仕事を専門とする部門（Service d'intervention et de consultation familiale、以下、SIGOFと略記する）を1987年に設立した。最初の2年間は実験的に活動をし、1990年1月以来、県から認められた公式の存在となり、補助金を貰うようになった。2人の心理判定員と3人の女性教師がメンバーに加わっている。

SIGOFの介入は二つのタイプに分けられる。一つは家族社会学的診断（協議）であり、他は介入あるいは引き受け（長期にわたる活動）である。

(1) 家族社会的診断（協議）（最長6ヶ月）

1) 家族的レベルで

以下のものを評価する。

- ①未成年者にとっての危険度
- ②家族集団による虐待問題の認知あるいは否認
- ③家族集団の動員
- ④家族集団の潜在力、可能性
- ⑤家族集団の機能
- ⑥家族集団の機能の態様

2) 社会的レベルで

介入者のネットワークの内部での意志疎通をはかり、異なった仕事の論理や枠組みによる介入者間の分裂を避ける。また、家族と介入者のネットワークとの間の相互作用を測定する。

(2) 介入あるいは引き受け（長期にわたる活動）

1) 家族的レベルで

各々の家族に受け入れられた場所で家族的な交わりを定期的に、また必要ならば個人単位で行う。その際、介入者や観察者との会話は口頭によるものや言語に類似したもの——ジェスチャーや振る舞いなど、これらはとりわけ不一致がある場合には、コントロールされることが少ないので言葉より信頼できる——が会話をより良く理解するために録画される。

この家族への働きかけの目的は、子どもへの暴力という形以外のコミュニケーションのとり方ができるように家族に変化を導くことにある。そのためには、各々のメンバーと相手の立場と交替できる関係を作ることが必要である。

家族の歴史、家族の各々のニーズや感情といったことに関する情報を共有することも重視される。また、家族が変化するために、家族が自分の可能性と自分自身への信頼を認め、あるいは発見することができるよう導く。

こういった対話を通して、家族がその機能不全から解放され、より良い変化へと再生するよう努められる。

たたかれる子どもと子どもをたたかない親（父親がたたくのなら母親）との間に存在する隠れた結びつきにも注意が払われる一方、他者の親がなぜ子どもをたたかかということにも心が配られる。他方、たたかれる子どもは夫婦にとって保護的機能を果たしている場合もある。すなわち、子ども自身についての夫婦間のいさかみや暴力などの矛先を子どもに向けるのである。S I G O Fの介入はすべて、争いがあるべきところで表現されるよう導くことにある。

あるべきところとは、夫婦の間で、あるいは家族の中で争いが現れるべきであり、決して身代わりの犠牲者である子どもに対してであってはならない。

世代を超えた広がりがある虐待をする家族の問題性の中に確認されることが経験的に知られている。たとえば、祖父母が親の役割をもち、両親と闘争している、あるいは時として、祖父母が孫と闘争している等々である。SIGOFはそういったことについての知識や経験の豊富なスタッフがそれらの問題性を発見し、家族自らが解決するように導く。

2) 社会的レベルで

多くの介入者（保育ママ、母子保護司、教員、心理判定員等々）がかかわっている家族が問題となる場合の主要な仕事は、家族の一人あるいは数人とかなり重要な団結をし、どの介入者よりも頻繁に介入することである。SIGOFはそれを実践し、またこれら介入者間のネットワークを作り、役割や実践の分担、正確で機能的なコミュニケーションをとることを可能としている。

Ⅶ. 虐待予防における母子保健活動（PMI）の協力

1. 母子保健法による保健所活動

PMIは1945年の母子保護法 *Protection maternelle et infantile*（PMI）により設置された機関で、母性保護、乳児死亡減少を意図したものであった。日本の保健所はこれに類似の構成、医師、保健婦、助産婦、医療関係者などを擁していた。フランスでは乳児健診や妊産婦健診などで、虐待予防の措置を早くからとっていた。

1989年の児童保護法で「県の児童社会福祉扶助局：ASEは、特にPMIとの連携を強化すること」、さらに、国の機関である社会保健局、病院、学校…連携を図り、法律で定められた広報活動、啓発活動への協力を呼びかけることなどが法令で定められた。

具体的なPMIによる活動内容の要旨は以下である。

2. PMIの虐待予防活動の主要点

- ◆母性保護：1975年5月のデクレでPMI所属の助産婦が妊婦の医学的ハイリスクのサーベイランスを開始し、また、妊婦の心理社会的リスクの評価実践、地域援助が進められている。
- ◆新生児に対するサービス。被虐待児集団に「未熟児」や「新生児期の母子分離」が多い事から、産院からの帰宅後に、家族に対して社会的・医学的サービスをPMIが行う。
- ◆母子の健康教育、栄養の取り方、避妊方法、心身発達、など、など。
- ◆PMIチーム、家庭医の要請を受けて小児精神科医、助産婦、保育士などが地域活動を行い、身体虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトの後に子どもの発達の障害や多くの問題を生じないよう…予防教育を行う。
- ◆「揺さぶり、揺さぶられ子」症候群の予防プログラム。その他。

3. PMIの共同活動

虐待を発見する機会の多い機関は、PMIと並んでソーシャルワークの基礎単位であるセクターがある、菊池⁴⁾は紹介している。

フランスでは、保健社会活動のセクターを人口規模 3,000～5,000人に1セクターを設置し1人のソーシャルワーカーを置いている。ワーカーは子どもから老人までを世話しており、このような何でも屋をポリバランス（多機能polyvalence）と呼んでいる。このポリバランスによる虐待の発見が比較的多いと云われている。セクターが拾数個グループになって、人口4万から5万の地区を保健社会活動地区とよび、このソーシャルアクションセンターには様々な分野の専門家が活動している。医師、心理士、家事援助者、保健婦、育成指導員、ソーシャルアシスタントなどである。この

地区活動センターで、ポリバランスはPMI（医師）とASE（ワーカー）のコーディネーター役を果たす。つまり、PMI医師の診断をえて虐待事例がはっきりした段階で、ASEに繋げることが可能である。もちろん地区センター内で問題が解決される場合もある。

我が国で昨今地域ネットワークの論議や試行が盛んであるが、フランスのこのような連携活動が制度的に行える点はまなぶべきであろう。すなわち、我国のようなそれぞれの自治体任せではなくフランス全土統一的に行われている点である。

Ⅷ. 虐待とくに性虐待への対応と治療の展開

さきのフランス虐待統計でみたように（頁14）、全般的には虐待発生が減少する傾向のなかで、**性虐待は変動が少ない**。多くの虐待対応先進国でも同じ傾向であって性虐待が最後の中心課題となっている。虐待問題の中での「ホットスポット」であるから、多くの国々で種々の対応策が試みられており、その経験をとおして国際誌への投稿も極めて多い。**性虐待、性犯罪は再発を特徴**とすることから、この点を法制上で整備し法律に裏打ちされた対策、治療センター整備の全国展開が重要である。フランスの取り組みは以下である。

1. 法律による性的犯罪の抑制

◆ 1998年6月17日の「性的犯罪の抑制と予防および未成年者の保護に関する法律」⁴⁾

この法律は、未成年への性的侵害の増加を前に国が行動を起こし投票で採択したものである。性的侵害を犯した者に、社会-司法的予後追跡の措置を導入し、この種の犯罪の刑法の罰則を強化し被害者の保護を図った。多くの関連手続制度が改正された。

◆ 菊池⁴⁾によると社会-司法的予後追跡 le suivi socio-judiciaire の刑は、**受刑者の再犯予防を目的とし監督と援助の措置**に服させる。監督措置は、刑法132-44条に定められた試験を実施する制度からなり、未成年者のもとに通わない義務（刑法31-36-2条）が伴う。援助措置は社会的同化を目的に受刑者の努力の支援を二義的な目的としている。その命令は、事後追跡される者が治療（刑法31-36-2条）の対象となれるか否かの医学的検査を行った後に裁判所で宣告する事が出来る。提案された**ケアが拒否された時は、拘留刑が宣告され、実行される**。治療は刑務所で行うことも出来る。

◆ この様に、フランスでは未成年の性的虐待に対する予防的取り組みが新しい制度として導入された。その効果は数字となって現れてきている。

14頁の【ボックスⅢ-A-3】にフランスの虐待種類別の年間虐待数を示したが、性虐待の年次推移を追ってみると、1996年-6,500件、1997年-6,800件の数字が、法律施行後には、1998年-5,000件、1999年-4,800件、2000年-5,500件、2001年-5,900件である。一時は5千件をきる減少をみたが、その後漸増の兆しが見られている。

2. 虐待、性虐待への治療機関の整備

被虐待児、性虐待被害児の治療センター整備は**国家レベルで整備が進められている**。フランスの治療機関・病院体制は我が国のそれとは大きく異なっている。いわゆる病院：hospitalの名称が指すところは、公立・国立の大病院であって、私立病院や私立の診療所・医院はcliniqueである。つま

り、基幹病院は殆どが国立・公立であり、治療機関の整備はこれらの病院に委託し進められている。なかでも**大学病院センターC.H.U.**：Centre Hospitalier Universitaire それぞれの地方の中核病院であり、CHUに併設された治療センターを見学する機会を得たので、このセンターを中心にすすめる。治療機関の整備は、法令・通達など法整備と平行して進展し、全国展開の途上にあった。

治療センターの名称、通称は：CAVASEM：Centre d'Accueil des Victimes d'Abus Sexuels et des Enfants Maltraïtes、の後に大学名がつく。私達が訪問したのはディジョン市に存在する国立医療センターに併設されていたのでCAVASEM Dijonである。提供された資料からCAVASEMの要点を抜粋すると以下であるが、設立経過や法令、センター機能や現状と背景を理解すると、この国の虐待対応への考え方がわかる。

◆**歴史**：1996年から2000年の8年間で3回の進展・変遷を経て現在に至っている。

①**CAVASEM**：の前身は、1993年のCASEM：la cellule d'accueil specialisee des enfants maltraïtes（被虐待児を特別に受入れる小部屋施設）であり、これは1992年の内閣シルクレール（通達）により、翌1993年1月に大学病院センター第一小児科のサービスとして発足したものである。

それ以前の数年間は、公認の医療活動・精神医学的社会的治療機関としては認められなかったが、1985年通達（次節）による公認化の結果、病院外の専門家との共同活動が強化された。児童社会福祉扶助局：ASEの評議会代表、母子福祉局：PMIの代表、司法局および少年判事の参加、児童司法保護局：PJJの少年検事正代理、警察Policeと地方警察Gendamerie、教育省、育成養育扶助局：AEMO、：思春期医療社会活動センター：CAMSP、アソシアション代表などが参加した。この活動増大にも拘わらず、CASEMに対する特別な予算措置はなされなかった。

②1994年に婦人科と小児科の協力体制が実施された。

大学病院センター小児科のFrancois博士と、婦人科Reynaud博士が性虐待の小児および思春期さらに成人被害者の医療に責任をもち、センターの二つの診療部が連携した。

③CAVAS：Centre d'Accueil des Victimes Abus Sexuel（性虐待被害者対応センター）が、1998年7月に発足。これは、1997年内閣通達に従って、性虐待被害者医学的・心理学的治療の地域対応センターが公認されたものである。

④2000年7月12日の内閣通達により、CAVASとCASEMを2000年末までに**CAVASEM**：Centre d'Accueil des Victimes d'Abus Sexuels et des Enfants Maltraïtesとして統合する事となった。この経過を経て現在の**CAVASEM**が運営されている。

この**CAVASEM**治療センターは、省通達で大学全てに設置の計画（地方の大学病院に一

カ所→36カ所となる)が進められている。

◆**法令関係**：多くの法令(法および通達)により次第に整備が進められてきている。

①1985年7月9日の「危険状態にある児、犠牲者、放置児を公立および民間病院で受け入れ入院ケアの実施を確立する」ことに関するシルクレール(通達)

②1992年6月17日の「児童虐待」に関する通達

③1997年5月27日の「性的暴力の被害者に対して、各地域の受入れ機関の設置対策」に関する通達

④1998年4月9日の「エイズ(HIV=仏語ではVIH)の偶発的(事故)感染」に関する通達

⑤1998年6月17日の「性犯罪の予防および抑制と青少年保護」に関する法律。

性犯罪による青少年被害者の尋問聴取に際してオーディオビジュアル機器の使用と記録

⑥2000年7月13日の『「1997年5月27日の通達」による虐待対策の青少年被害者の範囲拡大に関する通達』

⑦2001年1月10日の「青少年保護」に関する閣議決定

各県において(国家の青少年保護サービスの全てを含む)協力機関グループを設立し、中心となる小児精神科、入院治療施設の拠点、共和国検事、青少年を所管する行政官、県の法執行官(行政官)による協力体制が県レベルで行う事が決定された。

◆**治療センターCAVASEMの機能**：(上記1997年通達に従って以下の機能を持つ)

①治療センター内で行うべき医療関連行為

★性暴力被害者および虐待の全ての種類の被害者青少年の緊急受入れとして

- 1) 被害状況に応じて必要なケアを確保する。
- 2) 法医学的立証に必要な医療行為(検査と検体採取)を実施する。
- 3) 被害者および彼/彼女の周りの人々の医学-心理学上のケアを確保する。

(±短期間の入院を含む)

★医学診断書の作成

★以後の長期追跡

②地域センターとしての関連課題

★保健専門職の助言・相談機能を持つこと。

★データを収集し監視機能(surveillance サベイランス)を作成・実施すること。

★専門職に対して情報教育を行うこと。

★情報を蓄積し検討する役割を果たす。

★年間の活動評価を行うこと。

◆**運営補助金**：性虐待／虐待治療センター C A V A S E M は、大学病院センター（36ヶ所）を中心に整備展開中であるが、我々が訪問したディジョン大学の運営費は以下のごとく記載されていた。

2001年の C A V A S E M（ディジョン）運営補助金は、

大学および医療補助金

1 / 2 精神科医師 1 / 2 秘書 1 / 2 秘書として……………375,000 フラン

県からの補助金

1 / 2 小児科医 1 / 2 小児精神科医として……………375,000 フラン

合計 75万フラン 1フランを約¥20換算で 合計75万F = 1,300万円（1ヶ所）

36大学センターの C A V A S E M 補助金 全体は、概算¥468,000,000となる。

ボックスⅧ-2 虐待、性虐待への治療機関 CAVASEM Dijon の実態と緊急度、機関連携【提供された資料より】

		1999	2000	2001	2002
性的暴力	未成年・女	114	145	149	151
	未成年・男	31	46	61	59
	未成年 合計	145	191	210	210
性的暴力	成人・女	45	61	67	47
	成人・男	4	5	4	5
	成人 合計	49	66	71	52
非性的虐待	未成年・女		20	21	24
	未成年・男		25	37	28
	死亡			2	3
	成人			1	1
	合計		45	66	56
CAVASEM（ディジョン）総計			302	347	318
状況 初診時	緊急	68	70	119	119
	予約どうり	126	187	237	199
協力関係	法に基づく要請	108	112	200	158
	司法：P J Jへ通報	20	26	33	32
	行政：A S Eへ通報	15	10	14	10
	司法的保護ナシ	57	109	123	116

◆CAVASEM虐待治療センターの現状：CAVASEMは、現状では大学病院センターを中心に展開されている地域活動であるから、大学によって活動内容の重点の置き方が多少異なるようである。大学－精神病院連携を中心に活動展開を行っているセンターもある（CAVASEM Besancon）。

Dijon市は、人口約30万人で中都市サイズである。1999～2002年のCAVASEM Dijon統計から見当付けを行うと、未成年の性虐待が年間約200件、その他の未成年虐待は年間50～60件となる。成人を含めての統計であるから性的暴行のうち1／5が成人であるが、虐待全体の8割以上は児童と考えてよい。

うち、緊急対応となったのは全体の30～40%、また半数が「法に基づく要請」であり、司法機関や行政機関との連携も深い。しかし、司法的保護のないものも全体の30～40%あり、基本的には臨床病院施設であることを伺わせる。示された数値の高低や重要度については比較基準がないので適正な検討は出来ないが、幾つかの特徴がある。

◆CAVASEM虐待治療センターの特徴

- ①虐待医療の地域・中核病院として機能している点に第1の特徴がある。Dijon市は中都市サイズで、その病院：大学の医療センターで、年間これだけの数値の虐待対応を行っている点は驚嘆に値する。筆者（松井）の臨床病院勤務（神奈川こども医療センター、国立小児病院）経験からみると、年間の虐待数は少なかったし、性虐待については皆無に近かった。日本で虐待が急増している現在も病院対応数が急に増えたとは聞いていない。このことは、我が国の虐待対応の殆どが児童相談所等行政対応のみで（少なくとも法制上では）、医療連携が低い事を示している。医学的診断や治療など二次、三次対応が系統的にはなされておらず、任意の個別対応であることを示している。
- ②司法・行政と病院とが密接な協力体制をとっている点に特徴がある。例えば、2002年の数字を見ると、緊急119例、法に基づく要請158例となっているが、これは緊急一時保護への協力が過半を占めていると推定できる。CAVASEMから児童司法保護局：PJJへの通報も32になっている。
- ③現状では、診療体制は不十分であるが、スタッフのレベルは高く、発展が期待される。

3. Lille 大学病院センター：ESPED（CAVASEM Dijon）

Lille 大学病院・地域センターでも1993年より同様の虐待治療と研究を行っている。⁸⁾

ESPED：Equipe specialisee pluridisciplinaire pour l'enfance en danger.

詳細な単行書籍の報告があるが、省略する。

Ⅳ. 米・仏・英・独・日の虐待対応制度の比較と考察

1. ISPCAN発行の「児童虐待の世界展望」

筆者らがフランスの児童虐待の現地調査に関して国内で持ち得た情報は僅少で、2, 3のフランス児童虐待防止の法制や対応などを記した論文のみで霧中状態にあった。視察しようとするフランスの虐待防止制度がどのような特徴を持つのか、欧米諸国の中でトップクラスにあるのか否かを知りたく思った。

たまたま、児童虐待防止・国際協会（ISPCAN：本部は米国コロラド州デンバー市）から、**World Perspectives On Child Abuse [児童虐待の世界展望]** の第5回国際資源調査書が送付され、この書を通読し視察訪問の良否を検討した。この書は国際協会が2年ごとに各国の会員調査を行い、児童虐待関連の諸機関・社会資源等につき各国別に分析したものである。2002年発行の最新版では67か国の会員が回答している。

各国の児童虐待の対応機関や防止（予防）サービスの活動度評価では、病院、精神保健、保健サービス、企業関連、学校、社会サービス、ボランティア、保護施設、少年裁判所、家庭裁判所、その他などの諸活動を、「アクティブな活動をしている」か否かで評価している。国別のスコアは0点から9点に分布し、高得点の7点・8点・9点と評価された国々は、Aruba, Australia, Belgium, Brazil, China, Columbia, England, France, Greece, Hungary, Israel, Maldives, Scotland, Sri Lanka, Switzerland, United States などであった。この調査は回答者の職種や認識レベルのバイアスが大きく、数値が実情を反映しているとは限らない。そこで“完全にアクティブ”な活動をしている国に絞って拾ってみると、オーストラリア、フランス、スコットランドの3国であった。フランスが世界のトップスリーに位置していることは驚きであった。

英語圏のオーストラリア、スコットランドは報告書やインターネットで虐待対応状況を知りうる、特に前者は日本語の研究書・報告書もある。しかし、フランスは官庁や諸施設のインターネット・ホームページが仏文記載のみで英訳が全くなく（例えばドイツなどの官庁ホームページでは主要情報の簡単な英訳が付せられている）、現地の視察調査を行うほかなく、旅行社のフランス支社への依頼と児童虐待防止・国際協会のフランス支部会員に連絡を取り、期待をもって準備を開始した。事前の判断で調査に値すると考えた訳である。

訪問調査時の印象も事前調査の結果と全く一致した。さらに、帰国後に提供された資料、著書、文献などでフランスの虐待防止制度、児童保護の対策と制度を系統的に調べてみると、フランスのそれは包括的なシステムであり、主要官庁間の協力もよく、虐待対応として考えられる全ての施策が制度として実現されていると考えられた。驚いた次第である。

2. 米、英、仏、独、日の制度比較

筆者（松井）²⁸⁾ は以前に「児童虐待の国際比較」と題して簡単なまとめを行った事がある。それ

は、英語圏の米国、カナダの2州、英国の虐待を提供された資料と厚生科学研究報告などから作表したものであった。横軸に国名、縦軸に虐待対応のアイテムで記入していくと、隙間だらけでセルの半分も埋まらないのが実情であった。つまり、それぞれの領域の研究者は自分の興味のある所だけ記述し、法律家は法制度だけ、医師は診断・治療面だけ、福祉従事者は例えば一時保護だけとか、といった類であった。

一国の虐待の実態記述も多くは記載がなく、記載がある場合も統一されておらず、その国では虐待が増えているのか、減っているのか判断のしようがなかった。虐待実態が掴めないと、その国の対策や制度が、良いのか、欠点があるのか、判断のしようがない事になろう。連邦国家ではしばしば虐待対応に活発な特定の州の活動が紹介されるが、この場合でもその国全体の記述は記載がない。州の活動紹介からその国の制度と活動が良いと考えてしまう。しかし、別の著書を見ると、否である。例えば、米国の会計監査院は、カリフォルニア、フロリダ、ミズーリー、ニューヨークの4州の保護サービス機関の部門の監査結果を報じ、これらの州が信じられない様な虐待事例管理を行っていることが明らかになった（前述、17頁）。他方、フランスでは情報管理の点でも驚嘆するシステムを実施していた。

国際比較は容易でない事を知りつつも、この機会に米、英、仏、独、日の**虐待防止制度（児童保護制度）の比較表を作成**してみた。それぞれの国で、歴史や統治形態、法制度や人権意識など様々であり、比較がどれだけの意味を持つかわからない。これまで、欧米の虐待先進国の情報（英語圏の情報）が我が国の防止対策にお手本になったと思う。欧米では、40年50年の苦闘と制度試行のすえ現行の虐待対策となっており、その改善は今もなお続けられている。ボックスIX-2の表は、それぞれの国がどの点に重点を置いて虐待対策を組んでいるか、の見当付けに役立てばと考えて作成した。

これらの国々の特徴を国際比較表(3)にまとめた(61頁)。筆者の主観が入っているが、国によって対応策が大きく異なる事が理解できる。

これまでは、外国といえば英語圏の国々の情報しか集めてこなかった。フランスのことは全く知らなかったと言っても過言ではない。今回の現地調査はフランス虐待対応の制度を知る契機を作った点で意味があろう。さらに、**国際情報を広く収集・分析する事は必修の手段である**と考えられた。

フランスの児童保護対応の根幹が、司法的保護と行政的保護を二輪の車とした安定した制度で効果を挙げている現実をみると、我が国の虐待対策、児童保護制度を、根幹から考え直す必要があるうと思われた。

主要先進国の児童虐待・国際比較 (1)

国名	アメリカ合衆国	大英連合王国 (イギリス)	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	日本国
報告者・出典	山口亮子 (#1)、クラーク他 (#2)	松本伊智朗 (#3)、峰本耕治 (#4)、ゴフ、D (#5)	加藤佳子 (#6)、菊池緑 (#7)、松井 一郎 (#8)	鈴木博人 (#9)、平湯真人 (#10)	才村純 (#11)、#12)、前橋信和 (#13) 吉田恒雄 (#14)
諸指標 (1)	人口 2億8,100万人 国土 937万km ² 粗出生率 14.5 (人口1000当) 通報数 280万件 (2000年) 虐待数 88万件 (12/子ども1000人)	5,950万人 24万km ² 14.5 (人口1000当) 国家統一統計なし (P1) 国家統一統計なし	5,950万人 55万km ² 12.9 (人口1000当) 危険状態の児:85,500 (2001年) 被害児: 18,000 (2001年)	8,200万人 35万km ² 9.3 (人口1000当) 国家統計なし (緊急保護 = 国家統計なし 31,300/98)	1億2,729万人 (2001年) 38万km ² 9.3 (人口1000当) (2001年) 通報数:不明 被害児:23,738 (児相:2002年)
虐待の定義	殆どの州で、身体的虐待、ネグレクト、性的搾取、精神的虐待を記載。基準:意図的、不作為でも危険あり	法による虐待規定の条文はない。政府ガイドラインで、身体虐待、心理虐待、性的虐待、を区別	法律、法令の規定はない。国家統計で、身体暴力、ネグレクト、心理暴力、性的侵害を定義。区別	法による虐待規定なし。NPO解説書で4類型区分を説明。	虐待防止法第2条:身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4類型を定義
通告義務 罰則規定	職種通告義務ありは全州。全市民対象義務は18/51州で罰則規定は、通報を怠った場合と、虚偽の場合、48/51州で	虐待と子どもの福祉と安全の一般的な通告義務あり。罰則規定なし	通告義務者:あり、職種毎規定。罰則規定:法規定あり。受理機関は行政と司法の担当局 (ASE, PJJ)	一般的通告義務あり。罰則規定なし。通告受理機関は児童相談所と福祉事務所	1933年:(旧)児童虐待防止法 1947年:児童福祉法 25条:要保護児童の通告義務 28条:虐待等の措置 1994年:「児童権利条約批准」 1997年:児童法の(児童虐待)運用 2000年:児童虐待防止法 2003年:次世代育成支援対策推進法
虐待防止法、児童保護法、関連法と政策の変遷	1963~1967年:全州で虐待防止通告義務法が制定された 1974年:虐待防止の連邦法CAPTA連邦の役割、州支援、対応など総合的な立法 (\$1) 1980年:養子縁組促進および児童福祉法AACWA:家庭の再統合を目指す 1993年:家庭維持と家庭支援サービス法 1997-2001年:安全安定家庭促進改訂法ASFA:AACWAを改訂 子どもの安全を強調、里親→養子増加、家族再統合を強化、本法に従い、州法手続を決定	1973年:マリア・コウルウェル事件の反省から制度の見直し、地域子ども保護委員会 (ACPC)、政府発行ガイドラインへ進んだ 子ども保護の歴史は古く「全国子ども虐待防止協会」は19世紀・国営医療制度 (NHS) がサービスの中心であった。法令規定は複雑、「子ども法」「養子縁組法」他多数 1980年:ワーキングトゥーギャザリング (F2) 1988年:児童省の要保護児童のガイドライン (F2) 1989年:児童法	児童保護は全国民につき同一の法律で規定されている 1889年:被虐待児法 1936年:児童保護の法律 1945年:少年非行法令オールドナンス 1958年:児童保護法令オールドナンス 1970年:親権法修正 1986年:社会扶助法修正 1989年:予防・児童保護法 (F1) 1989年:子供権利条約批准 1993年:家族事件裁判官 1998年:性犯罪予防の法律研修 (県レベル) 政策評価→大臣→国会	虐待の特別法なし 要保護児童の法制は ・ドイツ民法 (BGB) ・少年援助法 (KJHG) 二者が詳細に組み合わされ 子どもの保護の組み立て ・1991年施行 →改正多し ・子どもに暴力を用いないで育てられる権利を明言→体罰、精神的侵害、屈辱措置を禁止!! (M1)	1933年:(旧)児童虐待防止法 1947年:児童福祉法 25条:要保護児童の通告義務 28条:虐待等の措置 1994年:「児童権利条約批准」 1997年:児童法の(児童虐待)運用 2000年:児童虐待防止法 2003年:次世代育成支援対策推進法
政府・行政 対応機関	連邦厚生省 (ホームページ充実) 全国児童虐待情報センター (連邦) 州政府:市・郡の社会サービス部門が通告・調査・裁判の業務 連邦監査機関が州活動を監査 刑事訴訟:刑事裁判所 刑法のもとで厳格に (保護観察から死刑まで) 民事訴訟:家庭裁判所、調停裁判所、少年裁判所 (保護看護、親権停止など) 国際虐待防止協会 (ISPCAN) など 全米対象の民間機関、各州の民間活動機関は多い (\$2)	地方当局の福祉担当部門 法務部門 自治体:子ども保護会議 (ACPC) 警察:専門チーム設置 共同調査、72時間保護 刑事訴訟へ(検察局の責務) 民事訴訟 裁判所:親子分離に関する命令 訴訟公証人制度 民間団体の参加は多い 全国児童虐待防止協会 (登録等) 無料電話相談 (ヘルプライン:2か所) 家族支援/通所サービスの殆ど民間	政府の分担: 裁判所、警察、立法 県 (知事は任命制) の分担: 児童福祉援助局 (ASE) 保護の中核、行政管理 社会サービス局 (SS) 母子保健局 (PMI) 国立病院 要保護児童の約6割は裁判所へ 子ども判事 (F2) が担当、虐待・保護の実務に精通した裁判官 →司法的保護を決定 全国統一統計 (ODAS) = NPO 全国統一「もしもし、子ども虐待」 NPO:活動発表、里親、治療、...	少年局が保護の中核 家庭裁判所 保護センター (民間) 内容 ・電話相談 ・Eメール/チャット相談 ・親子グループ指導 ・相談課題 虐待とDV 性的虐待 ネグレクトetc	政府施策 = 厚生労働省雇用均等 児童家庭局・虐待防止対策室 実質対応は都道府県の 児童相談所 (182所) と 市町村ネットワーク (968設置) 家庭裁判所の所管であるが、 親子分離は殆どが同意分離で 法的分離 (28条、33条/6) は 約100件/年 司法や警察関与が極めて少ない 子どもの虹 (日本虐待・思春期問題) 情報研修センター (2002年) 欧米型のNPO団体が旨つつある
司法機関					
民間対応機関					

主要先進国の児童虐待・国際比較 (2)

国名	アメリカ合衆国	大英連合王国 (イングランド)	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	日本国
対応手続き 通告→措置 (一時保護) 経過の審議→ 終了まで (二次予防)	通告先:州/社会福祉局、警察 ペンシルバニア州の場合 通告→監護(24時間まで) 暫定拘束命令(72時<) 未決拘束命令(72時>) 事実認定審理(10日>) 処分決定審理(20日<) → → 親権終了審理、養子縁組審理 (ASFA)により家族再統合、早い段階で養子縁組を行う)	通告受理機関:社会サービス局、警察、全国児童虐待防止協会 通告→初期評価 →援助は必要→終了 →援助が必要+重大侵害→#1 #1ストラテジー討論→#2 #2犯罪調査→#3 #3虐待と認定+告訴 子ども保護ケース会議 →保護プラン	通報→緊急事態窓口 (県の児童福祉援助局) →通告・児童司法保護機関 (未成年検事→子ども判事) 要保護児童の司法関与: 比率は55~60%!! →調査(調査員、警察ほか) 子ども判事が司法的保護決定、保護内容は各種(一時保護、里親、施設他) 結果:→保護継続→終結	通報→少年局 →対応、調査(SW) (夜間は警察、病院) →少年局判断 →家庭養育のまま ・児童の引き取り ・家裁へ通告(緊急事態は仮措置) →各種保護措置 一時保護→民間	通告相談→児童相談所、福祉事務所 児童の調査(関係機関、子ども、保護者) →緊急一時保護の要否判断 →一時保護→判定、処遇決定 →親子分離(原則は同意分離) 親権者反対→法的分離 法的分離事例少、経験者蓄積中 各種措置に児童の支援が少ない 児童のフォロー(終結)は区々
警察の役割 および 司法の関与	警察は個人、学校、児童家庭サービス局等からの通報を受け、対処、事情聴取(低年齢児はカウンセラー一依拠)、起訴?(#A) 虐待は少年司法裁判所、家庭裁判所の管轄、裁判官のガイドライン、研修、調査などがある	警察は重要な役割を担い、ケース会議に常時出席、警察の緊急保護強制分離の法的手段: 虐待者の排除命令(裁判所) ポリスプロテクション(警察) 緊急保護命令(裁判所・家裁他) 子どもの為の訴訟後見人制度 選任は裁判所の責務	警察は緊急一時保護協力警察の刑事手続と少年局手続の調整は家裁、少年局・検察・警察が協議する 少年局の犯罪発見→裁量司法による親の配慮権の制約・制限(民法1666条)	警察は児童の通報で協力活動 立入り調査→一時保護の執行で援助要請を受け協力 強い 家裁による施設入所の承認、親権喪失宣言	
子どもへのケア・治療 親への治療 性虐待対応 (三次予防)	連邦法に基づき家庭維持、家庭支援のプログラムがある ペアレンティングクラス 子育てや効果的なしつけの実践的なスキル教育;ペアレント・エイド →治療プログラム 親業訓練の各種あり	基本は子どもも保護プランで決定 家族グループ会議 ペアレンティング カウンスリング 福祉分野ボランティアに政府支援 性虐待は病院/精神療法など	里親の歴史:100年 少年局が設置の任務 ・保護者の援助:民間 ガイドライン: 家族療法、 親ミーティングetc	性虐待の発見・対応策乏しい 子どもの治療は各施設で努力中 職員研修と経験蓄積は子どもの虹 情報研修センターで 日本虐待防止研究会(JaSPCAN) が性虐待、複雑事例の勉強に有用 (¥1.2)	
リスク状態 "at risk" children 対策 (一次予防)	米国は全児童全国民を対象とした統一的健康保険制度を持たない 例外的な先進国である。英、独、仏、加等の全児童対象の手当制度もない。 妊婦健診・乳幼児健診も統一制には行われていない。 自治体により保健訪問員、親教育などがある。学校プログラムで性虐待;身の守り方を教える、など	母子保健プログラム(1945年) 医師・保健婦・SW・他 この活動は虐待防止活動を義務付けられている 乳幼児健診、妊婦健診、 保育ママ認定、etc 母子保健⇄福祉/運動よし 保健社会活動地区(セクター)に多くの職種が参加	乳幼児・妊婦の保健指導は整備されている(妊婦・新生児・乳幼児保健婦訪問) 虐待制度調査からは言及はなし(縦割り行政?)	1965年:母子保健法 1994年:母子保健法改正 保健指導、新生児訪問指導、1・6才児検診、妊産婦訪問指導が市町村事業となる 2004年:育児支援家庭訪問指導事業創設	
注と参考事項	\$1:CAPTAで諮問評議会、情報の全国クリアリングハウス、研究、援助等を規定。以後の法律の基礎。 \$2:米国では国立・民間の子ども福祉資源センターが多い(ホームベージ)各種研修も広く実施されている ISPCANは国際誌発行、年次の世界大会、地域大会を開催	F1:フランスは特異な法制定の仕組がある(オルドナンス:政令など)児童保護制度は極めて複雑で、複合的であるが、考えられる対策は全て織り込んでいる F2:子ども判事制度が他にない特徴であるが、1945年のオルドナンスで少年の育成扶助を決定する新しい型の判事として設置	M1:ドイツの概要を知るにはインターネットが良い。検索で"kindesmisshandling" 多くのHPで活動を紹介。 英語版をもつものも少数ある。	¥1:欧米では児童虐待の学会、研修会が頻りに開催されるが、JaSPCAN大会が定期の年次大会開催(本年第10回)となった。 大会参加で日本の概要を知ることができ ¥2:民間の虐待関連ホームページも次第に増加している。内容も充実してきている	

主要先進国の児童虐待・国際比較 (3)

国名	アメリカ合衆国	大英連合王国 (イングランド)	フランス共和国	ドイツ連邦共和国	日本国
特徴点	<p>1) 先進国中最大の被虐待児を抱え、1960年代から対応を開始</p> <p>2) 州法で虐待の定義、通報、罰則、各段階の対応が規定されている</p> <p>3) 連邦法: 連邦政府の責任、情報、対応、を規定 (1974、以後改訂)</p> <p>4) 司法関与は刑事裁判所 (刑法)、少年司法裁判所 (民事)</p> <p>5) 少なからぬ政策変更があり、現在警察活動が活発である</p> <p>6) 国立・民間の社会資源多く、活動が広く行われ、世界の虐待対応の中心。ケンプ記念こともセンターに国際児童虐待協会 ISPCAN 本部がある (デンバー)</p> <p>7) 虐待論文が世界で最初に報告された国 (Caffy, 1945年)</p>	<p>1) 英国における虐待認識の歴史は古く19世紀には「全国児童虐待防止協会」の設立</p> <p>2) 1970年代から対応が進み、保健・社会保障省ガイドライン作成。マリア・コウルウェル事件を契機に調査を開始、その結果に基づき児童虐待を扱う公的手続導入</p> <p>3) 1974年ガイドライン改訂</p> <p>4) ベンジャミン・ベックフオード事件の調査報告、1989年児童法制定、1991、1999年ガイドライン改訂</p> <p>5) 通告から緊急保護、子どもの保護プランまで、警察と司法の間と連携は大きい。社会サービス局と連携は良い</p> <p>6) 1・2・3次予防で各機関/職種に役割を明記、NHSSと民間機関の役割が大きい</p> <p>7) 過去の経験に学ぶ「経験主義」の哲学が生かされている</p>	<p>1) 100年以上の児童保護の歴史</p> <p>2) 児童保護制度の特徴は、危険状態の子どもを定義し、司法的保護と行政的保護を全国民に同一の法律で行う</p> <p>3) 現行法は1989年児童保護法: 児童扶助局ASEが実務の中心</p> <p>4) 司法的保護 (PJ) は少年判事が活躍。全保護児童の裁判所移行率は約6割、司法・警察・行政・民間の協力は良い</p> <p>5) 二次予防は、ASEとPJJ中心</p> <p>6) 三次予防・診断治療は中核病院センター (CAVASEM) で</p> <p>7) 国家統一統計は電算システムで</p> <p>8) 全国統一「もしもし虐待119番」</p> <p>9) 民間アンシアシオン (NPO) 活動が極めて旺盛</p> <p>10) 「権利条約」最初の批准国で、人権意識が高く、「ルール」の国</p>	<p>1) 1896年ドイツ民法は親子関係で父権的支配権的色彩が強かった</p> <p>2) 1949年ボン基本法</p> <p>3) 1979年男女同権法</p> <p>4) 1979年民法大改正「親権概念の廃止」</p> <p>5) 少年福祉法 → 少年援助法 (1990年)</p> <p>6) 一時保護、調査・援助委託</p> <p>7) 援助拒否は家庭裁判所 → 監護権剥奪、 → 監護権停止、 → 養子縁組</p> <p>8) 行政 (青少年局)、民間活動も活発だが、地方統計・国家統計なく実態は不明</p>	<p>1) 第二次大戦前に防止法あり</p> <p>2) 平成に入り虐待の急増現象、虐待死など社会的関心が集り、虐待防止法を制定</p> <p>3) 対応の実務は児童相談所</p> <p>4) 「一次保護」は児童相談所による。(諸外国では司法判断による)</p> <p>5) 児童の問題点が浮上する</p> <p>6) 児童福祉士等欧米に比し、かなり少ない</p> <p>7) 専門職としての力量不足</p> <p>8) 児童相談所が保護機能と強制介入機能をあわせもつ点</p> <p>9) 燃え尽き症候群</p> <p>10) 司法・警察関与が極めて少ない</p> <p>11) 諸外国に比し施設入所の割合が高い</p> <p>12) 民間機関 (NPO)、地域ネットワークが育ちつつある</p>

[備考]

- ① 厚生科学研究、研究著書、報告書などを中心にとまとめた。
- ② 部分的な記載のみの報告が多く、雑誌特集や子ども虐待問題百科事典 (2002) 等で補った。
- ③ 諸指標のうち人口・国土は、百科事典「マイペディア」(EX-word: XD-V6200, 2002年購入による)、粗死亡率は厚生省インクナーネットホームページ (統計情報部) による、出生率の年次推移として1995～1999年5年間の単純平均を示す (データは国連人口部より)。

[報告者・出典]

- #1 山口亮子: 「アメリカにおける児童虐待に関する法制度の概要」/ 分担研究inH13年度厚生科学研究: 主任研究者鈴木博人、及び、「アメリカの児童虐待法制度と日本の課題」/ 分担執筆in吉田恒雄編児童虐待法制度、尚学社、2003
- #2 クラク他: 子ども虐待問題百科事典、明石書店、2002
- #3 松本伊智朗他訳: イギリス保健省・内務省・教育雇用省著「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー」/ 児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン (医学書院、2002)
- #4 峰本耕治: 「子どもを虐待から守る制度と介入手法」・イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題」、明石書店、2001
- #5 ゴフ.D.: 「ヨーロッパにおける児童虐待問題」、子どもの虐待とケア、1巻1号、1999
- #6 加藤佳子: 「フランスの児童虐待への対応」/ 分担執筆in吉田恒雄編児童虐待法制度、尚学社、2003
- #7 菊池緑: 「フランスの児童虐待法制について」(要旨)、児童虐待の国際比較シンポジウム/ 吉田博人、2002
- #8 松井一郎他: 「フランスにおける児童虐待と児童保護の調査報告」、子どもの虹情報研修センター報告書、2004
- #9 鈴木博人: 「ドイツにおける児童虐待への法的対応」/ 分担研究inH13年度厚生科学研究: 主任研究者鈴木博人、および「ドイツの児童虐待法制度、尚学社、2003
- #10 平湯真人他: 「ドイツにおける児童虐待と児童保護の調査報告」、子どもの虹情報研修センター報告書、2004
- #11 日本子ども家庭総合研究所: 「厚生省子ども虐待・対応の手引き」、有斐閣、2001
- #12 才村純: 「厚生労働省・児童相談所運営指針」、日本児童福祉協会、2001
- #13 前橋信和: 「子ども虐待に対する取り組み」、臨床心理学、1巻6号、2001
- #14 吉田恒雄: 「児童虐待に関する法制度」、臨床心理学、1巻6号、2001、及び「児童虐待法制度」、尚学社、2003
- #A 「子どもへの虐待」1998年シンポジウム、関東弁護士会連合会、1998 (カリアフォルニア州・カーティン市警察、2 / 75警察官が虐待専従)

X. フランスの施設見学と帰国後の整理から学んだこと

これまで系統的な記述で進めてきたが、横断的な視点を含めて「学んだこと」を整理すると以下である。

1. 児童保護（虐待防止）制度で感心した点

フランス制度の骨格は特に1989年の児童保護法を中心に組み上げられている。その体系は、司法、行政、公立機関、民間機関（アソシアシオン）などが緊密に連携し合う有機的な組織体となっている。その実行は連邦制国家とは異なり、「子ども保護」の法律がフランス全土、フランス全国民について同一の法律で維持されている。その際、省庁間、機関間の連携は極めてよい。法律制度と保護活動の特徴点（利点）を個別に挙げてみる。

◆「要保護児童」対策が基本政策であること。

我が国でいう要保護児童は、フランスでは（若干内容の違いはあるが）「危険状態の児」で定義される。三つのカテゴリーがあり、「危険状態の児」＝「被虐待児」＋「リスク児」（第Ⅲ章参照）。この三つの範疇の整合性はよくとられており、年次統計の基礎となっている。

要保護児童対策が児童福祉の基本であり、被虐待児対策は、当然ながら「要保護児童」対策の大きな範疇に包含されている。被虐待児年間新規発生約8万の要保護児童の全ては児童福祉援助局（県）：A S Eの管理下におかれ、その50～60%は裁判所に移行する。少年裁判所の活動中心は少年（子ども）判事である。

◆「児童保護法」1989年で子ども保護の複合的体系が完成されたこと。

制度の流れに長い歴史がある。形骸化した親権から子どもを救済し、親に代わる子どもの保護を公的関与のもとで育成扶助として行う改正がなされ（1970年）、1989年の「児童保護法」で方向性が出された。刑法典のみで認識されてきた子どもの虐待の概念が初めて家族社会扶助法典に導入され、未成年の保護と危険予防の活動の範囲が拡大された。

1989年の「児童保護法」は、保護の任務遂行の責任を県議会・議長にもたせ、家族担当大臣にその政策評価を国会に報告する義務を課した。さらに「子どもの権利条約」批准、法律の整備が現在も続いている。

◆子ども保護・虐待防止の中核は司法の関わりであること。

フランス独特の制度の発展があり、特に、児童司法保護 P J J の制度はフランス特有のものである。制度の中心は当然国の機関であるが、同時に県および自発的な組織（アソシアシオン）の援助を受ける。それは少年判事が決定する社会介入の全てを含むもので、「少年（子ども）判事」の責任は重い。少年判事が刑事事件相当と考える場合は予審判事へ、そして刑法の手續に

従って最終的には判決、有罪・無罪の決定がなされる。

少年判事は裁判官資格のほか、養成段階と現任段階で児童福祉その他の専門教育を受けたスペシャリストである。

行政的保護も重要で、各県の社会福祉扶助局を中心に、多方面の行政上の保護、援助を行う。同時に司法と行政のパートナーシップが形成されている。

◆**警察の関与は大きいこと。**

虐待に関しては通報を受け、司法保護機関：P J Jに伝達する役割と、調査・事情聴取を受け持つことが多い。もちろん、明白な犯罪に関する出動は本来の任務である。

行政や民間あるいはインターネットホームページ「虐待防止キャンペーン」の殆どに警察の役割が紹介されており、その活動は市民生活に定着している。

◆**虐待の単独法はないが、通報義務と義務違反に対する罰則は刑法適用となりうること。**

①子どもが危険な状態にある、②明白な虐待もしくは虐待が推定される場合、③状況判断が不可能もしくは家族がサービスの受け入れを拒否、の場合に通報されるのが原則。守秘義務を負っていない人は司法当局または行政当局に通報の義務がある。通報義務を果たさない人は法的責任を問われうる。通報しないという行為は危険状態にある人を援助しないという不作為に対して、一般的に定められた刑法典に従って刑罰を科されうる。

◎フランスの法律理解は素人の筆者らにとって大きな苦痛であった。しかし、オールドナンス、アレテ、その他……法成立過程の多種類の手続き、煩雑さは、むしろ法律作成の自由度、柔軟度を増す利点でないか、と考えるに至っている。

2. 行政サービスで感心した点

直接の行政サービスは児童社会福祉扶助局（県）：A S E、母子保健局（国）：PMIなどを指すが、中心となるのはA S Eである。A S Eは、組織のうえでは我国の児童相談所に相当するが、多様な民間サービス（アソシアシオン）を監督したり、協力をしたりで、サービスネットワークが形成されている。

◆**児童社会福祉扶助局：A S Eを中心としたサービスネットワークが整備されていること。**

内容は、養育支援者：educatorの派遣、財政支援、カウンセリング、入所施設、里親等、支援メニューが多様である。

民間機関＝具体的サービス提供、A S E＝アセスメント・委託・ケースマネジメントという図式が明確である。

◆**母子保健活動：PMIは虐待予防と発見で大きな役割を占めていること。**

母子保健を支える機関は我国のかつての保健所と同じような機構である。伝統的な母性保護、

乳幼児保健の活動に加えて、虐待防止、児童保護の活動を義務付けられた(1989年児童保護法)。新しい母子保健所の共同活動が進行している。

虐待を発見する機会の多い機関は、PMIと並んでソーシャルワークの基礎単位であるセクターである。フランスでは、保健社会活動のセクターを人口規模3,000～5,000人に1セクターを設置し1人のソーシャルワーカーを置いている。ワーカーは子どもから老人までを世話しており、このような何でも屋をポリバランス(多機能polyvalence)と呼んでいる。このポリバランスによる虐待の発見が比較的多いと云われている。セクターが拾数個グループになって、人口4万から5万の地区を保健社会活動地区とよび、このソーシャルアクションセンターには様々な分野の専門家が活動している。医師、心理士、家事援助者、保健婦、育成指導員、ソーシャルアシスタントなどである。この地区活動センターで、ポリバランスはPMI(医師)とASE(ワーカー)のコーディネイト役を果たす。つまり、PMI医師の診断をえて虐待事例がはっきりした段階で、ASEに繋げることが可能である。もちろん地区センター内で問題が解決される場合もある。

3. 福祉を支える基盤で感心した点

我国では福祉を支える基盤が弱い、児童相談所の職員数が少ない、一般行政職の採用職員からの移動のため専門性が低い、などなど、多くの指摘がなされている。欧米諸国ではこれらを担保する事が常識である。フランスでは以下の如くであった。

◆ソーシャルワーカーの専門性が担保されていること。

家族問題への介入(親権と子権の調整)に高度の専門性が必要とのポリシーが存在する。

全員が国家資格の保有者である。

現任研修の受講義務が法律で規定されている。

国が策定したガイドラインがある。

高度な面接技術を持ち、保護者とのトラブルがない(権能分離システムも手伝って)。

◆ソーシャルワーカーの量的確保がなされていること。

配置基準はないが、我が国の13倍以上(オルネー市)のソーシャルワーカーが従事している。

ASEのソーシャルワーカーは虐待問題のみに専従、業務はアセスメントとケースマネジメントが主で、「何でも屋」の我が国のソーシャルワーカーの負担は格段に重い。

フランスでは「燃え尽き症候群」は話題ともならない様である【資料6】

◆里親への支援が手厚いこと。

里親手当:委託児童1人あたり月額14万円を標準として、子どもの様態に応じて14,000～77,000円の加算。

里親へのバックアップ：A S Eは2週間に1回、さらに必要に応じて随時訪問または来所による面接義務。

夜間・休日の里親専門緊急電話相談窓口。A S Eで年3回の研修（親子関係のあり方、小遣い銭の与え方等）。

里親を含めた年1回のアセスメント会議（心理職、ソーシャルワーカー、PMI等）。

里親の専門職化を検討中とのことである。

4. 保護対象児と被虐待児の情報管理と統計作成で感心した点

統計は事業評価の基となるいわば測量の三角点である。残念ながら被虐待児統計は全世界的にみずさんなものである。虐待か否かの線引きがはっきりと出来ないためである。従って虐待統計は取らない、と明言している国（e.g. イギリス、ドイツ…）も少なくない。あるいは、児童福祉の現場から中央に寄せられるラフカウントを国家（あるいは地域）統計としているものも多い。

しかし、フランスの統計の取り方は極めてユニークで、児童福祉援助局A S Eの現場から、報告に至るシステム整備はおそらく最高の配慮がなされていると感心させられた。

◆児童福祉援助局A S Eの現場で用いる個票がチェック方式で、記入しやすい。電算機用。

個票がチェック方式で、記入しやすい。その県での概算集計表を提出する【資料4、5】。マニュアルがしっかりしている。

「危険状態の児＝要保護児童」「被虐待児」「リスク児」の定義はどの福祉の職場でも浸透。

◆少年（子ども）判事も個票チェックに参加、責任をもっている。

◆民間の社会福祉統計機関ODAS：アソシアシオンが諸統計の集計・分析を行っている。

国内の関係機関に年次報告、レポートを送付しており、随所で利用されている。

5. 民間活動が極めて盛んで、フランスには100万のアソシアシオンがあること

100年以上の民間の活動の歴史がある（1901年アソシアシオン法）。アソシアシオンは自然科学、文化、歴史、社会の研究支援や振興を行っている。保護活動においても重要な位置を占める。上記した社会福祉統計機関：ODASや、電話相談国家サービス：SNATEMなどのような大きな組織から少人数のものまで、保護活動の半数以上はアソシアシオンといわれている。

インターネットホームページで検索をすると（enfance maltraitee）、数百件のウェブに入る事が出来るが、その過半がアソシアシオンである。活動の広さを知る事が出来る。

6. 「もしもし、子ども虐待」SNATEM：が全国统一119番であること

電話相談が緊急窓口、あるいは通報や関連相談窓口として役立っている。全国レベルで！これは

全くの驚きであった。

しかも、我々が警察や消防に通報する3桁の番号：全国共通119番である！

一日約6,000件の受信があり、必要・重要な通報は即時に専門家相談に引き継がれる。

このシステムでは過去の資料に基づき膨大なデータベースが作成されており、相談にあたる専門家はネットワークを通じてオンラインで情報を入手できる。相談内容から必要な場合には相談者の了解を得て、それぞれの地域「児童福祉サービス：A S E」を紹介することができる。了解を得て警察に情報を伝達することもある。

学校も、保育所も、全ての公的機関も、S N A T E Mポスター表示が法律で義務付けられている！

7. 虐待（児童保護）対応の段階的施策（対応）で感心した点

筆者は10余年前に、児童虐待対策は、1次、2次、3次の対応と予防対策として公衆学的視点から系統化すべき事を提言した（筆者は医師）。この考えは広く用いられる様になったが、それは目標であったが、同じ路線で既に対策を軌道に乗せ進めている国がある事は知らなかった。それがフランスであった。フランスの活動をこの考えで整理してみると以下である。

◆一次予防（健全育成や啓蒙活動）の実施機関

学校、母子保健所、保健社会活動地区（セクター）、S N A T E M電話相談、児童保護に関わるアソシアシオン、など。

◆二次予防（早期発見と早期対応）の実施機関

児童社会福祉扶助局A S E、児童司法保護局P J J、警察、S N A T E M電話相談、一時保護に関わる多種類の施設、児童保護に関わるアソシアシオン、病院、診療所、など。

◆三次予防（治療と長期追跡保護）の実施機関

病院（CAV A S E M）、心理相談・治療に関わるアソシアシオン、など。

XI. 旅程および見学施設概要

A. 訪問国及び訪問調査期間および訪問者

1) ドイツ：平成15年6月30日(月)～7月4日(金)

訪問者：松井 一郎、才村 純、平湯 真人、岩志 和一郎、高橋 由紀子

2) フランス：平成15年7月7日(月)～7月11日(金)

訪問者：松井 一郎、才村 純

B. フランス訪問機関の概要

以下に訪問記録と、提供された資料から、施設の概要と活動を記した。

1. 地域社会活動の国家観測機関ODAS (児童虐待の統計専門機関)

◆訪問月日：7月7日(月)

◆対応者：Claudine PADIEU (Directeur Scientifique) および
Madame Claudine GABEL (部長秘書)

◆所在地：Paris 市内

◆正式名称：Observatoire Nationale De l'Action Sociale decentralisee、頭字語：ODAS

日本語訳は「地域社会活動の国家観測」であるが、衛生福祉の諸統計を管理しており、児童保護と虐待実態に関わる統計はODASの担当である。

◆設置者：L'Association l'Observatoire nationale de l'action sociale decentralisee
ODAS アソシアシオン

◆ホームページ：<http://www.tdrnet.net/odas/site/adhesion.asp>

◆説明(活動)内容

説明にあたった PADIEU 女史は児童虐待問題の研究者でまずフランスの虐待対応制度の説明から始まった。制度の要点を整理すると次の様になるが、この説明は明快であり、以後のフランス虐待制度の理解に大いに役立った。

①通告

関係機関とフランス全国民に通報義務あり、不履行に対しては罰則がある。

通告先は：児童社会扶助機関 (ASE)、警察、児童司法保護機関 (PJJ) である。

軽微な虐待で、親が児童社会扶助機関（A S E）の援助を受け入れる場合は、A S Eで対応。親が虐待を認めなかったり、A S Eの援助を拒む場合は、たとえ軽微な虐待であっても、A S Eから児童司法保護機関（P J J）の少年検事に申し立てを行う。

重篤な、生死に関わる虐待や性犯罪は、直接P J Jで取り扱う。

②児童司法保護機関（P J J）

P J Jで取り扱うのは、重篤な、生死に関わる虐待や性犯罪か、これに該当しなくても、親が虐待を認めない、A S Eの援助を拒否するなどの理由から、A S Eから申し立てられた事件である。

これらの事件はまず少年検事が受理し、刑事告発が適切なものについては犯罪担当検事に送付し、刑事事件としての手続きがとられる。児童社会扶助機関（A S E）の援助などが適当と判断されたものについては、少年判事に付託される。これらの判断を行う上で必要と認める場合は、少年検事は、A S Eや警察に調査を依頼することができる。

緊急保護が必要な場合は、検事が発する令状に基づき、警察少年課子どもの身柄を確保し、施設に一時保護する。警察は令状に基づき、鍵の破壊、必要な調査、親の意に反する身柄保護、等強制執行が可能である。

③児童社会扶助機関（A S E）

★A S Eの職務

県に設置されている社会福祉の現業機関で、各県に1カ所ずつ、フランス全体で100カ所（国内県96カ所、海外県4カ所）。

通告に基づき独自に介入的調査を行い、親に対しサービスの提案を行う。親が提案を受諾した場合は、A S Eがサービスを実行するが、つまり、親の同意に基づく契約的サービスを行う訳であるが、親が虐待を認めなかったり、A S Eの提案を受諾しない場合は、P J Jに申し立てる。

A S Eが提供するサービスには、A S Eが直接提供するものと、A S Eが所管する民間機関によるものがあるが、後者のほうが多い。具体的サービスは、金銭給付、エデュケーター（養育援助者）の派遣、カウンセリング等幅広い。親の同意の下に行われる施設入所や里親委託も含まれる。

サービス途上の家族状況の把握や監督も職務である。たとえば、親がカウンセリング等のサービスを途中で拒否するような場合には、A S EはP J Jに申し立てる。このような場合、P J Jは親子分離措置をとるなど、徐々に厳しい措置をとるが、最も厳しい措置は、親への懲役刑および親権剥奪である。

A S Eの大きな課題は、虐待を受けた子どもに対する心理的ケアをどう整備するか、シス

テム化するか、の問題で、精神科医の減少もあり対応に苦慮している、との事であった。

★ASEにおけるソーシャルワーカーの状況

…ソーシャルワーカーのASE配置状況は、配置基準が設定されていないため、県によりかなりの格差がある。

…資格要件：全員国家資格を有している。

…社会的評価、待遇等

時には親から殴られたり、ナイフを突きつけられたり、加害妨害事件にあう事もある。深刻な事件ではマスコミ批判に晒されることも少なくない。さらに、通告義務違反を理由に、検事から訴追されることもある。ストレスフルな職業である割りには、社会的評価は決して高くなく、栄光ある職業とは見られておらず、給与は一般公務員並みである。

…社会福祉省から児童虐待の研修ガイドラインが出されている。ソーシャルワーカーに限らないが、フランスの労働者は研修費が給料から差し引かれる決まりとなっている。

④ODAS国家統計について

ODASは、「アソシアシオン契約に関する1901年7月1日法」に基づき、政府、県、市が出資するNPO法人(PADIEU部長の説明)で、長い歴史を有し地域社会に深い連携をもつ組織と推定された。

ODASは頭字語で各地方における社会活動を国家レベルで観測する機関であるが、この国家統計は、全体としては社会活動、およびそれに必要な基礎統計である。それらは、人口、青少年(0～19歳)、高齢者(75歳もしくは以上)、障害者、その他の統計を扱っており、今回課題とした児童虐待関係の統計はこれに含まれる。

それぞれに必要な定義と用語集、計数処理法が示されており【ODAS発行の文献】、地方機関と県、中央機関ODASの連携が密であると感じられた。

内容については、Ⅲ章、被虐待児、リスクのある児、危険な状態にある児(要保護児童)の統計を参照されたい。

なお、ODAS統計は、社会福祉統計であるから、医療と司法(犯罪等)統計は含まれていない。この点PADIEU部長は不満があるらしく、批判的な発言があった。「虐待死」に関する統計がない点、現在、裁判所が乳児死亡事件を幾つかピックアップし、虐待によるものか否かを精査する作業を開始したとのことである。また、司法関係者は「司法の独立」を主張するためにデータを公表したがるなど。

また、フランスでは虐待の定義を一時法定化する動きもあったが、国会審議で、虐待かどうかは時代と共に変化するとの理由から、実現しなかった。本報告で引用した虐待の定義は、国立子ども家庭研究所からの委託に基づき、学識経験者等の参画を得て作成されたものである。

◆提供された資料：ODAS 出版局発行のマニュアル 2 冊

社会的援助の紹介・指標の解説、と要保護児童統計の方法論ガイド
la lettre de l'Odas：オダスレター 2002 年発行ほか 4 点

◆全般的な印象

パデュ部長の淡々とした説明で進んだが、ODAS 活動に驚いたのはそこを離れてからであった。視察過程で数字の質問をすると、ODAS 以外のどの機関においても必ず「統計は ODAS で…」の返事が返ってくる。また、帰国後に提供されたマニュアルを読んでも、あるいは虐待教科書を開いてみると、統計数字は全て ODAS のものが引用されているのである。帰国後の報告書作成途上で ODAS 統計に関して驚いたのは、年間の新規発生約 8 万 5 千に達する要保護児童の裁判所移行比率 (50～60%) が出されている点である。つまり、ODAS は基本的には厚生統計機関であるが、領域の異なる司法統計と情報の一部を共有しているのである。縦割り行政ではそれぞれ独立の集計を行うから、定義も集計結果も大きく異なる。フランスでは、情報共有と同時に必要に応じて直ちに通告を行う制度となっているから、省のあいだの連携は極めて密という事である。それらを保障する情報個票は、行政に責任を持つ県議会議長と裁判所の共同で作成されている。

フランスの国家統計は見事なものである。虐待対応の進んだ欧米先進諸国でこれほどの統計を公表している国はない。

2. 児童虐待の情報・研究フランス協会 A F I R E M (国際児童虐待防止協会フランス支部)

◆訪問月日：7 月 8 日 (火)

◆対応者：Gaby Taub (支部長, ソーシャルワーカー)、Dominique Girodet (小児科医)、
Caroline Mignot (小児科医)、Anne Tardy (少年判事)、
Nicole Ageneau (ソーシャルワーカー)

◆所在地：Paris 市内、Hopital des Enfants Malades (国立パリ小児病院) 内
児童虐待の情報・研究フランス協会 A F I R E M (国際児童虐待防止協会フランス
支部) 事務局

◆正式名称：A F I R E M : Association fraçaise d'information et de recherche sur l'enfance
maltraitee (児童虐待の情報と研究のフランス協会)

◆設置者:(設立): L'Association fraçaise d'information et de recherche sur l'enfance maltraitee
(児童虐待の情報と研究のフランス協会=法により設立されたアソシエーション)

◆ホームページ: 正式ホームページはない。MSN インターネット検索で、A F I R E M の関連

情報：A F I R E M の出版情報、フォーラム、I S P C A N（国際児童虐待防止協会）のA F I R E M 紹介と連絡先などを知る事が出来る。

◆ e-mail : samtaub@acunet.fr

◆説明（活動）内容：訪問時の会議記録を【資料6】に記した。

◆提供された資料：A F I R E M発行児童虐待関連図書著書4冊、購入依頼した児童虐待教科書3冊、他にA F I R E M -Info：2001年号など4点。

◆全般的な印象

A F I R E M事務局はパリ小児病院、敷地内の4階建ての建物に仮住まいしていた。

パリ小児病院は世界の小児医療をリードする有名な病院で、かつて国際小児科学会の本部が置かれていた。小林登・虹センター長が国際小児科学会会長をされていた時、この病院に何度も来られたとの事であった。小林センター長には、パリ在住の小児科医師を紹介して戴き e-mail で連絡をとったが反応がなかった。A F I R E M事務局へ行く途中の階段や通路には虐待関連のポスターが何枚も張られていた。

参加されたA F I R E M会員は全て女性で、他の見学場所でも応対者は全て女性であった。フランスは歴史的にも女性の権利の国であったし、実際もその様である。会長のTaub女史はなかなか貫禄があり、統率力もある人柄と見受けられた。I S P C A Nの重要役員も務めている。小柄で小太りの少年判事のターディ女史は、決断が早く質問にテキパキと答えてくれた。日本で云えば家裁判事に相当し、話では年間相当数、何百もの案件を担当しており、判決（司法的保護の細目一切を決定する）をすることになる。小児科の二人は、メールで依頼したフランスの虐待教科書を書店で購入してきてくれた。「これを読めば全部が分かる」と分厚い図書を渡された。小児科医の仕事は日本と同様に忙しいらしく、会議が終わると、これからカンファレンスがあると云いながら急いで部屋を後にした。ソーシャルワーカーのアジェーノさんは慎ましく経験を語ってくれたが、彼女の経験ではフランスも他の欧米諸国も燃え尽き症候群はあまり問題にならないらしい。法制度を含めて我が国の福祉の基盤整備が必要であろう、と考えた。

3. アンファン・ブルー (児童虐待治療機関、アソシアション)

◆訪問月日：7月9日(水)

◆見学時の対応者：Madame JACQUELIN (psychologue：臨床心理専攻)、
Madame MONTELS (juriste：法律専攻)

◆所在地：Paris 市内

◆正式名称：L'Association L'Enfant Bleu - Enfance Maltraitee

(青あざの子ども達、虐待された子ども達のアソシアシオン)

◆設置者 (設立) : L'Association L'Enfant Bleu - Enfance Maltraitee (1998年設立)

◆ホームページ : <http://www.enfantbleu.org>

◆e-mail : enfant.bleu@free.fr

◆説明 (活動) 内容 : 訪問現場の説明と提供された資料によった。

1) **設立経過** : 1901年法によるアソシアシオンで、1989年創立、創立者は Lorene Russell 氏、彼は幼い頃に虐待を受けて育った。活動の目的は虐待を受けた子どもの発言を支持し、その立場を代弁すると共に、心理治療を行うことと、子どもの権利を擁護する事である。現会長は Brigitte Bancel-Cabisc 博士。このアソシアシオンは、1996年8月26日のアレテでパリ県知事の認可を得ている。内閣の青少年スポーツ省は1998年2月12日のアレテで、d'Association Nationale de Jeunesse et d'Education (青少年および一般教育の国家アソシアシオン) の資格を与えた。

2) **専従職員** : 4名 (法律コーディネーター1名、心理専門職2名、行政コーディネーター1名)

3) **奉仕活動** : 約40人のボランティア (医師、心理職、法律職、弁護士、教師、コンサルタント職、情報通信専門職、経営専門家、母親、定年退職者) が、パリにおけるアソシアシオン活動の発展に大きく寄与した。

①一連の活動経歴 (相談、支援、調整) から**複数の専門分野**におよぶボランティア・コーディネーター機能が可能となり、活動の中心となった。

②法律ボランティアは家族問題に伴う全ての法律手続きに貢献している。

③経営専門家や情報通信専門職のボランティアは優れた運営で発展に貢献した。

④法律専門職、心理専門職のボランティア達は相談・助言の手法を発展させ、コーディネーターとして相談希望が多い。

4) **運営委員会** : (省略)

5) **財政** : アソシアシオンの年間必要経費は、主としてイベント行事、寄付、他のアソシアシオンに参加しメンバーとなり補助を受ける、等で賄われる。内閣の社会省、青少年スポーツ省、フランス国内の地方議会などから一時的な補助金を受ける。

6) **アンファン・ブルーの国内組織**

本部 : L'Enfant Bleu - Enfance Maltraitee Paris

支部 (パートナーアソシアシオン) : 7つの市に設置されている。

L'Enfant Bleu - Enfance Maltraitee Cabourg ほか、Grenoble、Lyon、Saint Die、Maubeuge、Bourg-en Bresse、Toulouse。

◆パリ支部の援助サービス活動内容を整理すると以下である。

①子どもへの援助

★個別面接とフォロー

性的被害や虐待等、何らかの被害を受けた子どもに心理学者が個別面接を行い、その発言を支持するとともに、子どもの心理や発言の裏付け等の評価を行い、必要な心理的フォローを行う。事例によりフォロー期間の長さは異なるが、一般的な子どもの心理フォロー（心理面接、治療）は1～2年に及ぶ。必要に応じて行政や他の民間団体と連携し、問題解決を図る。子どもは、医師、弁護士、S N A T E M電話相談、A S E、等種々の機関から紹介されて、サービスを受けにくる。

事例のうち、緊急性が高い場合、犯罪性の強い場合は直ちに少年検事に通告する。子どもが何度も証言をしなくて済むように、子どもの証言をV T Rに録画し、証拠として少年検事に送付する事もある。

どの様な場合においても、子どもの立場に立ち、その利益を代弁する事を最大の活動課題としている。

★「アトリエ」と呼ぶ描画によるグループセラピー

心理学者2名が5人の子どもを対象に、2週間に1時間、1年間のセッションでグループセラピーを行う（9月～8月）。グループの安定性を計るため年度途中の新規参加は認めていない。

★年長児を対象とした心理劇グループ

頻度、セッション機関はアトリエと同じ。

②被虐待体験をもつ女性を対象としたグループ

被虐待体験をもつ女性を対象に、一年間、3週間に2時間の頻度でグループカウンセリングを実施している。グループメンバーは6人で、辛い体験をもつメンバーのプライバシーを守るため年度途中の新規参加は認めていない。あわせて個別フォローを行っている。なお、近日中に、男女混合グループを立ち上げる予定である。

③サービス参加費用

個別面接は1回大人23ユーロ、子ども10ユーロ、グループは年間10ユーロを徴収。当団体が所在する場所は低所得の人が多く支払い可能な範囲で払っている。なお、社会扶助局A S Eが利用者の支払い能力に応じて、利用料と交通費を補助している。

職員人件費等の運営資金は、国（家族省）から利用者30人分の補助金、利用者からの徴収、寄付金によるが後者の寄付金が大半を占めている。

◆提供された資料：アソシアシオンの説明パンフレット、児童虐待啓蒙パンフレットなど一式

◆全般的な印象

訪問したパリ本部は、2階建ての建物の2階部分を専有しており、小部屋の受付相談部分と心理カウンセリングや心理療法に使う中程度の部屋3部屋があった。

見学時の対応者：Madame JACOUELIN (psychologue：臨床心理専攻)さんが主として心理アプローチを説明してくれた。Madame MONTELS (juriste：法律専攻)がアソシアシオンの説明してくれたが、何故「法律家」がこの場所にいるのかが理解できなかった。帰国後、説明パンフレットを読み、専従職員：4名で、法律コーディネーター1名、心理専門職2名、行政コーディネーター1名で回転していることが分り、かつ、フランスの虐待対応制度の理解が進むに従って納得した。即ち、フランスでは虐待対応の児童保護の制度や政策がすべて細かくかつ明確に法律で規定されており、そのために法律専門の助言者は相談時に重要であろうと思われた。フランスは「ルールは国である」と実感した。

前日、AFIREM本部で会合を持った時、訪問先にアンファン・ブルーがある事を伝えると、少年判事や小児科医達が首を傾げていた。理由を尋ねてもはっきり答えなかったが、どうも好感を持たれていない組織らしい。

帰国後、アンファン・ブルーのホームページを通読したが、種々の情報が織り込まれており、相談概要、教育啓蒙も多く、なかなかのものである。

もちろん電話相談国家サービス“Allo Enfance Maltraitee”119番がワンショット・クリックジョイントされていた。ホームページの色彩基調は「青」であった。

4. 市庁舎：児童福祉部 A S E (セーヌエサンドー県オルネー市・スポア街)

◆訪問月日：7月9日(水)

◆見学時の対応者：Madame BARTHTELEMY (市庁舎職員)

◆所在地：Sous Bois (パリ郊外：セーヌエサンドー県オルネー市・スポア街・市庁舎)

◆正式名称：Service d'Aide Sociale a l'Enfance (児童福祉・社会援助部)

◆設置者：オルネー市

◆ホームページ：なし

◆説明(活動)内容

セーヌエサンドー県は人口130万人で、26に行政区分されている。オルネー市は8万人。1982年の地方分権法以降に福祉の活動が充実してきた。児童社会扶助機関A S Eは県の機関で、県の職員が仕事をしている。この地域は外国人労働者等低所得者が多い。

①県・児童社会福祉扶助機関A S Eの組織

職員の配置は全体で19人：うち専門エデュケーター（養育専門職）が12名、心理職は2名、秘書3名、問題の子どもを学校等で見張る職員1名、清掃員1名。少年判事が決定する司法的保護と行政的保護を中心に活動をする。

行政の指導監督の仕事は多岐にわたっている。里子・里親、施設収容、職業紹介もある。民間のソーシャルワーカーや心理専門家が対応する事も少なくない。全て守秘義務がある。他に県職員の仕事として、援助計画の会議、家庭へのエデュケーター訪問、処遇会議、…

②専門エデュケーターについて

エデュケーター：(educateur：エデュカテュール 英Educator) は、児童を指導する専門職で、3年間の養成学校で所定の教育を受け、卒業試験に合格すれば“educateur”の国家資格が付与される。養成学校にはエデュケーターのコースとは別に、ソーシャルワーカーのコースがある。これらの養成コースには奨学金が支給される。エデュケーターは専ら子どもの問題、特に家族関係の障害を扱うのに対し、ソーシャルワーカーは老人、障害者、生活困窮者等幅広い人達を対象とするうえ、サービス内容も生活扶助、家族調整、機関調整など多様である。

仕事の責任が重いうえ待遇も決してよいとはいえないなかで、人材確保に苦慮しているとの事であった。

③通告受理から援助までのプロセス

種々の機関から虐待通告を受けるが、大半はS N A T E M電話相談からのものである。昨年度は年間16件の虐待通告を受理した。

通告を受理すると、まず保護者宛に来所連絡の手紙を出す。面接を拒否する親は殆どいない。もし、親の来所がなければ、A S Eは家庭訪問し、来所するように説得するが、それでも拒否する場合は、児童司法保護局P J Jに申し立てを行う。ただ、P J Jに申立を行っても、多くのケースはP J Jを通じて育成扶助措置により再度A S Eに送付されるわけである。その時の良好な関係を考慮すると、A S Eとしては、可能な限り司法手続きを避け、親の同意のもとに援助をしたいと考えている。A S Eで対応した最近の16事例では、全員が来所した。

ただし、性的虐待や犯罪性の強いケースは、直ちに少年検事に告発を行う（少年検事は告発される虐待事例への対応に忙殺されている）。

親が来所し面接が可能となれば、親の同意（契約）のもとに必要な援助が行われ、継続される事になる。

援助が困難なケースについては、週に1回、母子保護局：P M I、P J J、民間団体等の関係職員が集まって開催されるケース会議においてアセスメントがなされ、これを踏まえて援

助プログラムが策定される。なお、民間団体には守秘義務がないため、ケース会議には法律で守秘義務が担保されているソーシャルワーカーだけが民間団体から出席する。

④援助登録（要保護児童：危険状態にある児の登録）と援助内容

援助を受ける子どもと親は登録される。要保護児童（危険状態にある児）の登録で、現在の登録数は約250件である。これらのうち約半数が親子分離のケース、残り半数が在宅ケースとなっている。また、全体の1/5は行政的措置（ASEとの契約に基づく援助）、1/5は司法的措置（PJJの少年判事の決定によりとられた司法的保護措置：育成扶助）となっている。

具体的な援助内容としては、親子分離された子どもとの定期的な面会、親との定期的な面接、親子面会の場の設定などがある。必要に応じて民間団体に紹介する事もある。この場合の費用は県の負担で行う。

なお、司法措置として援助がなされているケースについては、最低年1回は少年判事に進捗状況を報告する義務がある。

⑤社会的養護の形態について

★親子分離された約180人の内訳をみると

- ◎里親委託……87人
- ◎養子縁組……1人
- ◎施設入所……76人
- ◎不明………15人

里親が圧倒的に多く、養子縁組は例外的である。

★里親の確保・手当・バックアップ

【里親確保】里親数は増加も減少もしていないが、負担と責任の大きい仕事であり、里親になり手が少なく確保に苦勞している。

【里親手当】標準額は最低賃金法に基づく最低賃金額とほぼ同額で、委託児童1人につき月額約1,000ユーロ、円換算で約¥14万円。これに、子どもの様態に応じて100～550ユーロの6段階の加算がある。なお、里親委託が出来る子どもは3人までである。

【バックアップ】ASEのエducatorは、2週間に1回、さらに必要に応じて随時、訪問または来所により、里親と面談しなければならない。

里親は子育ての悩み等について自由にASEに電話等で相談できる仕組みになっている。夜間・休日の緊急相談に対応するため、県内共通に緊急電話番号が里親に知らされている。また、ASEは年3回里親を集めて、親子関係のあり方、小遣いの与え方等をテーマにした研修会を開催している。

★委託児童のアセスメント

年1回アセスメント会議が開催され、心理職、エドゥケーター、母子援助局PMI、等が出席するが里親も出席する。

★最近、里親を専門職として取り扱おうという動きがあり、検討されている。

◆提供された資料：ASEにおける虐待対応の簡単なコピー

◆全般的な印象

福祉を支える基盤が充実していた。

BARTHTELEMY 女史は、エドゥケーターや里親制度の現実面を詳しく話してくれた。エドゥケーターは、我が国では同等の職種として児童福祉士あるいは「子ども家庭支援室」勤務のソーシャルワーカーに近いが、単純な支援ではない。3年間の専門教育と国家資格を持ち、福祉行政に精通している。フランスの児童保護行政は司法と一体化しているから、守秘義務や通報義務もあり、義務を怠ると検事に訴追されることもある。責任も重い。

里親への支援が手厚いことも驚いた。里親手当：委託児童1人あたり月額14万円を標準として、子どもの様態に応じて14,000～77,000円の加算がある。里親委託が出来る子どもは3人までとあるから、子育て職業としても経済的に充分見合うだろう。里親へのバックアップ体制が整備されている。夜間・休日の里親専門緊急電話相談窓口などは、この国があらゆる社会事象を「システム化」してしまう国民性に依るのではなかろうか。

5. 性虐待および児童虐待治療センター CAVASEM Dijon (ディジョン、国立病院メディカルセンター内)

◆訪問月日：7月10日(木)

◆見学時の対応者：Catherine FRANCOIS (Pediatre：小児科医)、

Dominique ULMET (psychologue clinique：臨床心理)、

Frederique BELLIS (psychologue clinique：臨床心理)、

Bujadoux RATERO (Assistante sociale ソーシャルワーカー)

◆所在地：Dijon 市

◆正式名称：Centre d'Accueil des Victimes d'Abus Sexuels et des Enfants Maltraitees

性虐待および児童虐待被害者の受入センター：頭字語CAVASEM

◆設置者：Centre Hospitalier Universitaire Dijon (国立Dijon大学)

◆ホームページ：なし。MSNの“CAVASEM”検索(フランス語を指定)で、幾つかの情報が検索できる。

◆e-mail：CAVASEM@CHU-dijon.fr

◆説明（活動）内容

Dijon 市（人口約 25 万人）国立のメディカルセンター（小児病院）に併設。

省通達で大学全てに設置の計画（地方病院に一カ所→36カ所となる）。

現在の陣容はまだ小さい。

産婦人科 1 / 2、臨床心理 1 / 2、秘書 1 / 2、小児科 1 / 2、児童心理 1 / 2、秘書 1 / 2

現在、増築中であった。診断－治療システムは米国のセンターにほぼ匹敵。

センター統計で、この地方（コートドール県）の中心施設と思われた。

性的虐待に重点を置いているが、虐待の救急、乳幼児の入院、心理療法…を行っている。

各県にセンターを 1 カ所、全国展開中。

◆提供された資料：CAV A S E M 2002（約 20 頁の説明用小冊子、設立経過、関連法令、現況、諸統計、運営予算等が記載されている）

◆MSN の“CAV A S E M”検索（フランス国、フランス語を指定）で、幾つかの情報が検索できる。そのひとつに大学－精神病院連携の論文があるので英文サマリーをに紹介しておく。日本でもこうした連携活動が必要になるであろう。

Fremy, D : Amelioration des soins des mineurs victimes d'agression sexuelle ou de maltraitance : un centre d'accueil et partenariat entre l'hopital universitaire et l'hopital psychiatrique. (Improving the medical treatment for minors who are victims of sexual assault and physical abuse : a centre through a partnership between a university hospital and a psychiatric hospital) Sante publique 2003, 15 (n° hors serie) pp179-284

Summary : The aim of the partnership is the establishment and operations of a centre open 24 hours a day which receives and treat adults and underage victims of sexual assault and physical abuse from greater metropolitan area of Besancon. The centre also provides victim and their families with adapted forensic and psychotherapeutic assistance. The mechanism to carryout the project will be set out in a contact between the two hospitals, including the resources of the two institutions. The centre will fit into the existing network of partners which is already operational in Besancon. The role of the University of Besancon and the Faculty of Medicine will be to promote research in the field of physical abuse, its cause and effects, and to train future physicians who will later be in charge of handling these types of cases in their careers.

◆全般的な印象

FRANCOIS (Pediatre : 小児科医) 女史が詳しく資料説明し対応してくれた。性虐待の専門診察室の案内もあったが、まだ専門カメラが入ってない、など整備中との事であった。

CAVASEMについては第Ⅷ章、虐待とくに性虐待への対応と治療の展開(52頁～)の中で、提供された資料を中心に詳述した。

FRANCOIS女史の話では、地域の虐待予防と早期発見活動では、母子保護局(母子保健所)PMIが重要で、多方面の活動を行っており是非見学すべきだ、との助言があった。

6. 被虐待児の電話相談国家サービスSNATEM 「もしもし、子ども虐待? 119番」

◆訪問月日: 7月11日(金)

◆見学時の対応者: Madame GAUDIERE(部長)、Madame LAVAL(部長秘書)

◆所在地: Paris市内

◆正式名称: Service Nationale d'Accueil Telephonique de l'Enfance Maltraitee

(児童虐待の電話対応国家サービス: 頭児語「SNATEM」)

◆設置者: L'Association le Service Nationale d'Accueil Telephonique de l'Enfance Maltraitee

◆ホームページ: <http://www.allo119.org/> まんが対応で、子どもコースと、成人コースがある。

◆説明(活動)内容

①活動目的と運営

★119番の使命

「もしもし、子ども虐待? 119番」は4つの使命を委託されている。

- 1) ネグレクトや児童虐待の犠牲者とそれらに直面する人々からの電話を受理し、児童虐待の早期発見を援助し、危険な状態にある児童・年少者の保護に協力する。
- 2) 相談事実役に役立つ児童虐待の情報と、専門的なサービス助言を提供する。検察局への通報も適正に受理される。
- 3) 社会-疫学的研究を推進し、虐待現象の変化と進展を見極める。
- 4) 児童虐待の課題に貢献する。

★運営

1989年児童福祉法で国家統一サービスとして、児童虐待に関する電話相談導入の決定がなされた。子ども自身や保護者、関係者から性的被害や児童虐待に関する電話相談を受け、その運営主体はSNATEMアソシエーション(NPO)である。社会の広範な分野を対象とするから、SNATEMの理事会構成は、①大臣が関与する省庁は、社会活動省、青少年・国民教育省、厚生省、学校教育省、青少年司法保護省、国防省(地方警察)、国家警察省(都市警察)、地方自治省など、②12の県議会議長、③4つの民間アソシエーション等が記載されている。

②相談の実施体制

★最初の受付

掛かってきた電話は、まず2名の受付職員が対応する。受付職員は専門職ではなく、半日雇用（4時間）のパートタイマーである。対応マニュアルに沿って各分野の専門員に引き継ぐことが職務である。対応マニュアルは、無言電話、ののしり、いたずらへの対応をはじめ、実際の会話表現に隠された言葉の背後に存在する意図をどう理解するか、といった事柄についても具体的に解説したものである。

相談は午前8時から午後10時まで、年間200万件の受信があり、一日5,000～6,000の受信となる。一日中電話が繋がらばなしの状態である。回線がふさがっている場合や時間外の電話は留守番電話で受け、こちらから折り返し電話する旨案内している。いたずら電話や話し中で繋がらない例を除き、年間75万件を実際に処理している。

虐待相談の9割、性的被害の6割が家族による相談である。

★専門相談

受付職員により振り分けられた相談は、臨床心理士、法律家、医師、教員、ソーシャルワーカーが対応する。受付室の隣に、オンライン接続の専門相談室があり、受付相談と同様に、相談ブースと画面モニターを使って作業をする。専門相談員も半日雇用（4時間）の非常勤である。

★専門機関等の紹介

受け付けた相談は必要に応じて県の児童社会扶助局A S E、その他の社会資源を紹介する。了解を得て警察に情報を伝達することもある。また、犯罪性の強い場合は共和国検事に通告し、必要な司法手続をとる。いずれにしても、これらの対応を採るにあたって、本人の了解を得るようにしている。

通告をうける児童社会扶助局A S Eや児童司法保護局P J Jは、アセスメント内容や対応法を当団体SNATEMに3ヵ月以内に報告する義務がある。

★使用される電算システム

受付職員は、児童の氏名、住所、相談内容など電話で聞いた概要をフォーマット化された画面モニターを見ながら入力する。コード化された住所を入力すると、当該住所を管轄するA S Eや担当者、付近の社会資源リストや、驚いたことには、個人の過去のA S E取扱記録の表示も可能となっている。これらの受付職員の作成情報は、隣室の専門相談員にオンラインで提供される。

上記の作業が可能な電算システムを推定すると：①児童社会扶助局A S Eで取扱う年間数万（累積100万）の要保護児童ファイルが電算化されデータベース活用されていること、かつ、

受付職員（しろうと）が利用可能な柔軟なソフト（e.g. あいまい検索）が用意されていること、②それぞれの地域の専門職の協力を得た「人的社会資源データベース」が作成されていること、③フランス全土の活用が可能な、広範囲のシステムであること。もちろん、現代はATMの時代であるから資金と協力体制があればどの国でも可能ではあるが。

児童福祉サービスとして、高度の通信技術を活用・実践しているフランスという国に驚いたわけである。

③プライバシー保護

SNATEMには法律で守秘義務が課せられている。政府の情報科学自由審議会（SNILL）により個人情報保護されているか否かの審査を受けることになっている。

④相談員への支援

コーディネーターによる随時のスーパービジョンをはじめ、月に2回、2時間のスーパービジョン会議が開催され、ケースの見立て、新技術のあり方等についてグループ討議を行っている。

⑤広報活動

学校も、保育所も、全ての公的機関も、SNATEMポスター表示が義務付けられている！

⑥財源

年間経費は約1,800万フラン（3億6千万円）国1／2、県1／2。県の負担割合は人口按分、省令で住民1人あたり、0.023チームと決められている。

- ◆提供された資料：①SNATEM普及用パンフレット一式、②「モシモシ、虐待119番」介入プロトコル（受信処理前用）、③児童ヘルプラインの国際協力（アムステルダム）資料

◆全般的な印象

電話相談が緊急窓口、あるいは通報や関連相談窓口として役立っている。全国レベルで！これは全くの驚きであった。しかも、我々が警察や消防に通報する3桁の番号：全国共通119番である。

1989年児童福祉法で国家統一サービスとして電話相談導入の決定がなされ、アソシアシオンのSNATEMが実行した、という単純なスタートであった。

しかし、私が見たモニター画面では、……、上記のとうりである。

フランスの児童保護の英知を一目で分らせるシステムであった。

なお、SNATEMは、Child Helpline International：児童ヘルプラインの国際協力（アムステルダム）に参加しており、資料の提供をうけた。また、通信技術関連学会（国際、国内）にも何度か発表を行ったとの事であった。

後書き

一週間で6ヶ所の施設見学ではフランス制度の全般的な理解は出来ず、帰国後の整理作業に追われた。整理の過程で報告書のページ数が増えてしまったが、その最大の理由はフランス最後の日に「もしもし、子ども虐待：SNATEM、全国统一電話相談：119番」を見学したためである。対応者が相談ブースのなかで、パソコンモニターを見ながら相談を進めている。最初は、相手方の記録を入力しながらの作業と軽く考えていたが、モニターに現れる画面の説明を聞いて驚いた。背景となる電算データベースシステムを想像して驚嘆したのである。

表形式の必要情報が次々と表示される。フランス全土の虐待・児童保護に関わる機関と専門職が殆ど網羅されているではないか。どの様にしてこのシステムを作り上げたのだろう。協力体制をどの様に取付けたのだろう。「進んだ国もあるものだ」の一言ではすまされない感激をおぼえた。

電話相談ひとつでこれだけの仕組みを作り上げるフランスという国は、いかなる国か？と興味がわいた。その結果は期待どおりであった。X章「フランスの施設見学と帰国後の整理から学んだこと」(62頁～)でまとめた。欧米諸国では虐待対応に熱心に取り組んでおり、それぞれの国に適した制度を進めている（IX章、米・仏・英・独・日の虐待対応制度の比較と考察：61頁）。そうした中でフランスは特異な存在と思われた。独特の児童保護制度、少年（子ども）判事と司法的保護の仕組みは、政治と制度の背景にフランス国民の権利意識、歴史と文化が息づいていると思われた。

フランスの国民1人あたりのG N Pや平均賃金は我国の半分以下である。その国で児童保護の見事な展開がすすめられている。我国の子ども達のために何をすべきか、考えさせられた。

報告書を終え振り返ってみると、少し深入りし過ぎたように思う。現状と制度紹介であるのに、法律知識のない私がまとめたのであるから多くの誤りもあろう。これまで系統的な紹介の少なかったフランス虐待防止・児童保護制度と活動を忠実に記述した努力に免じて、ご容赦頂きたい。

松 井 一 郎

〈謝辞〉

以下の方々にお礼申し上げます。

菊 池 緑 様 「養子と里親を考える会」事務局長

加 藤 佳 子 様 岡崎女史短期大学教授

お二人の論文で勉強をし、かつ報告書に多くを引用もさせて頂きました。

小 林 登 様 子どもの虹情報研修センター所長

名須川 貞 夫 様 子どもの虹情報研修センター事務局長

視察の推進と協力を有り難う御座いました。

クリスレイン・モルヴァン様（三島市在住）

フランス語の手ほどきと翻訳協力を有り難う御座いました。

文 献

【1】 フランス児童虐待解説の主要著書および文献

- 1) 加藤佳子：フランス児童虐待への対応、[吉田恒雄編著：児童虐待防止法制度、改正の課題と方向性、尚学社、2003年]
- 2) 加藤佳子：子どもの権利条約と子どもの権利、子どもの権利条約がフランスにもたらした影響、[児童福祉研究、第7号、頁9～27、1997年]
- 3) 加藤佳子：フランスのアソシアシオンと福祉に関する研究（その1、その2）、岡崎女史短期大学紀要、第30号、1996年、および第32号、1998年]
- 4) 菊池緑：フランスの児童虐待防止法制について、[吉田恒雄：児童福祉の国際比較シンポジウムにおける抄録、2001年]
- 5) Manciaux M、Gabel M、Girodet D、Mignot C、Rouyer M：Enfances en danger（危険な状態にある子ども）、Editions Fleurus（Nouvelle Edition）、2002
- 6) Gabel M：Les enfants victimes d'abus sexuels（児童の性虐待被害者）、Preses Universitaires de France、4c edition、2002
- 7) Kuperminc J、Padoeu C：Piloter l'aide sociale、Guide d'indicateurs（社会的援助の紹介、指標の解説）、Odas Editeur、2000
- 8) Hochart F、Roussel A：L'hospital face a l'enfance maltraitee, Une passerelle entre coupe et reparation（児童虐待と病院）、Editions Karthala、1997
- 9) Lalire、M-C：Le cadre legal et regimentaire（法律規定の枠組み）【AFIREM：La prise en charge de la maltraitance：（児童虐待の重要性の理解）、Karthala、Paris、1999】
- 10) L'observation de l'enfance en danger：guide methodologique、Odas Editeur、2001
- 11) Marmorat V：L'enfant maltraite：L'intervention Judiciaire AFIREM、1998年（レター形式）
- 12) Taub G：フランスの児童保護、児童虐待防止国際協会、2001年サンディエゴ大会、講演記録、[英文：松井一郎訳]【資料3】
- 13) AFIREM-Info：2001年号ほか
- 14) la lettre de l'Odas：2002年発行ほか
- 15) 滝沢正：フランス法（第二版）、三省堂、2002年
- 16) 渡邊啓貴：フランス現代史、英雄の時代から保革共存へ、中公新書、1998年

【2】その他の虐待関連文献

- 21) 網野武博、柏女霊峯：フランスの児童福祉制度、[日本児童問題調査会：児童福祉制度の国際比較－児童福祉研究会報告書－、(財)日本児童問題調査会発行、1990年]
- 22) イギリス保健省：子ども保護のためのワーキングトゥギャザー、児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン、医学書院、2002年 [松本伊智朗・屋代通子訳]
- 23) 景山秀人：子どもの権利条約と権利擁護、[高橋重宏編：子どもの権利擁護－神奈川県の新しいとりくみ－、中央法規、2000年]
- 24) 津崎哲郎：親権の制限・回復、立入り調査、性的虐待裁判をめぐって、子どもの虐待とネグレクト、5巻2号、2003年
- 25) 〈特集〉「児童虐待の実態と対策」現代法律出版、2巻10号、2000年：以下の8論文を収録。
児童虐待の現代的意義と修正を必要とする昨今の状況／中谷瑾子、児童虐待の現状と対策／池田泰昭、児童虐待の実態分析／内山絢子、児童虐待の相談訴訟／景山秀人、児童虐待の法的問題点／萩原玉味、児童虐待の刑事規制／瀬川晃、児童虐待の早期発見のための対応策／岩井宣子、児童虐待防止法の成立とその課題／後藤弘子
- 26) 林 弘正：児童虐待：その現況と刑事法的介入、成文堂、2000年
- 27) 平湯真人：虐待問題への司法関与：議論状況と理論的実際的問題点、子どもの虐待とネグレクト、5巻2号、2003年
- 28) 松井一郎：児童虐待の国際比較、子どもの虹情報研修センター紀要、1巻、頁77～83、2003年
- 29) 峯本耕治：子どもを虐待から守る制度と介入手法、イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題、明石書店、2001年
- 30) 日本弁護士連合会（子どもの権利委員会）：子どもの虐待防止・法的実務マニュアル、明石書店、1998年
- 31) Kempe Children's Center、Dept. Pediatrics、Univ. Colorado Sch、Med：World perspective on child abuse、The fifth international resource book、An official publication of the International Society for Prevention of Child Abuse and Neglect、(児童虐待の世界展望第5回国際資源調査：国際児童虐待防止協会) Elsevier Science、2002年

資料1 フランスの国土・社会統計の概要

フランスは西ヨーロッパ最大の国土を有し、面積は日本の1.5倍、人口は約6,000万で日本の半数、共和制の伝統的歴史を有する文化国家で、ユニセフによる母子保健などの諸統計も日本とほぼ類似の指標値を有する。【資料：外務省ホームページ】

他のホームページ検索による国情比較では、経済指標G N Pは、日本：4兆8121億ドル（アメリカに次いで二位）に対してフランス1兆5416億ドル（五位、三位：ドイツ、四位：イギリス）である。一人あたりのG N Pは、日本は38,160ドル（ルクセンブルグ、スイスに次いで三位）、フランスは6,300ドル（12位）となっている。失業者率は日本：4.1%、フランス：11.8%であり、ヨーロッパ諸国の失業率は平均10%くらいだから後者はそれに近い値である。平均賃金は日本を100とするとフランスは47.6。ちなみにスイス：119.8、ドイツ：86.4、アメリカ：63など。このホームページには物価・サービスなどの面白い生活比較があるが、フランス市民は日本や先進諸国と較べて経済指標ほどの違いのない生活していると思われる。視察の過程をとうして市民生活の安定が窺えた。

【資料：<http://zanputsuken.free.fr/yoshi/200108.htm>（日仏比較してみよう！）】

ボックス 資料1 ドイツとフランスの基礎的事項【外務省ホームページより】

国名	ドイツ連邦共和国 Federal Republic of Germany	フランス共和国 French Republic
人口	8,254万人（2003年） 人口密度 約230人/km ²	5,852万人（1999年国勢調査）
面積	35.7万km ² （日本の約94%）	54万7,000km ² （日本の約1.5倍）
首都	ベルリン（約340万人）	パリ（213万人）
人種	ゲルマン系を主体とするドイツ民族 （在留外国人約730万人）	ケルト人、ゲルマン民族（フランク系、ノルマン系）等の混血
宗教	新教約2,800万人、旧教約2,700万人 （独連邦政府新聞情報庁）	カトリック 90% ユダヤ教 1% プロテスタント 1% イスラム教 8%
略史	<p>【1962年】神聖ローマ帝国成立（～1806年）</p> <p>【1701年】プロイセン王国成立</p> <p>【1871年】ドイツ帝国成立 （ビスマルク憲法制定）</p> <p>【1933年】ヒトラー首相に就任（～45年）</p> <p>【1949年】西独、東独の成立</p> <p>【1955年】パリ条約発効、西独主権を取得。 西独、NATOに加盟。 東独ワルシャワ条約機構に加盟</p> <p>【1961年】「ベルリンの壁」構築</p> <p>【1972年】東西両独、基本条約を締結</p> <p>【1989年11月】「ベルリンの壁」開放</p> <p>【1990年】7月両独通貨・経済・社会同盟 発足、両独間「統一条約」発効、統一達成</p>	<p>【1946年】第4共和制発足（～1958）</p> <p>【1954年】ディエンビエンフー陥落 アルジェリア独立戦争開始</p> <p>【1956年】スエズ動乱 （英仏がエジプトを爆撃）</p> <p>【1958年】新憲法交付、第5共和制成立 ド・ゴールが大統領に当選</p> <p>【1962年】アルジェリア戦争終結</p> <p>【1963年】仏独協力条約締結</p> <p>1969 ポンピドゥ大統領 1974 ジスカール・ディスタン大統領 1981 ミッテラン大統領</p> <p>【1982年】地方分権法成立</p> <p>【1995年】シラク大統領、2002再任</p>
政治体制	連邦共和制	共和制
議会	二院制：連邦議会と連邦参議院	国民議会／任期5年 小選挙区制 上院／任期9年 間接選挙
国防	<p>1. 軍事同盟NATO（1955年加盟）</p> <p>2. 国防予算242億ユーロ（2003年）</p> <p>3. 徴兵制度18歳以上の男子9カ月</p> <p>4. 連邦軍革命（1）現在34万から28万人 態勢に削減</p>	<p>1. 1995年NATO軍事機構への一部復帰</p> <p>2. 国防予算 約400億ユーロ</p> <p>3. 兵力 約29.2万人（自衛隊約23.5万人）</p> <p>4. 2001年に徴兵制を廃止、志願兵制度 （職業軍人化）に移行</p>
指標	<p>乳児死亡率 4.4 ('00)</p> <p>5歳未満児死亡率 7</p> <p>年間出生数 77.1万人 ('99)</p> <p>低体重出生児 ?</p> <p>平均寿命 76年</p> <p>妊産婦死亡率 4.8 ('99)</p> <p>合計特殊出生率 1.36 ('00)</p>	<p>乳児死亡率 4.5 (日本:3.1('01))</p> <p>5歳未満児死亡率 9 (日本:6)</p> <p>年間出生数 77.9万人 (日本:117万)</p> <p>低体重出生児 5% (日本:7%)</p> <p>平均寿命 77年 (日本:80年)</p> <p>妊産婦死亡率 10.1('98) (日本:6.5('01))</p> <p>合計特殊出生率 1.89('00) (日本:1.3('00))</p>

資料2 フランスの行政体系と地方行政の仕組み

フランスの行政組織はナポレオンによる行政機構の整備以来確立された中央集権の伝統と行政のピラミッド構成を基本としている。中央政府と出先機関から構成される。中央政府の構成は、大統領－首相（任命制）－複数の大臣（国務、各省）。国会は国民議会と元老院からなる二院制。

一般的な行政の区画と行政体系図は以下のごとくである^{15, 21)}。

ボックス 資料2

フランスの行政骨格図

行政の区画と系統		立法	行政	
国 (tat)	大統領	国会	中央政府 (首相)	地方分権
州 (region)	25州 (県を幾つか束ねる広域行政区)	州議会 (州議会議長)	州行政府 (庁所在地の知事が兼任)	州の各部局
県 (departement)	96県 (フランス本土、基本的な地方行政区)	県議会 (県議会議長)	県行政府 (官選知事/県地方長官)	県の各部局
郡 (arrondissement)	約300郡 (県の下級行政区)	地方自治体の単位ではなく、行政区画上の呼称		
小郡 (canton) ...	約3,000カントン (郡を10個程度に分割、役割り少ない)	地方自治体の単位ではなく、行政区画上の呼称		
市町村 (commune)	約36,000 (最小の地方行政区、地方公共団体活動の中心、 旧来の都市や村落をそのまま利用し、極めて多様性)	市町村議会 (市町村議会議長)	市町村行政 (市町村長)	担当者

地方公共団体が中央組織より委譲された分権 (decentralisation) を担う。1982年の地方分権法、1983年の権限配分法で、中央集権制から地方分権制への転換をはかりつつある。

地方公共団体には現在、市町村、県 departement、州の3種が認められており、役務サービスなどが供されている。一見、煩雑なようであるが、県行政府が中心であり、県知事は任命制で、かつて県地方長官と呼ばれた。海外県を除いてフランス本土に96県あり、我が国の都道府県数の2倍である。市町村自治体 commune の数は約36,000もあり、我が国の10倍、極めて多様性に富んでいる。

中央政府 (共和国 republique) の法規 (法律や大統領や大臣会議で議決されたオルドナンスやデクレ、ほか) が州、県、市町村の出先機関で執行され、諸機関で活動に移される。

資料3 Gaby Taub : 「フランスの児童保護」 I S P C A N 年次大会講演 (2001年)

本論文は、A F I R E M (国際児童虐待防止協会フランス支部) 支部長の Gaby Taub 女史から、支部訪問後 (帰国後) に E-mail で送られたものを筆者 (松井) が訳した。2001年1月、I S P C A N サンディエゴ大会で発表された口述原稿である。

緒言

フランスの児童保護システムは、2輪のシステムから成り立っている。

行政と、そして、司法である。

その合法的な根拠は司法権にあり、一県一即ちフランス領土の99の下位区分、及び国家の司法権にある。

このシステムは複雑ではあるが、虐待・ネグレクトから子どもを保護する時には大きな柔軟性を有している。

フランス国家は、民主主義の社会共和国であり、分割不可能、かつ宗教倫理から独立しており、全ての領土、全ての国民に対し、同一の政策と法律を適用する。

この意味で、フランスは、米国と非常に異なっている。

フランス国家は、立法部門、執行部門、そして国家の行政部門の組織体の総和から成立している。

それは、政治的かつ、行政的な統一体とすることが出来る。

フランス国家は、3つの累計からなる領土の集合体である。

具体的には、22の地方 [regions] (ノルマンディー、ブルゴーニュ、及び、プロバンスのような)、99の県 [departments] (ロワール、ドルドーニュ、または、マルティニークのような)、及び、36,757のコミューン (パリ、ディジョン、または、ボルドーのような)。

これらの領土の集合体は、それぞれの領域の権力が国家の法律により定義されており、選挙された立法議会 (assembli)、すなわち、地方議会、州議会で、統治されている。

現在の子どもの保護システムは、1945年の少年犯罪者に関する政策、1958年、1959年の子ども及び、青年の保護に関する政策に基づいている。1983年及び、1986年の地方分権法の結果、社会福祉に対する権限の大部分は、国家から県へ移されたが、その結果として子ども保護システムにおいて重大な進歩が見られた。

1989年7月10日に施行された児童虐待・ネグレクト予防法は地方議会の議長に対し、各県の児童保護について最大の責任を負わせている。同時にその法律は、強制的な通告、子どもの虐待ホットライン、虐待犠牲者の登録（レジスター）、学際的評価、及び、県レベルの専門家のための研修計画を提供している。

それでもなお、国家は基礎的責任を保持しているのである。

政府は、唯一の立法の権限を持っており、そして、社会福祉のあり方に重大な影響を与える国家的な政策を開発する。法務大臣は、同様に、国家レベルでは、特に子ども保護に関して裁判官の決定が確実に実行されることを保証する責任を負っている。

フランスのシステムの難解な点は何処にあるのか？

子ども保護に関するフランスの政策は4つの主要原則から成り立っている。

§ “生まれながらの権利” 及び、“子どもに相応しい尊厳”

§ 子どもへの“アイデンティティ”への配慮

§ 親へのアイデンティティ及び、文化的背景への配慮

§ 親の責任を認識すること

フランスは、“生まれながらの権利”、及び、“子どもに相応しい尊厳”に大きい重要性を置いている。子供は、まず第一に家族のメンバーであると考えられる。子ども保護サービスが強調する点は、家庭の中の子どもを維持する事である。

家族から子供を分離する必要があるとき、その処遇は常に最終目的として子どもが家族への復帰を目指す一時的措置である。最近の改善点は、両親の権限を再び強化しており、同一家族内でも数世代に遡っている事もある（例えば、仕事に関する決定で祖父母にほとんど系統的に優先権が与えられることがある）。この法律は、母、及び、父の間で等しく親の責任を確立すること、そして、子供が親の双方共へのアクセスが可能であることを規定している。それは、両親間に厳しい葛藤、矛盾、分離、及び、離婚がある場合でも然りである。更に、家族の調停、及び、保護の割り当ては、民法（Civil Code）に書かれている。子どもの親が結婚しているか否かに拘らず、全ての子供は法の見地から見ると平等の権利を有している。最近、継承法に関する嫡出子非嫡出子の間の区別は、廃止された。

最も重要な点は子供のアイデンティティに一致して与えられる。

フランスにおいては、宗教、または、民族の起源に関係なく、強い共和主義思想と非宗教的な伝統は、平等の権利を持つ市民個人に帰属する。例えば子どもが保護を要する時には措置の選択に際して、心理学的配慮は子どもの言語や文化背景よりも大きな比重を占める。にも拘わらず、アフリカのイスラム教

の子供のためにフランスカトリックの里親を選択することがあるかもしれないが、注意すべき点は、子供自身の文化背景及びアイデンティティの一致を尊重することであろう。

両親の文化的背景にも同じく高い価値が置かれる。

児童福祉部門と児童に関する法廷の何れもが、子どもに関する決定を行う際には、家族の宗教と文化的背景に配慮すべき事が法律で規定されている。

おそらく、最も衝撃的な事柄は親権の重要性であろう。

フランスの子ども保護システムの特徴は、考え得る最良の条件下で子どもを養育するために、国家と両親が強い同盟を組む点にある。家族と公共の権力が、共和国の将来の市民を育てる為に利害関係を共有することが一般に認められている。このように、例えば、児童福祉部門と子どもの法廷が法律で結ばれており、子どもに関する意思決定を行う際には家族の協力を要請している。

子供を育てる際に援助をする事は、共通基盤を追求する義務であり、フランスの子ども保護システムの特異性のうちの1つである。このシステムの下で、政府は、親の欠点と制約とを次第に補償する事になる。

要約すると、フランスの子ども保護の方針は、家庭を全体として重く考え、子どもにあまり中心を置いていない。フランスの全ての子ども保護法の指導原理は、私的な範囲に対して公的機関の介入は家族への支援を提供し、そして、子どもは彼／彼女の家族として結ばれ、保証される事になる。

子ども保護システムは車の両輪

フランスの子ども保護システムは、2つの分離した分野で組織されている。

§ 1958年に作成された司法による保護

§ 1959年に作成された行政上の保護

司法による保護

司法による保護は、国家によって管理されるが、同時に県および自発的な組織の援助を受ける。それは、少年判事が決定する社会介入の全てを含むものである。Civil Codeの375条の意味するところは、子どもの親または保護者の要請をもとに、少年判事によって命令された保護対策から開始される。もしくは、検察官の要請から開始され得ることを示しており、それは、未成年で親権に縛られた子どもの健康、安全、または、道徳的発達が危険である、もしくは、彼の／彼女の躰・教育の状態が著しく損なわれている場合に適用される。

フランスの法律システムでは、少年判事は二重の司法権を持っている。年少者の犯罪者に関しては刑事上の判事であり、不適切な親権乱用とか子どもの虐待、ネグレクトによる明瞭な危険が存在し、子ども保護を必要とする場合に関しては民法的な判事として。これらの判事は、公的権力から独立している。彼らの役割は行政を行う判事である。

少年判事の役割は未成年犯罪に対処するために、1945年に作成されたが、このように犯罪、または、軽犯罪の罪で告発された未成年者に特定の状態に対応している。1958年に少年判事の司法権は、子供を物理的、もしくは心理学的な危険から保護するために拡張された。この判事は私的な家族問題に介入できる幅広い力を持っている、と同時に、判事・彼または彼女の決定を動機づける危険を特定することは、判事自身に責務がある。分離とか離婚の場合の子どもの監護権に関する親の葛藤や、親権に対する疑惑はFamily Judgeの管轄内に残る。少年判事は、親権の乱用若しくは放棄の事例にのみ介入する。

通常は児童福祉部門から発せられる子どもの危険に関するレポートは、検察官によって少年判事に伝えられる。

警察組織は子どもや思春期青年を専門にし、検察官または少年判事の要請で、子供の虐待、ネグレクトの主張を調査する際重要な役割を果たす。

報告は強制的であるから、フランスの子ども法廷は、児童虐待、ネグレクトの疑いの事例が常に増加する事態に直面している。法廷に委任されたアセスメント評価は、司法制度においてこれらの事例の人道的で、効率的な扱いを促進するためにフランスで開発された手続きである。

詳しい決定を作成する際の援助を得るために、少年判事は子ども保護サービス機関を指示して深層心理の評価（non-depth evaluation）を行うことができる。法律によって定義された法廷に命令された評価の目的は、子供のパーソナリティの評価をし、そして、子どもの家族と社会環境を含むように評価の有効範囲を広げることである。究極的に、法廷に命令された評価のゴールは、2つの面を有する。少年判事が情報に通じた決定を行うのを助け、そして、実行可能な措置計画を展開する事から家族を支援する。

複雑な家族状況は子どもの健全育成に重大な脅威となるから少年判事は早急かつ強力な決定を行う権限を与えられている。それにもかかわらず、子どもを保護する親の能力に関して疑惑または確信が持てない場合、少年判事は家族状況について法廷に命令された評価の時間を充てるために、判断を一時的に中断することに決めるかもしれない。この方策は家族による抗議に支配されない。

ソーシャルワーカー、心理学者、及び、精神科医から成る学際的なチームは、評価を実行する。機関や家庭訪問で行なわれたインタビューやテストにより、評価プロセスは、異なる設定における異なる人々と共に考えを述べるために、家族に十分な機会を提供する。そのチームには、問題を定義するために、関係当事者の間で通信を促進し、そして、可能な解決策を提案するための最高6ヶ月がある。

この期間が終わる前に、評価チームはその結論を報告書に作成し裁判官に送る。

法廷に命令された評価は、家族の履歴を考慮する。家族環境を理解する試みとして、世帯構造、住宅、家計、雇用、通学状況、余暇活動等に関する質問を提起する。同様に、欠陥のある子育て、結婚の葛藤、社会分離、大学中退、失業、物理的もしくは精神の病気、虐待ネグレクトの疑い、が明らかになる。少年判事は以下の措置の何れかを選択する事になる。1は、心理学的な、精神医学的な、医学的な、専門的な、あるいは職業上から特殊な検査を指示すること、2は、判事／彼または彼女が単にそのチームに対し上記の方法の全て若しくは幾つかを指示をする事である。

どの方法を使っていたとしても、全体の目的は、子供と家族が遭遇した困難を評価することであり、変更しうるキャパシティを測定する事であり、更なる処置が裁判の文脈の中で必要であるかどうかを決定する事であり、そして、もしそうであるならば、どの様なタイプの措置が可能かを定める事である。

少年判事の作業が、家族と子どもについて限定的なもの或いは標準の理想的なものを急いで纏める事よりも、より開いた、そしてより柔軟な態度で維持作成するために、評価（アセスメント）作成の期間は充分に取られている。

少年判事は6ヶ月の期間内にバックグラウンドまで遡って調べるのであるが、判事・彼／彼女は子供の保護のために、そしてその必要性が生じたときには、緊急措置をとる究極の責任がある。子ども裁判官の存在は、安全網ネットの役割を果たしており、家族の状態が悪化した場合でも評価チームを解放して仕事を続けさせる事が出来る。

6ヶ月の期間の終りに、少年判事は事例に関連している家庭と担当したソーシャルワーカーの前でヒアリングを開催する。家族は弁護士によって援助され、そして法律上のサービスに対し自由な立場をとる権利がある。法廷で指定された子どもの弁護士は、同様に子供を援助する事が出来る。

子供と、彼／彼女の親、または法定後見人との間に利害衝突があるとき、もしくは、親または養育者に対して容疑が強い時、「Ad Hoc Administrator」[その場限りの執行者]は、子供の利益を代表する。ヒアリングの際には、少年判事は家族の協力を求めなければならない。子どもに関する意思決定を行うときは少年判事は、家族が示す宗教の、そして文化的な選択を考慮する必要がある。

最初の6ヶ月の期間以降、少年判事は子ども保護サービス機関に命令を出すことができ、子供が家族の中に残ることを可能とするサービスを行わせること、支援を実行させることができる。この事は親権に対して制限を加える事であり、支援サービスが義務的であり、かつ少年判事が命令している限りに於いてであるが。同様にして少年判事は家族と離れて子どもを措置する権限を持っている。児童福祉部門と協力して広義の家族による保護、もしくは非営利団体と共に協力する事も。そのような場合、少年判事により決定された範囲の中で、親は親権を保持する。子どもの居場所や年月の経過による発育は親に通知されなければならない。もし可能ならいつでも親と子供の間接触が保たれる。どの様な措置であっても最終目標は子どもが家庭に復帰する点にあるから、接触を保つことは激励となる。

行政上の保護

この部門は、自主的セクターを用いて行政上の保護をコントロールする。家庭と社会福祉に係るフランスの立法は、社会福祉プログラムを開発し、困難に直面している子供と家庭に対し支援サービスを用意することである。直面する困難の状況は子どもと家庭の平衡を決定的に損なうものである。このことは、親、擁護者、または子どもの健康、健全育成、教育の専門家達の要請を支援する種々の異なった形態を揃える事になる。

フランスの法律によれば、上記の事項は以下への部門の責任である。

- § 子どもと家庭が直面する社会問題が「両者の均衡を決定的に損なう」危険に対して、子どもと家庭を財政面から、教育面から、そして心理学的な面から援助をする。
- § 集中的な活動を組織し、影響力の小さい活動は避け、子どもと家庭の社会統合を促進すること。
- § 緊急援助を実施する。
- § 家族の要請に基づいて社会サービス機関でケアされている子どものニーズに応じる。
- § 子供の虐待、ネグレクトを防止する施策をとること。

ソーシャルサービス部門の構成は、一般的ソーシャルワーカーを主体とし約5000人の居住者が住む地域に関して責任をもつ。これらは、「一般開業医」の社会活動とする。

児童福祉部門の構成は、ケースワーカー、グループワーカー、心理学者、母親へのヘルパー、及び、家庭訪問者とする。全員が専門職として、予防活動サービス、保護活動のサービスに従事し、“危機にある子ども” [at risk children] に対しては子どものシェルター配備を含む。

児童福祉部門の更なる責任は、若い母親の出生前から出生後に至る新生児ケアが含まれる。若い母親は社会的な問題によく遭遇するし、捨て子へのケア、行政サービスに乗らない子ども達、養子に出され

る子ども達、などへのケアも含まれる。

母子ケアサービスは、妊婦、母親と6歳の以下の子どものための公衆衛生サービスである。その目的とするところは、家族の困難な状況を支援し、そして、子どもの虐待、ネグレクトを防止することである。それは、小児科医、助産婦と医師の監視下で働く赤ちゃん看護婦から成りたっている。家庭訪問は、母児サービスの重要な構成要素である。

これらの様々な形の行政上の保護は、子どもの保護にあたる専門家からみて大きな葛藤がない家族との間で自主的に、契約関係に基づいて、適切な援助として提供するものである。司法による保護が要請されるのは、子どもに明白で差し迫った危険があり、同時に家族の側で契約関係に進むことを拒絶する場合である。そのような場合、更に高いレベルの権威措置に頼ることで、義務的保護対策を課す事が可能になる。

フランスシステムの良い点、悪い点

行政上のそしてまた司法による子ども保護システムの法律上の基礎における共通点は、子供が「危機にさらされていれている」もしくは、「危険が迫っている」と考えられる状況においては、親、養育者、子ども及び専門家の何れもが直接にどちらかの保護を請求できる点である。フランスの子ども保護システムの特徴的な点は、行政上の枠組から司法の枠組に移行する事が容易であり、また逆に戻る事も可能である。このシステムは、一人ずつの子供のニーズに適応し、かつ個別化された応答を与える非常に柔軟なシステムである。

しかしながら、テキストの法律用語例えば、「子供の平衡を乱す傾向がある問題」のような用語もしくは、「育った状況が深く損なわれていた」などは、広い解釈を必要とする。このシステムの複雑さと内在するテキスト用語の曖昧さは、家族や専門家の間でも混乱を招くものである。

親は、子ども保護の専門家が親に期待する事について明確な考えを常に持っているとは限らない。逆に、専門家も子育てに役立つ明確な考えを常に持ち合わせるとは限らない。

子ども保護の専門家は少年判事の介入を獲得するように相対的な安易な事を進めるが、これは司法のシステムに過度に依存するようにする傾向がある。フランスの少年判事の一人がこの事を旨く表現している。「正確には決して定義されないであろう考えが存在するならば、それは“危険”に関する考えである」。

結 論

最後に、フランスのシステムは、家庭の個人的な生活においても集中的な司法の介入への道を開くものであるが、この議論は行政上の、そして司法の当局の限界、またそれぞれの法律上のキャパシティに関する果てしない論議となってしまう。

フランスのシステムは、親権の欠如部分を民意の正義で置き換え、家族と子どもとの間の葛藤を仲裁するのではなく、個人が主観的権利を決定する為に個々の意志を集団の意志に置き換えている。

Gaby TAUB

2001年1月

参考文献一覧 省略

資料 4 観察対象となる個人ファイルの最低記載事項（ODAS：統一通報の様式）

個人ファイルは、子どもを観察対象とする場合の最初の判断資料であり、この情報は対象児のその後の処遇（観察対象から除外、行政的援助対象、虐待対応、検察官対応への移行、その他）の基礎となる。対象児・家族の特徴を統一通報 **signalement** の様式で記載している。

基本的には県政府の提供する児童社会福祉扶助（援助）機関 A S E がサービス援助目的で作成する。極端な緊急事態では、A S E が作成・判断した原因や動機等の全資料が複写の形式で共和国検事に伝達される。

このような福祉機関と検察局との即時的な連携は、我が国においては全く考えられない機構であるが、フランスに於いては、1992年からの計画と提言に従って、福祉と司法両者（A S E et P J J）の協力対応が逐次的に進められてきた。この様式は両機関共同で作成されたものである。

この個人ファイルには、観察対象とする**最初の様式（入り口調査）**と、行政的または司法的援助の**終了時点の状況様式（出口調査）**がある。

この資料は**国家統計機関ODAS**に送られ、ファイル作成、集計、分析から国家統一統計を算出される。方法論は本文で解説した。

個人ファイルは最低記載事項として項目数を絞っているために記載が簡単であり、電算化されている。様式はチェックリスト形式である。米国など先進国と比較しても大きく進んだシステムである。

個人カードの最低記載すべき事項

観察対象のための 入り口 調査

通報日時： _____

子どもの身分登録番号： _____

市町村コード番号： _____

I. 情報源

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 県の社会サービス | <input type="checkbox"/> 5. 子ども本人 |
| <input type="checkbox"/> 2. 他の社会サービス, アソシアシオン | <input type="checkbox"/> 6. 家族 |
| <input type="checkbox"/> 3. 教育機関 | <input type="checkbox"/> 7. 他の子ども |
| <input type="checkbox"/> 4. 他の専門機関（病院, 警察, 市町等） | <input type="checkbox"/> 8. 家族の友人, 隣人, 親類 |
| | <input type="checkbox"/> 9. 匿名の人 |

調査時の子どもに関する一般的データ

II. 性別 1. 男 2. 女

III. 生年月日

IV. 同居の子どもの人数

V. 家族の状況

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 両親同居 | <input type="checkbox"/> 6. 親類（祖父母、伯父、叔母等）と同居 |
| <input type="checkbox"/> 2. 母子家庭 | <input type="checkbox"/> 7. 受入れ家庭 |
| <input type="checkbox"/> 3. 父子家庭 | <input type="checkbox"/> 8. 施設入所 |
| <input type="checkbox"/> 4. 再婚家庭（母親の連れ子） | <input type="checkbox"/> 9. 信頼できる第三者宅 |
| <input type="checkbox"/> 5. 再婚家庭（父親の連れ子） | <input type="checkbox"/> 10. その他 |

子どもと同居している大人の雇用状況

VI. 父, 義父, その他

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 通常雇用者 | <input type="checkbox"/> 3. 失業, 求職 |
| <input type="checkbox"/> 2. 保険的雇用（若年雇用, 見習い） | <input type="checkbox"/> 4. 無職（老人ホーム入所, 年金生活者, 障害者, 学生） |

VII. 母, 義母, その他

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 1. 通常雇用者 | <input type="checkbox"/> 3. 失業, 求職 |
| <input type="checkbox"/> 2. 保護的雇用（若年雇用, 見習い等） | <input type="checkbox"/> 4. 無職（老人ホーム入所, 年金生活者, 障害者, 学生） |

職 種

VIII. 父, 義父等について

- 1. 被用者（事務職, 商業, サービス業）
- 2. 工場労働者
- 3. その他
- 4. 不明

IX. 母, 義母等について

- 1. 被用者（事務職, 商業, サービス業）
- 2. 工場労働者
- 3. その他
- 4. 不明

X. 本人についての以前の通報の有無

- 1. あり
- 2. なし
- 3. 不明

XI. 本人の兄弟姉妹についての以前の通報の有無

- 1. あり
- 2. なし
- 3. 不明

評価に関する事項

XII. 通報の原因

- 1. 子どもに関する情報（子どもの生活における新たな要素）
- 2. 専門家と家族（子ども）間の紛争
- 3. 不十分な援助又は誤った養子縁組
- 4. 虐待

XIII. 家族の中の主要な危険因子（3つ選択）

- 1. 夫婦間の仲たがひ
- 2. 別居，離婚
- 3. 転職，失業
- 4. 経済的困窮
- 5. 両親の養育不能と未熟
- 6. 依存症：アルコール依存症，麻薬中毒
- 7. 両親の精神病
- 8. 病気，障害，片親の死亡
- 9. 放浪癖
- 10. 環境上の問題
- 11. その他

XIV. 分類

- 1. 危険にある子ども
- 2. 被虐待児



危険な分野

XV. 主要な原因

- 1. 教育
- 2. 養育
- 3. 道徳
- 4. 健康状態
- 5. 精神的健康
- 6. 安全

XVI. 二次的原因

- 1. 教育
- 2. 養育
- 3. 道徳
- 4. 健康状態
- 5. 精神的健康
- 6. 安全

XVII. 危険の原因となる人物

(二つ選択)

- 1. 子ども自身（行為による）
- 2. 子どもの家族
- 3. 家族外の環境
- 4. 子どもの入所施設



虐待の種類

XVIII. 主要な行為

- 1. 身体的虐待
- 2. 性的侵害
- 3. 精神的虐待
- 4. ネグレクト

XIX. 二次的な行為

- 1. 身体的虐待
- 2. 性的侵害
- 3. 精神的虐待
- 4. ネグレクト

XX. 推定される主要な人物

(二つ選択)

- 1. 父
- 2. 母
- 3. 義父
- 4. 義母
- 5. 兄弟姉妹
- 6. 拡大家族
- 7. 家族の友人，隣人，親族
- 8. 子どもの友人，他の子ども
- 9. 施設の職員，施設自体
- 10. 不知の人物
- 11. 不特定人物
- 12. 不明

XXI. 評価後のA S Eによる決定

- 1. 所内処置
- 2. 医療または教育的処置
- 3. 行政的解決
- 4. 法廷への送致

評価後のデータ

XXII. 行政的解決

- 1. 受入れ家族への一時預かり
- 2. 施設への一時預かり
- 3. 保育ママの受入れ
- 4. 経済的援助
- 5. A E DまたはA E M O
- 6. 家庭教師
- 7. 家庭への手厚い総括的援助
- 8. その他

XXIII. 法廷への送致

- 1. 緊急処置
 - 2. 子ども担当判事への事件係属
 - 3. 後見判事への事件係属
 - 4. S E A Tの事件係属
- 調査機関
- 5. 警察
 - 6. 憲兵隊
 - 7. その他
- 8. 予審判事への事件係属
 - 9. 家庭問題判事への事件係属
 - 10. 他の検事局への送致
 - 11. A S Eへの送致
 - 12. 一時的処置
 - 13. その他
 - 14. 返答待ち

観察後の措置についての 出口 カード

行政的または司法的保護の決定後に A S E の観察終了時の出口カードを示す

I - 識別データ

- 【1】 身分登録番号
【2】 性別 1. 男 2. 女
【3】 生年月日 年 月 日

II - エントリー (入力事項)

- 【4】 保護開始の年月日 年 月 日
注： 1. 観察に入る原因となった通報を受けた日付
2. 検察官へ直接通報したときは保護を開始した日付
- 【5】 A S E の保護を受けた経験の有無 有 無
- 【6】 初めて A S E の保護を受けた日付 年 月 日
- 【7】 保護を受ける主な要因
- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 被虐待児 | <input type="checkbox"/> 危機にある子ども |
| <input type="checkbox"/> 1. 身体的虐待 | <input type="checkbox"/> 1. 身体的健康 |
| <input type="checkbox"/> 2. 精神的虐待 | <input type="checkbox"/> 2. 精神的健康 |
| <input type="checkbox"/> 3. 性的侵害 | <input type="checkbox"/> 3. 安全 |
| <input type="checkbox"/> 4. ネグレクト | <input type="checkbox"/> 4. 道徳 |
| | <input type="checkbox"/> 5. 教育 |
| | <input type="checkbox"/> 6. 養育 |
- 【8】 A S E によってなされた最初の行動
- A - 最初の通報時に A S E が採った手続き
- 1. 臨時の行政的手続き
 - 2. 医学的または社会的措置の強化
 - 3. 司法的審査
- B - 法廷へ直接通報された後に司法当局によって託された未成年者のための活動

Ⅲ－子どもへの施策

- 【9】 A S Eの措置中に取りれた子どものための施策 他の施策
- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 補充的調査 | <input type="checkbox"/> 10. 小児精神学的調査 |
| <input type="checkbox"/> 2. 福祉または医療調査 | <input type="checkbox"/> 11. 他の医学調査 |
| <input type="checkbox"/> 3. 在宅での教育 | <input type="checkbox"/> 12. 適切な管理者の設置 |
| <input type="checkbox"/> 4. 一時的預り | <input type="checkbox"/> 13. 教育的支援 |
| <input type="checkbox"/> 5. 国家後見，親権の委託 | <input type="checkbox"/> 14. 障害の引き受け |
| <input type="checkbox"/> 6. 子ども担当判事による県への委託 | <input type="checkbox"/> 15. その他 |
| <input type="checkbox"/> 7. 保育ママへの預入れ | |
| <input type="checkbox"/> 8. 法的 A E M O | |
| <input type="checkbox"/> 9. 若年成年への援助 | |

Ⅳ－子どもの家族

- 【10】 家族に対する施策
- 1. 他の兄弟姉妹に対する行政的または法的な保護施策
 - 2. 社会手当
 - 3. 住居への援助
 - 4. 母子調査
 - 5. 社会調査（社会参入，文盲教育，職業教育，手当，等々）
 - 6. 家庭経済に関する助言
 - 7. 家族に関する技術的専門家の介入
 - 8. 緊急避難所
 - 9. 医学的，精神的調査と解毒治療
 - 10. 月額手当と A S Eの援助
 - 11. 他の原因による緊急援助
 - 12. 母子援助
 - 13. その他
- 【11】 子どもの A S Eへの入所以前の家族状況
- 1. 不明
 - 2. 社会サービス受給
 - 3. 母子保護サービス受給
 - 4. その他

V-終わり（退出） A S E等がとった全ての決定の資料整理

【12】 全ての措置経過中に子どもが居住した場所と期間

期間数	主な居住場所	期間の長さ（月または年）					
		1	2	3	4	5	6
	両親の住居						
	広い範囲の家族（親戚）の住居						
	家族からの離別						
	病院へ入院						
	全ての養育施設（寄宿舍、MECS）						
	既存施設以外の場所に受入れ						
	信頼できる第三者機関						
	自治的な居住施設・住居						
	専門職 _____						

【13】 終了の理由

1. 不明 2. 死亡 3. 家族の権利放棄 4. 少年（成人）の事実証言の破棄

子どもの状況の変化

5. 養子 6. 成年に達した 7. 親権・後見からの解放 8. 結婚

子どもの家族の状況が変化した

9. 家族環境が復帰した 10. 自主・自律性の復帰

他の措置への変更

11. 強制的病院入院 12. P J Jへ 13. 監獄 14. その他 _____

他の理由

15. 詳細に記載 _____

資料5 各年次の国家統計・再掲カード

(ODAS：統一通報の様式：要保護児童、県別)

2000年度に対する再掲カードの例



OBSERVATOIRE DE L'ENFANCE EN DANGER

Enquête sur les signalements de l'année 2000

ODAS - 37 boulevard Saint-Michel - 75005 Paris

Tel : 01 44 07 02 52 - Fax : 01 07 02 62

Pour toute précision s'adresser à Sandrine DOTTORI, chargée de l'étude, ou à Marceline GABEL, responsable de l'Observatoire de l'enfance en danger.

〈県名〉	〈部局の取扱責任者〉
	氏名： TEL：
	部署： FAX：

1. 危険状態の児（要保護児童）の категорияーと該当児通告の結果（結果記入のない案件は除くこと）

A S E への通報	2000			1999年再掲合計
	被虐待児	リスク児	危険状態の児	
司法へ送致				
行政対応				
医学・社会的対応				
子どもカード総計				

検事への通報	被虐待児	リスク児	危険状態の児

2. 過去に通告のあった児童の情報（本人自身につき計数し、兄弟姉妹は除く）

危険状態の児			
過去の通報	過去の通報なし	不明	危険状態の児合計

定義についての注意

情報： 通告と混同してはならない。危険状態の児の特徴的信息は家族、近隣や知人などの関係者がもとで変化しうるし、また扶助などの社会介入、本人や家族への医療や教育状況などでも変化する。

通告： 情報を専門家が評価した後に確定し、書類作成が終了したもの。特に行政的保護措置や司法的保護がなされた場合を指す。

被虐待児： 身体虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトの結果として、身体的もしくは精神的発達に重篤な結果をもたらした子ども。

リスクのある児： 健康上、安全上、道徳上、教育やしつけの点から或いは扶養の点から、危険にさらされた状況が存在する場合。

危険状態の児： 被虐待児とリスク児の合計。

結果記載のない書類： 気前よくカウント数に入れてはならない。

3. 被虐待児の区分：マルトリートメントの病型
(主要病型だけを記載してはならない)

	児童社会福祉扶助者：A S Eへの通告	
	2000	過去記録：1999
身体的虐待		
性的虐待		
心理的虐待		
ネグレクト		
被虐待児の合計		

4. リスク児の区分：リスクの要因
(該当児に存在するリスク要因を2個までまとめること)

	2000		過去記録：1999 (主要リスク)
	第1要因のリスク	第2要因のリスク	
教育			
生活困窮			
しつけ問題			
健康問題			
心理的健康問題			
安全問題			
リスクの合計			

5. 家族の問題として何が存在したか？
(通告の際の主要状況を3ヶ所記載すること)

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 両親の養育意欲、または方針の欠如 | <input type="checkbox"/> 社会や近隣と関係が保てない |
| <input type="checkbox"/> 夫婦間の不和、別居または葛藤 | <input type="checkbox"/> 経済的困難が持続する |
| <input type="checkbox"/> 他の感情的ショック、重い病気、死亡、投獄… | <input type="checkbox"/> 住環境の問題 |
| <input type="checkbox"/> 両親の精神病問題 | <input type="checkbox"/> 住所不定、社会からののけ者 |
| <input type="checkbox"/> アルコールまたは薬物依存症 | <input type="checkbox"/> その他 () (正確に) |

6. 経過検討について

子ども保護活動のファイルが終了したとき、あなたは子どもの事で走り回った過程を想起しますか？

- 常時 一度もない 時々

子どもの辿った経過評価のために、貴県の職場で検討会を行いますか？

- はい いいえ

資料6 国際児童虐待防止協会フランス支部：AFIREM との会議記録

日 時：7月8日（火）18h00～

場 所：AFIREM事務局（パリ小児病院内）

出席者：Gaby Taub（支部長、ソーシャルワーカー）、Dominique Girodet（小児科医）、

Caroline Mignot（小児科医）、Anne Tardy（少年判事）、

Nicole Ageneau（ソーシャルワーカー）、才村 純、松井 一郎

通 訳：近藤 寿雄

文書作成：松井 一郎

★フランス支部（AFIREM）の活動

【松井】：お世話になります。自己紹介をお願いします。

……松井、才村の自己紹介と今回の訪問先を話す……。

【支部長】：……AFIREMの活動の歴史など……。本日の会議のためにAFIREMから資料を用意致しました。AFIREMの会議が行われている訳ですが、全体会議の資料です。……これは年間2回AFIREMで出している雑誌です……専門家を相手にしたものです。……98年の法律とか……これは特別法ですね……病院に関する資料など……

【松井】 会議は毎年ですか？

【支部長】 いや、4年毎です。

……小児科医Aが遅れて到着……

【小児科医A】 遅れてすみません。赤ちゃんの急性の意識障害が入院し、遅れました……揺さぶられっ子かも……パリ近郊ではこのパリ小児病院に集中してきます。

【松井】 年間何人くらいですか？30人位ですか？

【小児科医】 パリ都市圏全体からきますから、年間100件以上ですね。赤ちゃんによっては、脳外科に行って、神経小児科には行かないこともあります。

【小児科医B】 ……遅れて到着……欲しい本はみんな見つかりました（松井が依頼した本のこと）。

【支部長】 ソーシャルワーカーがまだ一人来てない。今日は心理学の先生は来れないそうです。

【松井】 日本に帰ってから整理したい、記録を録音して宜しいか？

……OK。

【支部長】 英語で直接話すことができますが、どうしましょう？

【松井】私の英語は流ちょうではありません。説明と討論を記録するので、仏語の通訳を入れた方が整理しやすい、仏語で願います。

【小児科医B】（笑いながら）……訪問先にどうしてアンファンブルーを選ばれたか？

【松井】旅行社が選んだ、評判が悪いのですか？

【小児科医B】訪問先のここ以外は良いところですが、よく知っていますが。普通の組織は専門家が集まっています、発言も専門家の立場から、距離をおいてますが、アンファンブルーは素人集団で、自分の経験だけから、直接的な話しかしない点が問題でしょう。ダイレクトな発言ですね。

【支部長】小児科医BさんはAFIREMの創始者のひとりです。私もその一人です。AFIREMはもう22年の歴史があります。24年かな？創始は1979年です。1901年法に基づく民間機関アソシエーションです。

【松井】そうすると100年前の法律に乗っ取って出来た組織ですか？……

【支部長】そうです。

【支部長】我々の組織の特徴は、虐待児童に関する全ての専門家を集めている点にあります。

AFIREMの略語の意味は虐待児童の研究、教育、普及など…専門家も分野の違う人が集まっている。医師、判事、弁護士、警察、ソーシャルワーカー、精神科医、個人参加のかたちです。現在会員が800名です。フランスの至る所から来ています。

また、フランスの幾つかの地方には支部があります。勿論全員が集まるのは総会で、それぞれの地域では地域の総会があります。パリの本部では、幾つかの委員会が機能しています。

研究委員会、研修委員会もあります。毎年要望が出るの……

【松井】職種によって研修は違うでしょう、別々に行いますか？一緒のものもありますか？

【支部長】勿論その様に対象的を絞って研修を出来ますし、また、研修を行う組織は、AFIREMだけではありません。……彼女は、エデュケーターという仕事をしています。……現場に出て行ってワークグループの討論・指導などもやります。AFIREMの使命として重要な仕事に、援助所がありません、虐待は一人で問題対処するのが難しいので、分野の違う専門家の支援も重要で、専門家が関係者を支援するなどの体制を作ります。……

★フランス支部AFIREM発足の契機

【支部長】最初は国際児童虐待防止協会の会議で、皆がロンドンに集まり、その時に参加したフランス人が約80人いたが、お互いを全く知らなかった。

なぜフランス人同士が合わないのか、ということから、「フランスに支部を作ればよい」という事になりました。当時フランスの社会システムは、例えば母子保健システムなどは整備されていたし、指標や成績は悪く無かった。AFIREMの目的は、システムを作るのではなくて、当時の縦割り社会で

職種や専門家たちの間に大きな壁があったので、その壁を取り除く点にありました。お医者さんと法律家・弁護士などが一緒に話し合う事は全くなかった。その障壁を取り払って協力をしなければならない。皆で協力して児童虐待の防止を進めなければならないと考えた。

【支部長】 フランス支部の創設の理由は、第一に専門家の中に立ちの壁を取り除いて協力すること、第二に当時は専門家や子どもに関わる職種で虐待に関する教育する事はなかった。そこで、教育・啓蒙を進めよう。第三は、こうした活動は行政当局から離れた場所で話し合う活動する事が必要と考えた。

当時の専門職種の人たちの多くは、虐待への意識があまり高くなかったので、AFIREMに関心を寄せてくれなかった。医師、判事、ソーシャルワーカーなど、など。そこで、AFIREMの研究会などで、ショッキングな事例、写真などを使って、関心を向けさせた。初期の頃は身体的虐待、身体の虐待が非常に多く、すぐ目につくわけです。性虐待などは割に最近のものです。

【松井】 日本も大体同じ経過ですね。日本の組織はJ a S P C A Nと言いますが、8年を経過し今年で9年目になります。性虐待の数はまだ非常に少ない。

【支部長】 虐待は他に、ネグレクトとか心理的虐待とか多くの種類があり、その援助なども非常に難しい。さらに、虐待は文化の違いによる括弧付きのものがあります。日本は文化の違いによる虐待は少ないでしょう？

【松井】 日本は単一民族だから文化の差は少ない。

★日本のJ a S P C A N活動

【才村】 日本のJ a S P C A Nは、大都市の回り持ちで、毎年1回大会を行っています。去年は丁度東京で大会が行われました。2500人の人たちが参加し、職種を越えての協力を行いました。その時の事務局を我々（わたし）が務めました。その世話で本当に死にそうになりました。

【少年判事】 ……私たちもよく分ります。お二人の経歴を詳しく教えて下さい。

【松井】 私は小児科医で約20年間虐待問題に取り組んでいます。J a S P C A Nの創立に関わって、1997年に横浜大会を行いました。7年前ですが、1,500人集まりました。皆さんと同じように虐待問題で苦労を続けております。

【才村】 私は児童相談所、フランスのA S Eに相当する所で、ソーシャルワーカーとして働いていました。14年間です。その後、10年間大阪府政府で障害福祉の仕事をしました。その後3年間厚生省の児童福祉専門官として、主に虐待対策の行政の仕事をしました。4年前に研究所に移り、厚生省の委託で児童虐待の政策的な研究を行っています。この研究所は3本の柱があり、1は母子保健、2は少子化対策、3は虐待対策です。私は後者二つの担当です。

……少子化の対策はいろいろの政策があるでしょうね？

【才村】今日は虐待に絞ってお話願います。

……

★フランスの活動はレベルが高い？

【松井】質問を沢山用意し、既にe-mailで支部長に送っております。こちらに来る前にはフランスの虐待対策について私は何も知りませんでした。しかし、最近 I S P C A N（国際協会）の調査の本（2002年発行）を読みました。そこでは、フランスが世界で一番虐待対策の活動度が高いと書いてありました。次がスコットランドで、アメリカやその他の国は活動度が中等度か低い。

……（支部長以外は知らなかったらしい……各人驚いている発言）

【支部長】その通りだと思います。しかし、フランスは前世紀の初めから母子保健や子どもの健康に関する措置などに力を入れてきましたし、医学の進歩も大きく預かっている事でしょう。

【支部長】しかし、ある時期から「政治」が子どもの重要性を認識した、その結果、政治・国が「家庭」の問題に介入する様になり、結果として、教育とか家族援助とか、家庭・子どもの健康とかを充実するようになり、家庭に介入する様になった。

★虐待の定義

【松井】虐待と「しつけ」をどう区別していますか？

【支部長】体罰を受けた痕跡があって連れて来られる子どもは3才以下が多いのです。しかし、3か月、6か月でしつけは無理でしょう。しかし、学齢期に虐待を受けている子どもはもっと早い時期から、虐待をうけて、例えば乳児期から虐待されていることが少なくありません。虐待はもっと小さい時期から始まっているので、ただ眼に入らなかった。日本で乳児の虐待はありますか、多いですか。

【松井】非常に多いです。

【支部長】養育時の文化の違いもあるでしょう。12才の子どもで、何度も家出をする子どもで結局施設に入れられました。親はアフリカ人で、共和国検事が親に説明しました。その子は外傷の痕跡はありませんでした。検事は「子どもの扱いが悪い（マルトリートメント）」と説明しました。虐待としつけの区別の大枠はありますが、個々の例で区別をするのは難しい。ケースバイケースで判断しています。

【少年判事】…私の仕事は少年判事です。その仕事は、ご存じと思いますが、子どもの保護をするのが役割です。例えば子どもが施設に入れられたとしても、家族との連絡を取ってあげるとか、親と子どものきづなを取ってあげる事も大事な仕事になります。勿論、場合によっては、家族が面会禁止の時もあります。私の仕事とは別に、予審判事がいて、この仕事は犯罪者を特定する仕事を行います。

★通告義務の問題

【才村】虐待の定義で、ケースバイケースとおっしゃったが、我が国で通告義務違反に対して罰則を設けるべきだ、と言う議論があります。罰則を科す以上は、こういう行為は虐待であり、これは虐待でない、と言った整理をする必要がある。その整理が出来ない以上は、罰則は科せられない。フランスは罰則を科しているが、その点をどうクリアしているか、教えて戴きたい。

【小児科医 A】……医師の診断書を使うこともあるし、医師（彼女）の場合、心身の虐待、… …？

【少年判事】フランスの場合は、通告義務を怠って罰則の適用となるのは、証拠がある場合だけです。

【才村】そうか！

【少年判事】証拠があるときだけ罰則対象となります。例えば、親が虐待しているのを隣人が通告しなくても、よほど酷い場合以外は（証拠がある？）訴追されません。親自身は少年判事の親権剥奪など対象にはなるが。

【才村】結局は証拠による場合だけという事になると、証拠を掴める医師とか、ソーシャルワーカーだけに限られて、一般の人の場合には適用出来ない事ですね。

【少年判事】…通告は、通告をする人は一般市民と言うよりは、学校関係であるとか、産婦人科の医師だとか、ソーシャルワーカーとか、それが大半です。

【才村】確認しておきたいのですが、一般国民でも証拠を掴んでいるのに通告しない場合は、通告義務違反になるのですか？

【少年判事】…その場合は、その人が証拠を持っているという、別の人の証拠が必要になります。…

★少年判事の仕事

【松井】日本には「少年判事」の制度はありません。近いものに家庭裁判所があります。家庭裁判所で扱う虐待の事例は全国で見ても極めて数が少ない。フランスの場合法廷で扱う例は多いのですか？

例えば、少年判事の……さんが、現在この地域で扱う例は年間どのくらいで、そのうち保護措置に移行するのがどの位で、犯罪として別の判事から訴追されるのはどのくらいですか？

【少年判事】いま、私はパリの11区の少年判事として仕事をしていますが、私が扱う書類の数は年間400件程度です。そのうちの2／3が子どもの保護の仕事で、1／3は少年非行です。

9月からパリに来たばかりですが、児童虐待の例は shaken baby が1例あっただけです。前の職場では、パリの郊外の職場でしたが、年間600件はありました。この時は保護の仕事と非行が、半々くらいでした。保護の対象の一部が虐待でしたが、その比率はよく分かりません。パリ郊外の地区では、住民の文化の違いとか問題が多く、いろいろの問題があり、虐待を特定する事が容易ではありません。女性性器の切除の文化もあるわけですね。

★リスクのある子どもと家庭

【松井】小児科の先生に伺いたい。at-risk children 例えば双子、未熟児、障害のある子ども、などは、虐待を受けやすいのですが、そうした子どもを持つ家庭は、予防的な援助を受けるとか、そうしたシステム・仕組みはどうなってますか？

【小児科医B】確かにそうした子ども達にはリスクがありますが、レッテルを貼ることはいけないと考えています。それらの子どもについてより良い診断が必要で、……

【松井】援助などのシステムは無いということ？

【小児科医B】初期の時代は未熟児などは重要な問題であったが、現在はリスクの要素が変わってきている。shaken babyの問題なども…… あれはむしろ非常にいい家庭の子どもに多く、これは、夫婦が子どもが生まれても自分たちの生活を変えたくない人に多い。…これもリスクの要素と思います。…

【松井】子どもが生まれてから助産婦、看護婦、ソーシャルワーカー等が家庭訪問をすれば、問題のある子ども（例えば未熟児…）や、家庭の様子が分りますが、その仕組みはありますか？

【支部長】…勿論です。それは妊娠の時代から、家庭への訪問や援助の仕組みが作られています。…フランスでは、殆どの場合、病院、医院で出産します。二、三日は病院にいますが、退院した後に訪問があります。フランスの社会保障、医療保障の制度は整備されていて、母子の保障制度はPME（日本の保健所制度に似ている【松井】）とあって、毎日ではありませんが、PMEが出産の後、家庭に専門家を訪問させています。

【松井】その訪問は家庭では嫌がられませんか？

【支部長】フランスの場合そうした育児などの専門家の訪問を受けることと、自分から医療機関を訪問して相談を受ける事も出来ます。訪問をうける場合、嫌がられる事はありません。

唯、何らかの事情で、子どもの入院が長引いていると、その時の訪問が親に嫌がられることもあります。フランス全土で母子保健PMEの行政のシステムで援助が行われていると言っても良いと思います。この制度は多くの家庭で問題なく受け入れられています。

【松井】PMIは学校に行くまで続けられますね？

【小児科医A】そうです。小学校に行くまでです。

…赤ちゃんが生まれると、7、8枚の無料診断券が母親に渡されます。それが、診察を受けることを促しています。

【支部長】PMIは妊娠中からの助産婦サービスも含まれます。助産婦が、家庭訪問し、何か問題があると産婦人科医に伝えます。

【松井】産後うつ病も無料診療の対象になってますか？

【支部長】うつ病を特別には扱ってません。一般的なシステムで対応しています。

★児童司法保護機関 P J J

【才村】少年判事さんに伺いたい。少年判事は児童司法保護機関 P J J に属してられる。P J J は育成扶助措置を行い、親にその旨を伝える、非常にソーシャルワーク的な家族援助の技術が求められる。そこで、少年判事になるためにはどのような教育を受けられて、P J J に配属になった後、どのような研修を受けられるのか、伺いたい。

【少年判事】まず法学部の博士課程を卒業し、司法官の専門学校で2年間の専門教育を受けます。その後、現場の研修と司法論理を交互に受けます。その後卒業試験があります、それを目出度く通ると資格が与えられます。

【才村】司法試験ではないですね。養成学校の卒業がそれに代わるわけですね…

【少年判事】試験は共通ですが、資格を取ってから、予審判事になるとか、少年判事になるとか、分かれて行きます。

【才村】弁護士になれますか？

【少年判事】弁護士は全く別です。今話したのは、司法官になる為のコースです。

【才村】司法官の養成コースのカリキュラム中に福祉的な援助の教育が含まれていますか？

【少年判事】外部からの講演者が講義をしました。「どうした理由で家族援助をするのか？」など、それを受講しました。司法官の専門学校の中には、裁判官とか検事のキャリアばかり考えていて、他のことに興味のない人もいますが、みんな同じ授業を受けます。子ども専門の判事を続ける人は少ないのです。私は25年間少年判事を続けていますが、これも素晴らしい事と思います。

【才村】日本では福祉の勉強をしていない判事が法律の解釈のみで、いろんな問題を判断をする仕組みになってます。

【少年判事】適切な判断をするには、福祉や関連の勉強がないと困るのではないですか？

★児童社会援助局 A S E

【才村】児童社会援助局 A S E などのソーシャルワーカーの数の配置は、自治体により格差があり異なると思いますが、フランスの場合、国としての配置基準は全く無いのですか？

【支部長】児童社会福祉に関する職員についての規定はあります。一定数の住民に対して何人といった規定なんですけど、それは、先ほどの A S E 職員の数の規定ではありません、全体の基盤の数です。虐待とか個々の仕事に対する人数の規定はありません。

【才村】例えば人口10万の都市で福祉関係に従事する職員を何名配置しなければならないかと言うことで、内訳は無い？

【支部長】内訳はありません

【松井】P M E 母子保健の職員の数はどうなっていますか

【支部長】各県で大きな差があり、県が経済と政治の状況を考えて決めることです。

【才村】1980年代に地方分権が進められてますが、その流れを汲むのでしょうか？

【支部長】そうですね、1980年代の地方分権の流れに沿ったと言って良いと思います。ですから、国の仕事から地方の仕事に移っている部分があります。今、この事を書いているので何れ資料を送ります。

★ソーシャルワーカーの諸問題

【才村】日本で一番苦慮している議論があります。ソーシャルワークの専門性が行政官に理解されない点です。ソーシャルワーカーは人柄が良くて、親切であれば誰でも勤まる！ではないか。従って国が資格を規定するのでは無くて、それは自治体に任せばいいではないか、と言うことです。ところが、フランスでは、全員が国家資格を取っているわけです。「そのポリシーは何か」を教えてください。

【支部長】ソーシャルワーカーの問題は国が、社会が家族の中の問題に入るようになってからです。社会が家族に注目するようになってから始まったわけです。抑制する部分と援助する部分、つまり、ムチとアメですか、二つに分かれるわけですが、ソーシャルワーカーは一部では子どもを取り上げてしまうという点で嫌われていることもあります。実はそれだけではなくて子どもに対する援助を取付けてくれる、その2面性を持っています。アメリカも日本について才村さんがおっしゃった感じがありますが、アメリカには、ソーシャルワーカーに二つのレベルがあります。資格試験を要する難しい高いレベルのものと、易しいのには資格は要しません。児童虐待の様に難しい問題に対処するのは、資格を持った人でないと対処出来ません。

【才村】いまアメとムチの話が出ましたが、フランスの場合は、ムチの部分はP J J、司法機関が握っていると思いますし、児童保護機関A S Eはどちらかという援助に徹する、と分かれていると思います。日本の場合はソーシャルワーカーがムチとアメの両方を持っているんですね。

【才村】要するに、日本のソーシャルワーカーは大変で、バーンアウトの問題が出てくるんです。そこで、フランスの機能分化されているシステムを詳しく知りたいわけです。

【支部長】両方の仕事をしたら信用も得られないし、仕事もなかなか難しいでしょう。

【才村】そうした事だから、ソーシャルワーカーが親から殴られるとか、ナイフで追っかけ回されるとか、……

【支部長】彼女はソーシャルワーカーですが、聞いてみましょう……

【ソーシャルワーカー】私自身の経験ではそうした事はありません。もしそうしたことが有るとすれば、会話の滞り、とか…

【才村】対応技術ですか？……

【ソーシャルワーカー】前に務めていた所のソーシャルワーカーの一人が、父親に暴力を振るわれた、次第に怒り狂ってきて…友人はその時父親に何故か一寸したこういう動作をしてしまって、結果、

爆発してしまった。従って、心理学的な対応技術の問題も重要です。

【松井】それはたまたまの例ですか、あるいはよくある多い事ですか？

【ソーシャルワーカー】沢山は有りません。時にはありますよ。

【才村】それは、基本的にムチ（嫌われる部分）は、P J Jが持っていて、ソーシャルワーカーは援助専門…だから、そうしたことが起こるとは考え難いですね…

【ソーシャルワーカー】これまで殴られることは有りませんでしたよ。やはり、研修と経験は重要と思います。それから、恐怖心があってはいけない。また、守りにまわってはいけない。こうした経験は少しずつしか身に付かないものです。

【支部長】以前の事で、金曜日でしたが、お母さんは診療の必要があり、子どもを預けねばならなかった。お母さんは次第に興奮してエデュケーターに飛びかかった、こともありましたね。この場合は、精神的におかしい、問題のある人だったから、仕方なかった。精神異常の場合は手の施しようが無いことも有りますね。

【支部長】最後に質問はありますか？

【松井】二つあります。

A F I R E M資料のなかの流れ図を簡単に説明して下さい。それから、フランスの制度を分かり易く説明した英文の資料はいただけますか？

【支部長】その様にしましょう。

(流れ図の説明は省略)

【松井】長時間の会議で詳しく説明をして頂き有り難うございました。日本の「ふろしき」をおみやげに持参したのでお使い下さい。お忙しい中を有り難うございました。

帰国後に支部長 Taub 女史から e-mail で英文資料が送付されたので【資料 3】に翻訳添付した。

資料7 国際協会フランス支部：AFIREM との出発前連絡

AFIREM：Taub フランス支部長には会議の日時、質問事項等を予め e-mail した。
送信した主要メールの内容は以下である。

フランス支部 Taub 支部長あて (1)

@nifty メール：本文「Re: Short Visit-Investigation for Child Abuse in France」

Dear Ms. Dr. Gaby Taub : Chair-Person,

I found your name in recent ISPCAN Directory as a chair-person of French Society for Prevention of Child Abuse and Neglect.

I would ask you if you could help our short visit-investigation regarding child abuse in France.

Child abuse cases have seen a 20-fold increase in Japan over the past 15 years. Based on the latest survey, the number of new cases of child abuse estimated to arise is put at 34,000 per year.

With this as a background, the Ministry of Health, Labor and Welfare, Japan enacted the Child Abuse Law in the year 2000, with revisions to the Law to be made in three years (i.e., autumn of this year).

Rainbow Center was established in connection with this problem. It seeks to gather relevant information both from at home and abroad, and has begun training professionals in the field of child abuse.

Our Children's Rainbow Center at this time has been requested by the Japanese Ministry of Health, Labor and Welfare to conduct a field survey regarding child abuse in France and Germany.

The reason is that although both of these nations have been moving ahead with child abuse initiatives, they are virtually unknown here in Japan.

We wish to obtain as much information as possible overseas before undertaking the upcoming revisions to our existing Child Abuse Law.

The targets of our survey would include the following : the present status and incidence of child abuse, mortality rate, key measures in child welfare or abuse-related legislation,improvements taking place in government organizations dealing with child abuse, approaches to the problem, if any, by the private sector, hospitals or medical institutions, availability of child abuse information via organizations, involvement of law enforcement and courts, child therapy, new treatments, availability at facilities, etc. We would like to survey the systems now in place to deal with child abuse in these countries, and at the same time make a study tour to observe things on the front line.

We would also hope to see prevention measures in the field, to see what communities provide in the way of assistance to parents and children, along with any specific steps for at-risk children and at-risk families : for example, how many professionals are stationed where (e.g., midwives, nurses, welfare professionals, etc.), what legal recourse exists, the education and training of professionals, etc.

The Survey Team will consist of the following five persons, all of whom are members of the JaSPCAN :

Mr. Masato Hirayu	Lawyer, Vice-President, JaSPCAN
Mrs. Yukiko Takahashi	Jurist, Heisei-Teikyoku University
Mr. Wa-ichiro Iwashi	Jurist, Waseda University
Mr. Jun Saimura	Specialist in child social work, Aiiku Research Institute
Mr. Ichiro Matsui	Pediatrician, Children's Rainbow Center (Chief of Survey Team)

The Survey Team would leave Japan on June 29, and spend one week in Germany and France, respectively. As for places to visit, we are contacting lawyers, social welfare experts and medical people in the field. A few have answered (July : meeting with Prof. Dr. Wiesner in Berlin : suggestions regarding other facilities, etc.).

I sent a mail a week ago to Prof. Tilman Furnis, Muenster Univ., getting no response at present.

We would be most grateful if you could give us the names and how/where to contact heads of facilities in connection with our survey, particularly in connection with something proven to be effective in France, e.g., in-hospital systems (diagnoses, etc.), ways to deal with at-risk children (premature infants, twins, etc.).

Thanking you in advance for your kind reply.

Sincerely, Yours,

Ichiro Matsui, M.D.

Children's Rainbow Center : Japan Information and Training Center for Problems related to Child Abuse and Adolescent's Turmoil.

983 Gumisawa-cho, Totuka-ku, Yokohama, Kanagawa 245-0062, Japan

E-mail: 1) gzx01540@nifty.ne.jp 2) matsui@crc-japan.net

フランス支部 Taub 支部長あて (3)

Dear Ms. Taub,

I am sending you information on our detailed projects in connection with our visit-survey to France next month in an attached file of this letter.

Our projects are very wide-ranging and concern many areas of child abuse protection activities, so we hope to obtain or purchase basic manuals or textbooks on child abuse published in your country (written in French).

Is it possible to ask you to select some and prepare them in advance for our visit?

We have only five week-days in Paris in which to visit many agencies for our study, so there is very little time to go to bookstores. It would be very helpful if you could arrange to put together some of these materials needed for child abuse study.

Thanking you in advance for your kind reply.

Sincerely Yours,

Ichiro Matsui, MD.

添付ファイル 1

Detailed projects of the present survey (What we wish to know)

#1 Fundamental statistics on child abuse.

- ・ Do you have an "official" annual count of child abuse cases by the government?

- Do you have federal statistics or state statistics?
- Do you have records of child abuse incidence / child population / year?
- What is your impression of child abuse trends and characteristics?
- Do you have an "official" classification of child abuse?
- Does the classification involve physical abuse / child neglect / sexual abuse / or psychological abuse?
- Do you have death counts by child abuse / cases per year?
- How do you differentiate child abuse from discipline (bad upbringing) ?

#2 Major changes in the legal system for child abuse protection during the last century.

#3 Main strategic measures for combatting child abuse today.

- What are the major points for child abuse protection in your country ?
- Can we obtain the scheme diagrams or manuals you use regarding child abuse protection?
- What is the basic policy of the federal government for protection against child abuse?
- What is the state government's role in protection against child abuse?
- What is the relationship between the federal and the local government?

#4 Mandated ("officially" appointed) agency for child abuse reporting.

- Are mandated reporter and mandated reporting defined by law ?
- Do you have official mandated agencies or information centers in every community?
- Do you have telephone hotline in the community?
- Is there any penalty for child abuse reporting?

#5 Role of jurisdiction, courts (juvenile court), prosecutor, lawyer, or judge.

- Have judges enough experience in child abuse (and child welfare) cases?
- Do you have a system for training judges for child abuse (welfare) cases?
- Are the judges trained as specialists for child abuse cases?
- What kind of evidences do judges consider to be important?

#6 Role of Non-Governmental Organizations (Non-Profit Organizations).

- Are there many NGOs (NPOs) in a community?

- Is the basis of NGOs belonging to a religious party or other group?
- How the NGOs are supported financially?
- Is the NGO network active in the local community?
- What do you think about actual conditions and the significance of NGO?
- Does NGO act in cooperation with official agencies?

#7 Role of police.

- How many cases are reported to the police as child abuse?
- What action do they take after a child abuse case is reported to them?
- How many cases go to criminal court?

#8 Emergency custody

- How does a social worker investigate in the home?
- Are home investigations carried out by law?
- Is there coordination between social workers and police ?
- What kinds of care are provided for children under protection?
- How a social worker persuade a child abuse fact to the parents ?
- What is the role of the lawyer and judge in a case of emergency custody?

#9 Activity of social worker (Mr. Saimura).

#10 Procedures after child abuse reporting (relational flowgram).

- Do you have any flowchart (or manual) for child abuse reporting and the procedures after the reporting ?
- Can we have a copy?
- How a social worker "assess" es the reported children and parents?
- Do you have a standard on "risk assessment" for child abuse cases?
- Can we have a copy?

#11 Treatments for abused children and abusing parents

- Legal basis for the treatments? (federal or state law?)
- Treatment for children :

Give your opinion in regard to the following types of care : foster care : adoption : group home care : protective services (institutions, workhouse, reform school, etc.)

• Treatments for parents :

Please give us your opinion of the following type of therapy : counseling : classes for parenting : therapy program : self-perception : group therapy approaches : etc.

#12 Primary prevention measures for child abuse.

- Do you have a list of "at risk" children, parents, or families for child abuse?
- Do you have a support system in place for "at risk children" and their families as premature birth, or twin birth, etc. in the hospital or medical institutions?
- How do you maintain the "well-being" of children in the community?
- Is there a Legal basis?
- Who and what agencies support a "family at risk" in the community?
- Is there good cooperation between social workers and medical professionals (doctors, nurses, midwives, health visitors) ?
- Would you give us a rough idea of maternal-child health policy and activities in your country?
- Can we obtain printed information on Maternal-child statistics?

添付ファイル 2

#9 Activity of social worker (Mr. Saimura).

Present Conditions and Problems of Social Work in Japan

#1 Measures for social worker burnout syndrome

Help for abused children is characterized by intervention with or without regard for the parent's wishes, because it starts with information on a case of abuse. This will presumably result in some inevitable antagonism on the part of a parent. Especially in Japan, it is the child guidance centers which are vested with the principal authority or function to handle cases of abuse, including acceptance of notice, investigation (including site-visit), temporary custody (including legal custody), and introduction to child care facilities or foster parents. Therefore, cases are rapidly increasing in which a parent resorts to violence at the site inspection or threatens to take over or see the child in a case of authorized custody. Thus, excessive stresses lead to more and more social worker burnout. Mea-

asures to deal with such situations constitute one of the important problems.

We would like to obtain your views on the following :

Actual situations involving assault by parents and obstruction of welfare staff, together with the measures used to deal with them.

Staff stress and burnout situations and measures to deal with them (mental health and care for staff involved).

Appeal system available to parents.

#2 Training and securing social workers

Our Child Welfare Law in Japan certifies graduates from qualified schools specializing in training social workers or, social welfare or psychology university graduates for appointment to child welfare positions (social worker). However, the Personnel Administration of local governments does not recruit specialized workers: instead, it often appoints general administrative workers to serve temporarily on the child welfare staff, to avoid institutional stagnation. (Japan still basically depends on the lifetime employment system. To renew and revitalize personnel environment, a reshuffling of personnel generally takes place every three to four years. Since specialized workers' workplace is limited, many local governments do not wish to recruit them.)

Social workers must be highly trained professionals in terms of risk assessment and so on to cope with child abuse. However, general administrative workers are assigned only for short periods, making it difficult for them to gain cumulative professional experience/skills, and to train supervisory staff. This is a grave concern, and behind it all is lack of due public appreciation of the special nature of the social worker's task.

In this connection, we would like to ask about the following :

Situation and problems regarding the training of your social workers and the qualification system used.

Their appointment system.

Their on-the-job training and supervision.

#3 Basic idea and system for child protection

In Japan, more than 90% of children needing protection are accommodated in welfare facilities, with less than 10% entrusted to foster parent (s). From the viewpoint of children's sound growth, it goes without saying that children should be brought up in a warm family atmosphere. For this reason, the Ministry of Health, Labor and Welfare is trying to promote child protection in a family-like environment by initiating a subsidy system to encourage the down-sizing of child care facilities, and last year by establishing a system for special foster parents or relatives. Also in June 2003, the Special Committee on Child Protection was established under the National Advisory Council on Social Security, and relevant discussions are now underway. However, at present very few people wish to care for a foster child for only a given period, although many wish to adopt one. Efforts are being made to deal with this very difficult situation in Japan.

In view of the above situation, we wish to ask about the following :

Your basic approach and policy regarding protection for abused children.

Present conditions and problems regarding the foster parent system.

Present conditions and problems related to your backup system for foster parent (s).

#9 日本におけるソーシャルワークの現状と課題（才村）英訳前原文

1. ソーシャルワーカーのバーンアウト対策

虐待事例への援助は、通告を端緒として開始されるため、親の相談意思とは無関係あるいは親の意に反して介入していくところにその特質がある。このため、時には親との間で対立関係が生じるのはどの国においてもある程度不可避なことだと思われる。特に、わが国では、通告の受理、調査（立入調査を含む）、一時保護（職権保護を含む）、施設入所措置や里親委託、保護者へのソーシャルワーク的援助など、虐待対応の主要な権限や機能がすべて児童相談所（Child Guidance Center）に一極集中的に付与されていることから、立入調査の際に親が職員に暴力を振るったり、職権保護のケースでは親が子どもの引取りや面会を求めて脅迫的な言動に出るなどの事案が急増している。このため、過大なストレスからバーンアウトする職員も増えており、その対策が重要な課題の一つとなっている。

そこで、次のような事柄についてお伺いしたい。

- ① 親による職員への加害・妨害事件の実態とその対応策
- ② 職員のストレスやバーンアウトの実態とその対応策（メンタルヘルスや被害職員のメンタルケア等）
- ③ 親のための苦情申立ての制度

2. ソーシャルワーカーの養成と確保

わが国では、児童福祉法により児童福祉司（ソーシャルワーカー）の任用資格として、児童福祉司を養成する学校を卒業した者、大学で社会福祉学や心理学等を専攻した者等の規定があるが、自治体の人事当局は人事の滞留を恐れ、専門職による任用を嫌うことから、一般行政職を児童福祉司に充てる例が多くなっている（わが国では基本的に終身雇用制であり、人事の刷新を図るため、3～4年に1度の人事異動が一般的となっている。専門職の場合、異動先が限定されるため、専門職採用を嫌う自治体が多い）。

虐待の対応では、リスクアセスメントや親へのソーシャルワーカー等において高度な専門性が求められるが、一般行政職は異動のサイクルが短いため、組織における専門性が蓄積されず、スーパーバイザーも育たないという問題がある。このような人事配置となる背景には、ソーシャルワークの専門性に対する社会的認知の低さがあると考えられる。

このような点を踏まえ、次の事柄についてお伺いしたい。

- ① ソーシャルワーカーの養成と資格制度の現状と課題について
- ② ソーシャルワーカーの任用のシステム
- ③ ソーシャルワーカーに対する現任訓練やスーパービジョンの実態

3. 社会的養護に対する基本的な考え方と制度について

わが国では、要保護児童の90%以上が施設に入所しており、里親委託されるのは10%にも満たない。しかし、児童の健全な成長を考慮すると、暖かい家庭的な雰囲気の中で養育されるべきであることは論を待たない。このため、厚生労働省は、児童養護施設の小規模化を進めるための補助制度の創設をはじめ、昨年には、より高度な専門性を有し被虐待児童等の養育困難児童を受け入れる専門里親や親族里親制度を創設するなど、家庭的養護の推進に努めている。また、本年6月からは、国の社会保障審議会のもとに「社会的養護のあり方に関する専門委員会」を立ち上げ、現在検討が進められているところである。しかし、わが国では、養子縁組を希望する里親は多いものの、一定期間のみ養育する里親は希望者が殆どいないのが現状であり、対応に苦慮している。

このような現状を踏まえ、下記の事柄についてお伺いしたい。

- ① 社会的養護のあり方に対する基本的な考え方と政策
- ② 里親制度の現状と課題
- ③ 里親に対するバックアップ制度の実情と課題

フランス支部 Taub 支部長より松井あて（3）

Dear Dr. Matsui,

I have arranged for our meeting to take place on Tuesday, July 8th from 18h00 to 20h00. There will be at least four professionals present at the meeting: a psychologist, a pediatrician, a children's judge, and a social worker (myself). Since I speak fluent English, I will serve as the interpreter for those of my colleagues who do not.

The meeting will probably take place at the Hopital des Enfants Malades (sick children's hospital) in the center of Paris. I will confirm the exact location as soon as possible.

Kind regards,

Gaby Taub

資料8 ISPCANニュースレター“THE LINK” に掲載された「日仏交流計画」

国際児童虐待防止協会 ISPCAN は会員に季刊のニュースレターを配布している。私達のフランス支部 AFIREM 訪問、交流の記事が掲載された。

ボックス 資料8

日仏交流計画

THE LINK

The Official Newsletter of the International Society for
Prevention of Child Abuse and Neglect (ISPCAN)

25 W. 560 Geneva Road, Suite L2C, Carol Stream, IL 60188 U.S.A.



Volume 12, Number 2
Northern Summer / Southern Winter 2003

FOCUS TOPIC:



**Dear Colleagues, Chers Collègues,
Queridos Colegas,**

These are exciting times for ISPCAN as more and more alliances are being forged and our members are more involved in a multitude of activities directed at child abuse prevention.

The number of National Partners is growing. We now have 16 partners with the two newest additions being the Africa Network for the Prevention and Protection Against Child Abuse and Neglect (ANPPCAN) in Nigeria and the National Association for Prevention of Child Abuse and Neglect (NASPCAN) located in Sweden and covering the Nordic Region. ISPCAN is actively involved with these organizations in their conferences, such as the recent APSAC Colloquium in Orlando, Florida and the BASPCAN Conference in York, England. Joint planning efforts also are underway with respect to the 2004 International Congress in Brisbane, the 2005 European Conference in Berlin and the 2006 International Congress in York. Working with our National Partners is and promises to be increasingly a mutually beneficial alliance that will extend the reach that all these organizations. It is my pleasure to recognize particularly the efforts of Tilman Furniss, Chair of the ISPCAN Executive Council's Congress and Conference Committee and our Executive Director, Kimberly Svevo, in moving these relationships forward.

The Intersectoral Approach to Child Maltreatment Prevention at the Country Level has now completed its redraft and should shortly be available on the ISPCAN members' web page. The sections that will be available will be the Core, Health, Legal and Social Sectors. In keeping with the WHO World Report on Violence and Health this tool emphasizes both prevention and multidisciplinary cooperation. It is based on the public health approach and children's rights. This version is about to be presented at the August 2003 European Conference in Warsaw, Poland and will now go for broader consultation to experts in all of WHO's regions around the world, as well as to ISPCAN's Expert Faculty. It is anticipated that this broader consultation will contribute to informing the cultural sensitivity of this tool and make it useful in all settings as has been intended from its inception.

The International Training Project of ISPCAN (ITPI) is moving forward successfully under the leadership of Irene Intebi, Chair of the ISPCAN Executive Council's Training Committee. At this point projects in Kenya, South Africa, Malaysia, Thailand, Brazil and Argentina are reaching their 3-year mark and we are hopeful that funding can be extended to include a number of other countries. We are very grateful to those country project leaders whose commitment and excellent work make this success possible. We are currently in the process of developing useful and meaningful evaluation criteria for these projects with the very able help of ISPCAN Executive Councillor Deborah Daro.

My sincere good wishes for ongoing success in your work. Buen trabajo. Bon travail.

Regards,

Marcellina Mian, M.D., Canada

National Partner Program connects Japan & France

The ISPCAN National Partner Program is creating multiple opportunities for professionals to better understand the challenges involved in addressing child maltreatment within different cultural contexts.

Recently, this type of professional exchange occurred between members of JASPCAN (Japanese Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect) and AFIREM (French Society for Information and Research on Child Abuse and Neglect).

Dr. Ichiro Matsui, Director of the Department of Information and Research of the Children's Rainbow Center (CRC) in Yokohama, and Mr. Jun Saimura, a specialist in social work with children at the Japan Child and Family Research Institute in Tokyo, were asked by the Japanese Ministry to conduct a field survey regarding child abuse in Germany and France. Because both of these individuals are active in the JASPCAN (Japanese Society for the Prevention of Child Abuse and Neglect), the first place they sought help was from fellow ISPCAN National Partners, AFIREM.

The JASPCAN professionals and their interpreter traveled to Paris on 9 July 2003 and met with a number of AFIREM members at the Sick Children's Hospital. AFIREM members participating in the meeting included Nicole Agneau, Social Worker; Dominique Girodet, Pediatrician; Caroline Mignot, Pediatrician; Anne Tardy, Children's Judge; and Gaby Taub, Social Worker and ISPCAN Councillor.

Individual introductions were followed by a brief presentation of JASPCAN and of AFIREM. The participants then proceeded to discuss a wide variety of subjects, from both the Japanese and the French point of view, including:

- * incidence of child abuse;
- * definition of child abuse;
- * administrative protection of children at risk;
- * judiciary protection of children in danger;
- * respective roles of different professionals in a multidisciplinary approach;
- * evaluation;
- * reporting;
- * treatment;
- * primary prevention;
- * training; and
- * role and function of organizations such as JASPCAN and AFIREM

In the course of the ensuing discussion, similarities and differences in the French and Japanese approach to child abuse and neglect were identified. Despite the cultural differences and the language barrier amongst the participants, communication flowed freely and a common professional culture facilitated mutual understanding.

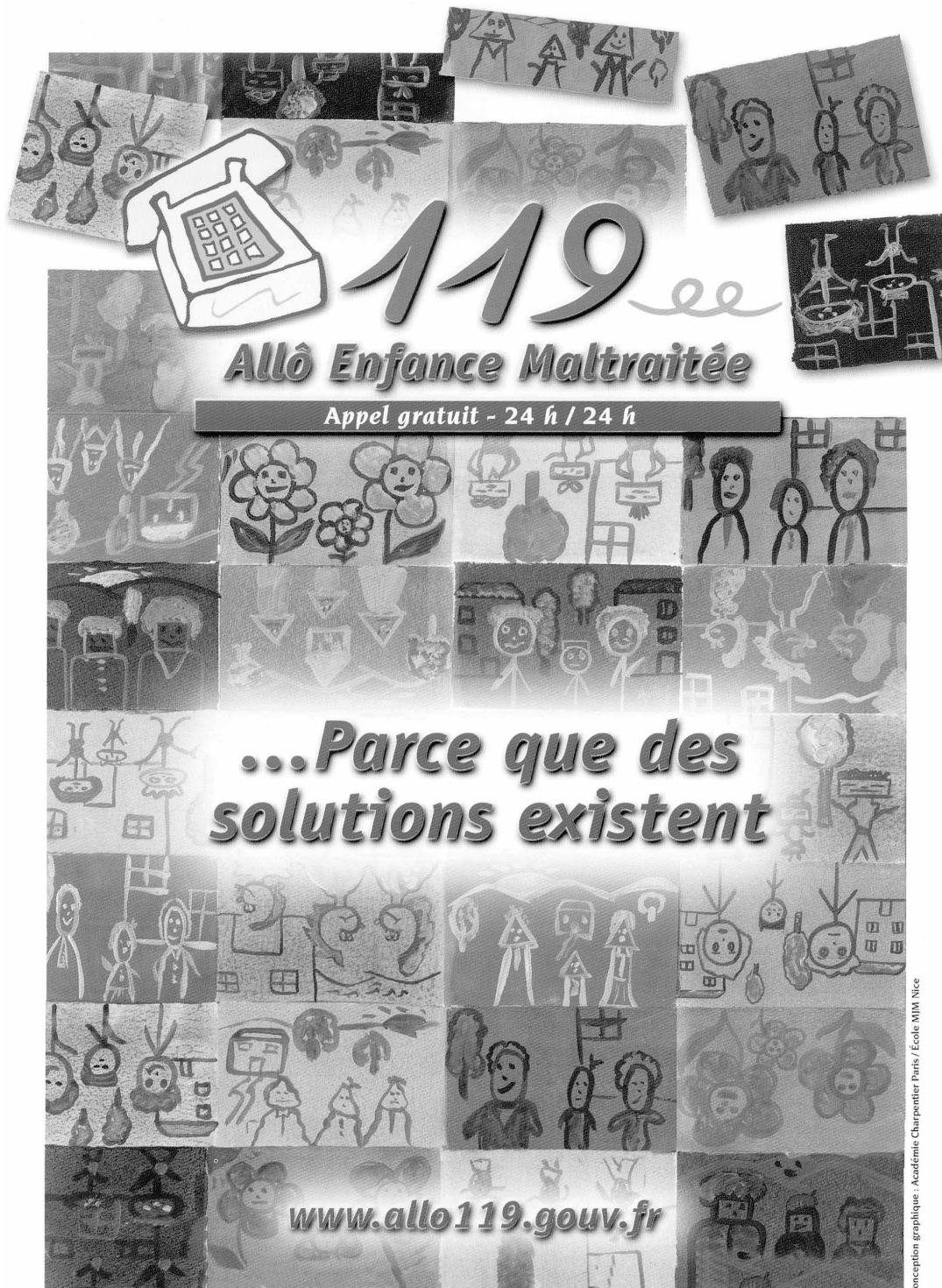
AFIREM offered the Japanese delegation a number of AFIREM publications including the professional journal "Les Cahiers de l'AFIREM," proceedings of past AFIREM congresses, and a number of pedagogical tools developed by AFIREM.

All those present expressed the desire to extend this first contact through e-mail exchanges between JASPCAN and AFIREM as well as through future ISPCAN National Partner meetings.

Gaby Taub, MSW
Membership Chair, ISPCAN, Secretary, AFIREM, France

資料9 被虐待児の電話相談・国家サービス (SNATEM) のポスター、組織、概要パンフレット

ボックス 資料9-1 SNATEM「もしもし、子ども虐待？119番」のポスター
— 保育園、学校、その他公共機関に掲示が義務づけられている —



*Service National d'Accueil Téléphonique
pour l'Enfance Maltraitée*

Groupement d'Intérêt Public

Président

PHILIPPE NOGRIX

Présidents Honoraires

JACQUES BARROT

JACQUES BAUDOT

BERNARD DEROSIER

Vice-Présidentes

SYLVIANE LEGER-LANDAIS

ANNE-AYMONE GISCARD D'ESTAING

Directrice Générale

ANNIE GAUDIÈRE



Une réunion
du Conseil d'Administration
De gauche à droite, autour de

Philippe NOGRIX,
Président du SNATEM

1^{er} RANG

ANNIE GAUDIÈRE

Directrice générale du SNATEM

2^{ème} RANG

FRANÇOIS DELALANDE

Direction générale de l'Action Sociale

ANNE DUPUY

Direction de la Protection Judiciaire de la
Jeunesse

SIMONE CHALON

Enfance Majuscule

ANNE-AYMONE GISCARD

D'ESTAING

Vice-Présidente du SNATEM

3^{ème} RANG

JEAN-PIERRE GRIFFAULT

Conseil Général des Deux-Sèvres

PASCALE BOUVET

Direction de l'Enseignement Scolaire

MARIE-FRANÇOISE VIALATON

Conseil Général de Seine-et-Marne

LAURENCE PREVOST

Direction Générale de la Santé

FRANÇOISE LARROQUE

Direction Générale de la Police Nationale - DCSP

PIERRETTE MIENVILLE

Commissaire du Gouvernement

4^{ème} RANG

JEAN-PIERRE GUETTET

Agent Comptable

HUBERT REDON

Contrôleur Financier

PIERRE ANTEBLIAN

Direction Générale de la Gendarmerie Nationale

✓ 主要スタッフが勢ぞろいしている写真。
最前列がNOGRIX会長と、我々の訪問時に
説明してくれた GAUDIÈRE 部長。

↓ 理事会構成が示されている。

(1) 内閣 8 省庁の出席者役職

(2) 12 の県議会・代表県

(3) 民間の学識経験者

4 つのアソシアションが指定されている。

CONSEIL D'ADMINISTRATION

MINISTÈRES

- DIRECTION GÉNÉRALE DE L'ACTION SOCIALE
- DIRECTION GÉNÉRALE DE LA SANTÉ
- DIRECTION DE L'ENSEIGNEMENT SCOLAIRE
- DIRECTION DE LA JEUNESSE ET DE L'ÉDUCATION POPULAIRE
- DIRECTION DE LA PROTECTION JUDICIAIRE DE LA JEUNESSE
- DIRECTION GÉNÉRALE DE LA GENDARMERIE NATIONALE
- DIRECTION GÉNÉRALE DE LA POLICE NATIONALE
- DIRECTION GÉNÉRALE DES COLLECTIVITÉS LOCALES

CONSEILS GÉNÉRAUX

- ALLIER
- BAS-RHIN
- CÔTE D'OR
- DEUX-SÈVRES
- ILLE-ET-VILAINE
- LOIRE
- LOIRE-ATLANTIQUE
- RHÔNE
- SAVOIE
- SEINE-ET-MARNE
- VAL-D'OISE
- VIENNE

PERSONNES MORALES DE DROIT PRIVÉ

- FONDATION POUR L'ENFANCE
- FÉDÉRATION ALEXIS DANAN - ENFANCE MAJUSCULE
- ASSOCIATION FRANÇAISE D'INFORMATION
ET DE RECHERCHE SUR L'ENFANCE MALTRAITÉE (A.F.I.R.E.M)
- FÉDÉRATION NATIONALE DES ÉCOLES DES PARENTS
ET DES ÉDUCATEURS (F.N.E.P.E.)

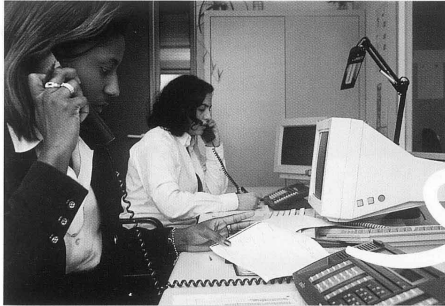
- ・毎日約5,000件が119番で受信される。
- ・それぞれの受信は、まず受理をし、オリエンテーションをつけ、県の児童社会扶助サービスに情報伝達の可否、を指標としている。

よって以下の3段階で介入作業を行う。

- (1) 最初の受信：中傷・誹謗電話などのフィルター役も行う。【写真上】
- (2) 聴取・相談の段階：専門職が対応するが、相談者との関係を築き、十分な聴き取りを行なうため、細部にわたるマニュアルがある。【写真中】
- (3) コーディネーターの役割：必要な場合は県のサービスにファックスを送る。【写真下】

L'accueil des appels au 119

Chaque jour, près de 5 000 appels sont accueillis par le 119. Cette fonction se traduit par l'écoute, l'orientation, l'information et la transmission de l'information aux services départementaux. Chaque appel mobilise trois niveaux d'intervention.



Le pré accueil :

Cette fonction est prise en charge par une équipe de professionnels de la téléphonie.

Leur rôle est de filtrer les appels incongrus, d'accueillir les usagers, de leur présenter le service et d'orienter les appels explicites vers le plateau d'écoute.



Le plateau d'écoute :

Il est composé de 50 professionnels de formations complémentaires : psychologues, juristes, travailleurs sociaux. Quatre compétences seront requises ; être formé à la relation, avoir une connaissance des pathologies liées à la maltraitance, maîtriser les fonctionnements institutionnels et connaître les réseaux sociaux départementaux.

Leur mission première est d'être à l'écoute des usagers, de procéder à l'évaluation des situations à travers le contenu des appels, puis de transmettre les informations aux départements.

Toutefois, une grande partie de l'activité consiste à apporter une aide immédiate aux personnes par un soutien psychologique ponctuel, une orientation vers des structures locales, ou bien encore, répondre à une demande d'information précise.

Un service minitel dialogue pour déficients auditifs est accessible par une ligne directe gratuite : le 0800 559 557.



Les coordonnateurs :

Une équipe de coordination (psychologue, juriste, travailleur social) encadre les professionnels du pré accueil et du plateau technique. Elle assure l'interface entre le 119 et les services sociaux départementaux.

Les coordonnateurs maîtrisent l'ensemble des procédures de transmission d'information aux départements, valident les contenus et assurent le suivi. Ils sont en relation permanente avec les correspondants et les dispositifs départementaux d'action sociale.

L'ensemble du personnel est soumis au secret professionnel, conformément aux conditions prévues à l'article 226.13 du code Pénal.

電話相談対応の格子表

119番で受信される全ての電話：無言電話、そっけない電話、番号違い、訴えの電話、切り口上の電話、緊急の電話などへの対応、受信者の対応態度、その背後にある問題などの処理の仕方が一覧表で作成されている。

LA GRILLE DE REPONSES

* : Accompagné d'une formule de politesse.

Bonjour, vous êtes au 119, téléphone national pour l'enfance maltraitée. Vous êtes à l'accueil nous vous écoutons

TYPES D'APPELS	ENFANT	ADULTE	COMPORTEMENT DE L'APPELANT	OBJET DE L'APPEL	ATTITUDE CONSEILLÉE	PHRASE CONSEILLÉE	ATTITUDE (S) DÉCONSEILLÉE (S)	PHRASE DÉCONSEILLÉE
MUETS SANS INDICES					Rester calme, ne pas raccrocher penser à la difficulté pour celui qui est au bout du fil de parler.	Prononcer la phrase d'accueil en respectant des pauses. Inviter l'appelant à parler, à rappeler le service. Si persistance du silence, indiquer un possible raccroché. *	Raccroché rapide, silence. Penser à une intention cachée chez celui qui appelle.	Si vous ne parlez pas je vais raccrocher.
MUETS AVEC INDICES			Bruits de l'environnement, respiration, autres...		Rester calme, ne pas raccrocher.	Prononcer la phrase d'accueil.....	Raccroché rapide, silence. Penser à une intention cachée chez celui qui appelle.	Si vous ne parlez pas je vais raccrocher.
TYPES D'APPELS	ENFANT	ADULTE	COMPORTEMENT DE L'APPELANT	OBJET DE L'APPEL	ATTITUDE CONSEILLÉE	PHRASE CONSEILLÉE	ATTITUDE (S) DÉCONSEILLÉE (S)	PHRASE DÉCONSEILLÉE
BREFS SANS POSSIBILITÉS D'INTERVENIR			Cris, jurons, insultes directes, personnalisées.	Indéterminé	Rester calme, ne pas raccrocher, tenter de nouer un dialogue. Explications et recentrage sur les missions du service. Recul. En cas d'échec, inviter poliment au rappel et raccrocher * .	Bonjour, vous êtes au 119.... Ce numéro est là pour vous aider. Si vous vous exprimez autrement peut-être que nous pourrions vous aider ?	Manifester de l'énervement, prendre pour soi les mots entendus. Réagir de façon directe sous forme de conversation.	Je ne t'ai pas insulté, pourquoi tu m'insultes ? Ce service n'est pas là pour cela.
BREFS AVEC POSSIBILITÉS D'INTERVENIR			Exprime des phrases brèves	Référence à des M.T	Faire préciser une question ou une remarque, présenter le service.	Souhaites-tu ou souhaitez-vous nous parler de cela ?	Multiplier les questionnements, entrer dans l'appel.	Tu pourrais m'en dire plus, je suis là pour t'écouter.
TYPES D'APPELS	ENFANT	ADULTE	COMPORTEMENT DE L'APPELANT	OBJET DE L'APPEL	ATTITUDE CONSEILLÉE	PHRASE CONSEILLÉE	ATTITUDE (S) DÉCONSEILLÉE (S)	PHRASE DÉCONSEILLÉE
ERREURS					Rectifier l'information erronée.	C'est une erreur, vous vous trouvez au 119, numéro national.....	Agacement, raccroché, réponse rapide.	Vous n'êtes pas au bon numéro.
DEMANDE D'INFORMATION			Normal	Repéré	Transférer l'appel vers le plateau.	Je vais te passer quelqu'un qui va pouvoir t'aider.	Essayer de répondre à la demande	Que veux-tu savoir ?
			Particulier	A préciser	Transférer l'appel vers le plateau.	Je vais te passer quelqu'un qui...	Essayer de répondre à la demande	Que veux-tu savoir ?
DOCUMENTATION			Normal/particulier	A préciser	Transférer l'appel vers le plateau A transférer à l'agent compétent.		Essayer de répondre à la demande.	Que souhaitez-vous au juste?
TYPES D'APPELS	ENFANT	ADULTE	COMPORTEMENT DE L'APPELANT	OBJET DE L'APPEL	ATTITUDE CONSEILLÉE	PHRASE CONSEILLÉE	ATTITUDE (S) DÉCONSEILLÉE (S)	PHRASE DÉCONSEILLÉE
ECHANGES			Aborde sans agressivité une quest*.	A repérer	Transférer rapidement l'appel vers le plateau.	Je vais te passer quelqu'un qui va...	Familiarités, questionnement soutenu.	Qu'est-ce qui se passe chez toi ?
ECHANGES			Aborde une question hors mission.	A cerner	Réorientation ou transfert	Notre service a pour mission.....	Agacement, énervement.	On ne peut rien pour vous ici !
ECHANGES			Aborde une question/à la miss*.	Repéré	Transférer l'appel vers le plateau.	Je vais vous passer un professionnel.	Essayer de répondre soi-même.	Moi, ce que je peux vous dire..
			Cris, insultes directes, personnalisées, contestation d'un fait.	Déterminé	Rester calme transférer l'appel vers le plateau ou vers les services administratifs (Coordonateurs).	Vous êtes sur la ligne d'accueil nous allons vous passer qqn qui va pouvoir vous aider.	Répondre aux insultes, raccrocher brutalement.	Ne me parlez pas sur ce ton !
TYPES D'APPELS	ENFANT	ADULTE	COMPORTEMENT DE L'APPELANT	OBJET DE L'APPEL	ATTITUDE CONSEILLÉE	PHRASE CONSEILLÉE	ATTITUDE (S) DÉCONSEILLÉE (S)	PHRASE DÉCONSEILLÉE
URGENCES			Pleurs, cris, souffrance réelle.	Aide	Transfert de l'appel en urgence Apaiser par des mots réconfortant	Il y a des gens ici qui vont pouvoir t'aider. Je vais te passer tout de suite quelqu'un.	Paniquer, le faire patienter trop longtemps.	Rappelle-nous plus tard !
			Pleurs, cris, souffrance réelle.	Aide	Tenter l'apaisement puis un transfert vers le plateau.	Nous allons vous passer qqn qui va..	Paniquer, renvoyer vers un autre service.	Nous ne traitons pas ce genre de problème !

IMPORTANT : L'agent d'accueil doit être extrêmement attentif à ne pas entrer dans l'appel. Tout appel évoluant vers une forme d'échange doit être passé à un professionnel du plateau

ドイツ・フランスの
児童虐待防止制度の視察報告書

Ⅱ フランス共和国編

平成16年3月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
homepage : <http://www.crc-japan.net>

編集 主任研究者 松 井 一 郎
共同研究者 才 村 純

印刷 (株)柏苑社 TEL. 045-711-5600